

# 市場化テストの契約に関する調査 報告書

平成22年3月

**MRI** 株式会社 三菱総合研究所



## 目 次

<b>1. 調査の目的と調査フロー</b> .....	<b>1</b>
1.1 調査の目的 .....	1
1.2 調査方法・調査フロー .....	1
<b>2. わが国における市場化テストの導入状況</b> .....	<b>4</b>
2.1 市場化テストをめぐる社会的環境 .....	4
2.2 市場化テストの導入実績 .....	4
<b>3. その他の官民連携手法</b> .....	<b>7</b>
<b>4. 契約書の全体構成と主な論点の整理</b> .....	<b>10</b>
4.1 契約書の全体構成の分析 .....	10
4.2 市場化テストの契約書における主な論点 .....	19
<b>5. 事業全体の枠組みに関する記載方針</b> .....	<b>22</b>
5.1 官民の協議手続 .....	22
<b>6. 業務の実施及び確認に関する記載方針</b> .....	<b>26</b>
6.1 業務実施体制 .....	26
6.2 業務にかかる第三者の使用 .....	28
6.3 モニタリング手続 .....	32
6.4 減額規定 .....	40
6.5 インセンティブ .....	45
6.6 緊急時の対応 .....	52
<b>7. 支払に関する記載方針</b> .....	<b>55</b>
7.1 支払手続 .....	55
7.2 物価変動等による委託費の見直し .....	57
<b>8. 契約の変更、解除、終了に関する記載方針</b> .....	<b>61</b>
8.1 契約解除の手続 .....	61
8.2 契約変更の手続 .....	64
8.3 業務終了時の事業引継ぎの手続 .....	66

<b>9. 著作権等その他の記載方針</b> .....	<b>70</b>
9.1 秘密保持・個人情報の取扱い.....	70
9.2 知的財産権の取扱い.....	74
<b>10. 分野の事業特性を踏まえた契約の記載方針</b> .....	<b>76</b>
10.1 業務遂行上の分類 .....	76
10.2 事業分類別の特徴 .....	77

別添資料

- 1 市場化テスト参考契約書（案）
- 2 市場化テスト参考契約書（案）の主要条項の解説

## 1. 調査の目的と調査フロー

### 1.1 調査の目的

平成 18 年 7 月に競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（以下「公共サービス改革法」という。）が施行されて以降、96 事業が市場化テストを導入することが決定されている。これらの事業は、公共サービス改革法第 9 条及び 14 条に基づく実施要項の審議を経た上で、民間事業者が落札者として決定された場合は、同法第 20 条に基づき、事業を実施する行政機関等の長と民間事業者との間で委託契約が締結されることとなる。

この契約案の策定に当たっては、法律事務等の専門的知識・技術が必要となるほか、発注者である行政機関等のみならず、受注者である民間事業者の視点も踏まえて検討する必要があるなど、特に初めて市場化テストを導入する行政機関等は多くの時間及び労力を要する場合が多い。

そこで、これまでの市場化テスト及び他の官民連携手法における契約の事例を収集し、全体的構成、主な論点、記載すべき事項等を整理することにより、行政機関等による契約案策定事務等の効率化を図り、もって市場化テストの推進に役立てる。

### 1.2 調査方法・調査フロー

#### 1) 調査方法

##### (1) 市場化テスト及び他の官民連携手法の契約の事例の収集

「市場化テストの契約案策定における全体的構成及び主な論点の整理」と「市場化テストの契約案における主な記載事項・記載方法の整理」の調査に役立てるため、事例等を収集・調査する。

##### (2) 市場化テストの契約案策定における全体的構成及び主な論点の整理

「他の官民連携手法」で議論されてきた契約にかかる論点や、既に実施されている市場化テストにおける論点を洗い出し、市場化テストに規定すべき項目を反映した標準的な契約書の全体的構成について整理する。

全体的構成には、民法上一般的に必要な条項を盛り込むとともに、市場化テストの事業の実施主体（発注者）が行政機関等であることを踏まえ、官公庁契約において必要とされる条項も盛り込む。

全体的構成及び論点の整理にあたっては、(1)において収集した事例を活用し、「モニタリング手続、支払手続、インセンティブ・ディスインセンティブの運用、官民の協議手続、契約解除・変更手続、情報の取扱い、著作権の取扱い」を含める。なお、これら以外に、後述する弊社独自提案の論点を含める。

##### (3) 市場化テストの契約案における主な記載事項・記載方法（記載する際の留意事項を含む）の整理

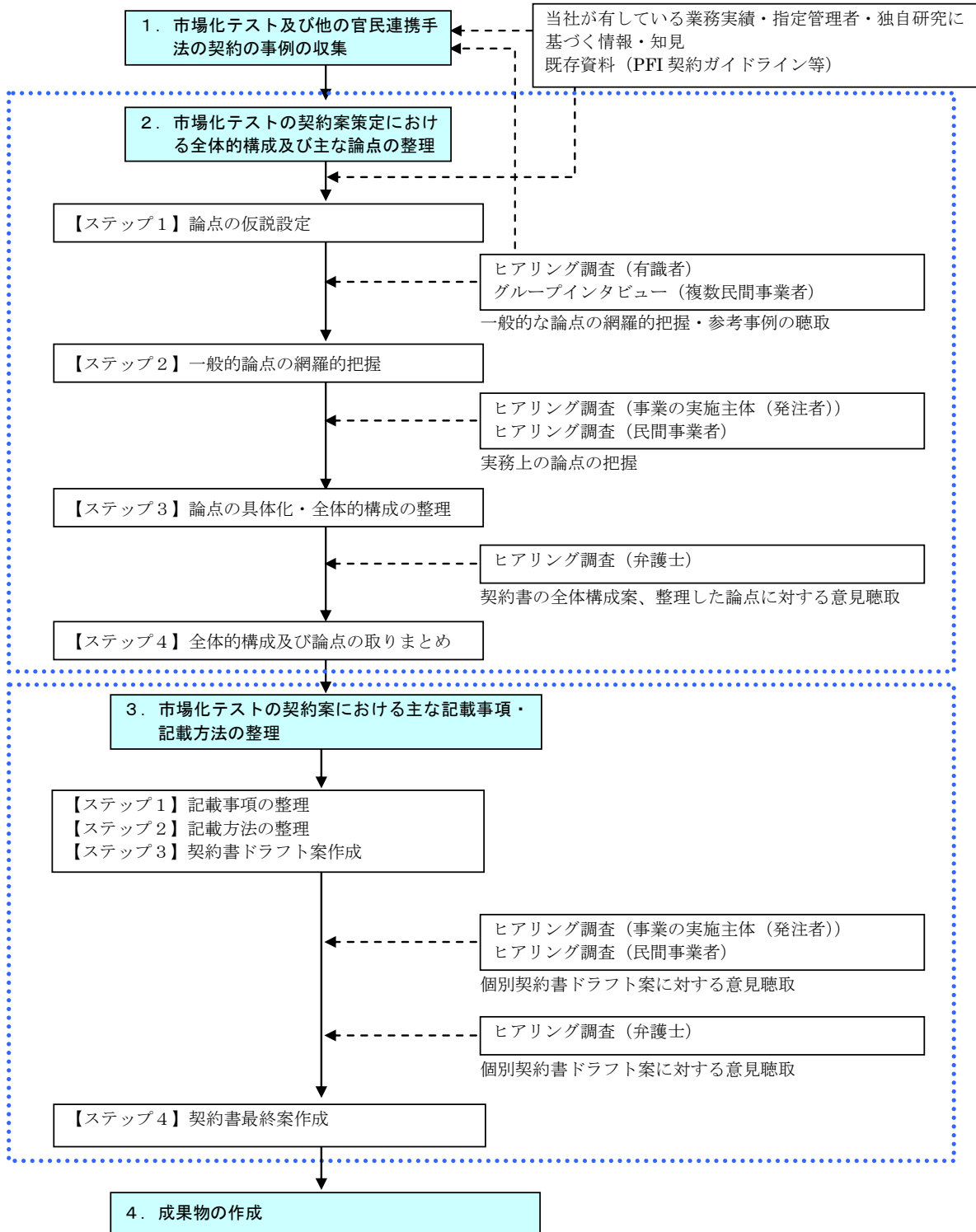
(1) 及び (2) の調査・分析等の結果に基づき、市場化テストの契約案における主

な記載事項・記載方法（記載する際の留意事項を含む）を整理し、契約書案の例（以下「市場化テスト参考契約書」という。）を作成する。

検討に当たっては、「施設の管理・運営業務」「窓口関連業務」「統計調査関連業務」「試験・セミナー等関係業務」「公物管理関連業務」「刑事施設の運営業務」の事業分野の特性等を踏まえる。

## 2) 調査フロー

下記のフローに従い、調査を進めた。



## 2. わが国における市場化テストの導入状況

### 2.1 市場化テストをめぐる社会的環境

国及び地方公共団体の財政は依然として厳しい状況にあり、公共が大きな役割を果たしてきた過去の制度を見直し、公共部門の徹底した効率化、経費削減を通じた行政改革が引き続き実施されている。また、社会が成熟するにつれて高くなる国民の公共サービスに対する要望に限られた財源で対応するためには、投入した資金（税金）に見合った公共サービスの提供を行う、「バリュー・フォー・マネー」の視点から、そのあり方を見直すことが求められるようになってきている。

こうしたことから、国や地方公共団体においては、業務のアウトソーシング（外部委託）、PFI（Private Finance Initiative）、指定管理者制度や公営企業の民営化等が導入・実施され、これまでに、それぞれ公共サービスの質の維持・向上や経費の削減に一定の効果をあげてきた。しかし、対象分野が限定的なことや法律の規制等の制約もあり、横断的に公共サービスの改革を実施する上では不十分な点もあった。

規制改革・民間開放推進会議（2007年1月25日終了）では、2005年9月に『小さくて効率的な政府』の実現に向けて」において、市場化テストを導入するための法律制定を明記し、さらに2005年12月には同会議の第二次答申において、法案の国会への早期提出、市場化テストのモデル事業として社会保険庁関連業務、ハローワーク関連業務、地方公共団体が実施する業務などをあげた。そして「公共サービス改革法」が2006年6月2日に可決成立、2006年7月に施行された。

法律の基本理念として、競争の導入による公共サービスの改革は、公共サービスの提供を受ける国民の立場に立って、公共サービス全般について不断の見直しを行い、民間事業者の創意と工夫を適切に反映させることにより、国民のため、より良質かつ低廉な公共サービスを実現することを旨として行うことが掲げられている。さらに、こうした見直しを通じて、国や地方公共団体の事務・事業として行う必要がないと判断された公共サービスは、廃止することとしている。

### 2.2 市場化テストの導入実績

市場化テストの導入が決定された事業は96事業であり、主な対象事業の実施状況は次の通りとなっている。



表 2-1 主な市場化テスト事業

<b>国民年金保険料収納事業（日本年金機構）</b>
◆全国 312 箇所すべての事務所について事業を開始 <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 19 年 10 月開始：95 箇所</li> <li>・平成 20 年 10 月開始：90 箇所</li> <li>・平成 21 年 10 月開始：127 箇所</li> </ul>
◇経費削減効果：約 134 億円（約 179 億円→約 45 億円）
<b>登記事項証明書等の交付等（法務省 登記所）</b>
◆全国 479 箇所のうち 304 箇所の登記所を対象に入札を実施 <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 20 年 4 月開始：22 箇所</li> <li>・平成 21 年 4 月開始：134 箇所</li> <li>・平成 22 年 4 月開始：148 箇所</li> </ul>
◇経費削減効果：約 44 億円（約 103 億円→約 59 億円）
<b>統計調査</b>
◆15 調査について市場化テスト導入を決定 ◆うち事業を開始したのは以下の 13 調査 <ul style="list-style-type: none"> <li>・科学技術研究調査</li> <li>・民間給与実態統計調査</li> <li>・社会福祉施設等調査</li> <li>・介護サービス施設・事業所調査</li> <li>・就労条件総合調査</li> <li>・牛乳乳製品統計調査</li> <li>・生鮮食料品価格・販売動向調査</li> <li>・木材価格統計調査</li> <li>・農作物価統計調査</li> <li>・内水面漁業生産統計調査</li> <li>・経済産業省企業活動基本調査</li> <li>・水質汚濁物質排出量総合調査</li> <li>・水質汚濁防止法等の施行状況調査</li> </ul>
◇経費削減効果：約 3.4 億円（約 9.5 億→約 6.1 億円）
<b>ハローワーク関連業務（厚生労働省）</b>
◆キャリア交流プラザ、人材銀行、求人開拓について事業を開始
◇3 事業の経費削減効果：約 1.8 億円（約 5.4 億→約 3.6 億円）
<b>刑事施設の運營業務（法務省）</b>
◆特区の全国展開の一環として、刑事施設の運營業務の一部について市場化テスト導入を決定
<b>施設管理・運營業務等</b>
◆内閣府庁舎、警察大学校等の施設の管理業務 ◆中小企業大学校の研修事業及び施設の運営等
<b>公物管理業務</b>
◆国営公園（滝野すずらん丘陵公園、東京臨海広域防災公園）の維持管理業務 ◆国民公園（新宿御苑）の維持管理の維持管理業務 ◆国立公園（大山隠岐国立公園）関係施設の維持管理の維持管理業務

出典：内閣府 HP <http://www5.cao.go.jp/koukyo/kaisetsu/kaisetsu.html#e>

地方公共団体で、公共サービス改革法に基づいて実施されているのは、北海道由仁町と長野県南牧村の 2 事例である。また、同法に示す手続を参考として実施した、官民競争型の事例や、民間提案型の事例もある。

表 2-2 地方自治体による市場化テスト等の取り組み事例

	地方自治体名	事例
公共サービス改革法に基づく事例	由仁町 (北海道)	三川支所窓口業務 ・特定公共サービス窓口 6 業務 (受付及び引渡し) ・高額療養費の申請の受付、乳幼児医療助成申請の受付、児童手当現況届の受付などの窓口業務
	南牧村 (長野県)	野辺山出張所窓口業務 ・特定公共サービス窓口 6 業務 (受付及び引渡し) ・福祉医療費支給申請書、児童手当現況届、村営住宅収入申告書の受付などの窓口業務
官民競争型の事例	東京都	【平成 19 年度対象業務】 ・都立技術専門校における求職者向け公共職業訓練 7 科目 ・6 件は民が落札、1 件は官に決定 【平成 20 年度対象業務】 ・19 年度業務の入札結果、官が落札した業務は、引き続き官が実施。 ・19 年度業務の民落札の 6 件 + 追加業務 1 科目 (2 件) について、民間競争
	愛知県	・愛知県自治研修所職員研修業務 ・愛知県旅券センター旅券申請窓口業務 ・公共職業訓練 名古屋高等技術専門校 短期課程「OA ビジネス科」業務
	和歌山県	・和歌山県庁南別館管理運営業務 (施設の警備や清掃、電気設備等の管理運営業務)
	岡山県	・職員公舎等管理業務
	奥州市 (岩手県)	・水道止水栓開閉栓業務
	倉敷市 (岡山県)	・倉敷市車両維持管理業務
	民間提案型の事例	北海道
大阪府		・職員研修業務 ・建設業許可申請の受付等業務
熊本県		・くまもと県民交流館・NPO 活動支援業務 ・熊本県立農業大学校給食委託事業 ・放置車両確認事務委託業務

出典：内閣府 HP <http://www5.cao.go.jp/koukyo/chihou/case/case.html>

### 3. その他の官民連携手法

本調査における具体的な検討を行う前に、市場化テストとその他の官民連携手法の概要を整理し、市場化テストとその他の官民連携手法の違いを整理する。

#### 1) 市場化テスト

「市場化テスト」は、官民競争入札・民間競争入札を活用し、公共サービスの実施について、民間事業者の創意工夫を活用することにより、国民のため、より良質かつ低廉な公共サービスを実現することを趣旨・目的としている。官民競争入札は、公共サービスについて、「官」と「民」が対等な立場で競争入札に参加し、質・価格の両面で最も優れた者が、そのサービスの提供を担う仕組みである。

対象事業の選定については、公共サービス改革基本方針の改定を通じ、官民競争入札等の対象事業を定めることが特徴的である。入札の実施について定める実施要項を、各省庁等が作成し、監理委員会の議を経ることとなっており、実施要項には、確保すべきサービスの質、落札者評価基準、従来の実施状況の開示を定める。法令の特例を設けることで、従来は民間委託ができなかった業務についても、官民競争入札等の実施が可能となっている。民間事業者の適切かつ確実な実施を確保するため、守秘義務やみなし公務員規定を適用することや、民間事業者の監督のための規定（報告徴収、立入検査、必要な措置の指示等）が整備されている。

#### 2) PFI 事業

「PFI (Private Finance Initiative : プライベート・ファイナンス・イニシアティブ)」とは、公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う新しい手法である。

民間の資金、経営能力、技術的能力を活用することにより、国や地方公共団体等が直接実施するよりも効率的かつ効果的に公共サービスを提供できる事業について、PFI 手法で実施する。

PFI の導入により、国や地方公共団体の事業コストの削減、より質の高い公共サービスの提供を目指す。

我が国では、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（以下「PFI 法」という。）が平成 11 年 7 月に制定され、平成 12 年 3 月に PFI の理念とその実現のための方法を示す「民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針」が、民間資金等活用事業推進委員会（PFI 推進委員会）の議を経て、内閣総理大臣によって策定され、PFI 事業の枠組みが設けられた。

英国など海外では、日本より早く PFI 方式による公共サービスの提供が実施されており、有料橋、鉄道、病院、学校などの公共施設等の整備等、再開発などの分野で成果を収めてきている。

出典：内閣府HP <http://www8.cao.go.jp/PFI/aboutPFI.html>

### 3) 指定管理者制度

公の施設の指定管理者制度は、多様化する市民ニーズにより効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図ることを目的とする。

具体的には、地方公共団体が指定する法人その他の団体に公の施設の管理を行わせようとするものであり、その対象は民間事業者等が幅広く含まれる。地方公共団体の長は、条例の定めるところにより、指定管理者に使用許可を行わせることができる。

指定に当たって議決すべき事項は、指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称、指定管理者となる団体の名称、指定の期間等である。

出典：地方自治法の一部を改正する法律の公布について（通知）、総行第 87 号

### 4) 構造改革特区制度

実情に合わなくなった国の規制が、民間企業の経済活動や地方公共団体の事業を妨げていることがある。こうした現在の実情にそぐわない国の規制を、地域を限定して改革することによって、構造改革を進め、地域を活性化させることを目的とする制度である。

この制度では、①構造改革の成功事例を示すことにより、全国的な構造改革へと波及させ、我が国全体の経済の活性化を実現すること、②地域の特性に応じた産業の集積や新規産業の創出等により、地域の活性化につなげることを目標としている。

出典：首相官邸HP <http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kouzou2/kouhyou/0809panf/panf1.pdf>

### 5) 市場化テストとその他の官民連携手法との違い

PFI とは、公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営及び技術的ノウハウを活用して行う手法であり、事業コストの削減やより質の高い公共サービスの提供を目指すものである。

指定管理者制度とは、地方公共団体の保有する「公の施設」の管理事務を、従来の第三セクター等だけでなく、広く民間事業者等へ開放するものである。

構造改革特区制度とは、地域の特性に応じて地域を限定して、法律や政令、通達等の規制緩和など規制の特例措置を導入することで、地域経済の活性化や、全国的な規制緩和への波及による我が国全体の経済活性化を実現するものである。

市場化テスト（官民競争入札等）は、その対象とする業務の範囲が、国又は地方公共団体が実施する業務の全般にわたるものであり、サービスの質の維持向上と経費の削減とともに実現し、その履行を確実にするため、特に的確かつ厳正な規定を設けている。具体的には、

- ① 対象となる公共サービスの従来の実施状況に関する情報の開示を行うこととしており（法第 9 条第 4 項等）、従来のコストやサービスの内容と、新たに官民競争入札等の結果その公共サービスを実施することとなった者によるコストやサービスの内容を、国民・住民の目から見て透明な形で比較検証できるようにしていること

- ② サービスのコストの削減だけでなく質の維持向上も実現するため、「実施要項」（法第9条等）において、従来のコストやサービスの内容を踏まえ、確保すべきサービスの質や落札者を選定するための評価基準などを十分検討し明確化する制度としており、その「実施要項」の策定に当たり、本法で設置される「官民競争入札等監理委員会」（地方公共団体においては、「合議制の機関」）の議を経て（法第9条第5項等）決定することとしていること
- ③ 価格、質を評価すること（法第13条第1項等）
- ④ 適正な事業実施を確保するため、対象公共サービスを実施することとなった民間事業者に、法令上の守秘義務（法第25条第1項）やみなし公務員規定（法第25条第2項）が適用されるとともに、事業者への監督規定（報告徴収、立入検査、措置の指示）を設けていること（法第26条、第27条等）

等の特色がある。

表 3-1 各制度の比較表

項目	官民競争入札等 (市場化テスト)	PFI 制度	指定管理者制度	構造改革特区制度
根拠法	公共サービス改革法	PFI 法	地方自治法	構造改革特別区域法
対象	公共サービス(公共サービス改革法による法令の特例措置により、行政処分も対象となり得る)	公共施設等の整備等に関する事業	「公の施設」の管理(行政処分が含まれる場合がある)	規制対象分野
民間事業者等との関係	民法上の契約関係を基本としつつ、本法により、当該契約関係に一定の制限を課す仕組み	民法上の契約関係	地方公共団体による「指定」(行政処分)により管理権限の委任を行う仕組み	民間事業者との契約を要する場合は、民法上の契約関係を基本としつつ、特区法の規定により、当該契約関係に一定の制限等を課す仕組み
担い手の決定	入札により決定(官も入札に参加可能)	入札により決定	指定による	特区計画の認定による

出典：内閣府HP <http://www5.cao.go.jp/koukyo/hourei/nyumon/pdf/nyumon1.pdf>

## 4. 契約書の全体構成と主な論点の整理

### 4.1 契約書の全体構成の分析

本調査は、PFI 事業、市場化テスト及び指定管理者制度における既存契約書の分析と、公共、民間事業者及び有識者へのヒアリングを通して、市場化テストの参考契約書（案）を作成することを目的としている。そのための具体的な手順として、まず、本調査において分析対象となる PFI 事業（5 事例）、市場化テスト（8 事例）、指定管理者制度（5 事例）、海外事例（1 事例）及びその他事例（2 事例）の契約書の記載内容を整理し、本調査のアウトプットとなる市場化テストの参考契約書（案）の全体構成を検討する。

#### 1) 分析対象事例の選定

本調査では、過去に実施された PFI 事業、市場化テスト及び指定管理者制度の中から、下記の理由により分析対象事例を選定した。

表 4-1 分析対象事例とその選定理由

事例分類	対象分野	分析対象事例	選定理由
PFI 事業	施設の管理・運營業務	桑名市図書館等複合公共施設特定事業（桑名市）	サービス購入型でありながら、利用者数の変動に応じて、サービス購入料が増減する、一定のインセンティブを内包した事業である。
PFI 事業	公物管理関連業務	江戸川浄水場排水処理施設整備等事業（千葉県）	水道の PFI 事業の実施事例である。公共が実施する水道事業と連携した事業として、リスク分担の考え方が参考になる。
PFI 事業	公物管理関連業務	川井浄水場再整備事業（横浜市）	公物管理関連業務における PFI 事業の実施事例である。市場化テストでは水道関連施設の管理も想定されており、人の健康に関わることからリスク分担の考え方が参考になる。
PFI 事業	刑事施設の運營業務	喜連川社会復帰促進センター等運営事業（法務省）	既に契約を締結した刑事施設の PFI 事業として、最も新しい事例である。また、国が新たに整備した施設と既存施設の維持管理及び運營業務であることから、市場化テストで想定している業務範囲と非常に似通っている。
PFI 事業	刑事施設の運營業務	島根あさひ社会復帰促進センター整備・運営事業（法務省）	施設整備及び運営重視型の刑事施設 PFI 事業として、全国的にも非常に話題になった事例である。国の PFI 事業としては事業期間も 20 年間で長く、長期契約に特有の論点について把握することが可能である。
市場化テスト	施設の管理・運營業務	東京国立近代美術館本館及び工芸館の管理・運營業務（（独）国立美術館東京国立近代美術館）	市場化テストでアドバイザーを活用して、事業スキームや契約書を作成している。包括委託の典型例である。
市場化テスト	施設の管理・運營業務	東京国立博物館の展示場における来館者対応等業務（（独）国立文化財機構）	市場化テストでアドバイザーを活用して、事業スキームや契約書を作成している。包括委託の典型例である。
市場化テスト	窓口関連業務	三川支所窓口業務（北海道由仁町）	地方公共団体による法に基づく市場化テストの実施事例は現在 2 件ある。本事例は 2 件目であ

事例分類	対象分野	分析対象事例	選定理由
			ることから、1件目（長野県南牧村）を参考としてブラッシュアップされているものと考えられる。
市場化テスト	統計調査関連業務	農業物価統計調査（農林水産省）	平成21年12月7日に契約締結した最新の事例である。
市場化テスト	試験・セミナー等関連業務	試験実施業務	試験・セミナー等関連業務にかかる事例である。
市場化テスト	公物管理関連業務	国営滝野すずらん丘陵公園の運営維持管理業務（国土交通省）	本事例は平成21年10月8日に入札公告があり、現在事業者選定手続中であるが、公物管理関連業務における市場化テストの導入事例として対象に含めることとした。上記PFI事業及び指定管理者制度の協定書との相違について比較分析する。
市場化テスト	刑事施設の運営業務	静岡刑務所、笠松刑務所及び黒羽刑務所（法務省）	刑事施設における市場化テストの導入事例である。上記刑事施設のPFI事業の契約書との相違について比較分析することにより、市場化テストの契約書の不足点を分析する。実施要項の記載内容を参考とする。
指定管理者制度	施設の管理・運営業務	公共施設の管理運営（北九州市）	市全体として標準雛形を用意しており、項目も細かく規定されている。また、使用料収入の徴収についてインセンティブを設けているケースもある。
指定管理者制度	施設の管理・運営業務	大東市立中央図書館及び大東市立西部図書館（大東市）	図書館の貸出冊数について増額のインセンティブを設けている。
指定管理者制度	施設の管理・運営業務	港区立図書館（東京都港区）	港区立三田図書館、赤坂図書館、高輪図書館及び港南図書館の4図書館の指定管理者として、1事業者を指定している。
指定管理者制度	施設の管理・運営業務	公共施設の管理運営（横浜市）	横浜市による施設の管理運営に係る基本協定書の雛形として検討されたものである。
指定管理者制度	公物管理関連業務	神奈川県立都市公園（神奈川県）	県立都市公園の指定管理者制度導入事例である。国営公園の市場化テストと比較することにより、国と地方公共団体による制度の違いについて参考になる。
海外事例	公物管理関連業務	水道アフェルマージュ（フランス自治体長会）	「アフェルマージュ」とは、フランスにおいて伝統的に用いられている、公的主体が公共サービスを第三者に委託する契約である。本事例は、海外事例の代表例として、標準契約書の手引きが翻訳されている水道の事例を参考とする。
その他の事例	統計調査関連業務	サービス産業動向調査（総務省）	本事例は、総務省が統計調査を民間事業者に業務委託した際の契約事例である。市場化テストなどの官民連携手法は用いられていないものの、官が発注する統計調査関連業務の契約事例として参考になる。
その他の事例	公物管理関連業務	下水道施設の運営業務（(社)日本下水道協会）	日本下水道協会が作成している、下水道施設の運営業務を包括委託する際の業務委託契約書モデルである。放流水の水質基準に基づく委託費の減額や契約の解除等が設定されている。

表 4-2 分析対象事例の契約書・協定書の名称

NO	分類	契約書名	発注者	略称
1	PFI 事業	桑名市図書館等複合公共施設特定事業 建物等の建設及び維持管理並びに運営に関する契約書(案)	桑名市	桑名市図書館
2	PFI 事業	業務委託契約書(案)((仮称)江戸川浄水場排水 処理施設整備等事業)	千葉県	江戸川浄水場
3	PFI 事業	川井浄水場再整備事業 事業契約書(案)(改訂版)	横浜市	川井浄水場
4	PFI 事業	喜連川社会復帰促進センター等運営事業 維持管理及び運営に関する契約書(案)	法務省	喜連川社会 復帰
5	PFI 事業	島根あさひ社会復帰促進センター整備・運営事業 施設の整備,維持管理及び運営に関する契約書(案)	法務省	島根社会復 帰
6	市場化 テスト	業務委託契約書(東京国立近代美術館本館及び工芸 館の管理・運營業務)	(独)国立美 術館東京国立 近代美術館	近代美術館
7	市場化 テスト	契約書(東京都国立博物館等の施設管理・運營業務)	(独)国立文 化財機構	国立博物館
8	市場化 テスト	業務委託契約の締結に関する契約書 三川支所窓口業務委託契約書(案)(三川支所)	北海道由仁町	三川支所
9	市場化 テスト	請負契約書(案)(農業物価統計調査業務)	農林水産省	農業物価統 計
10	市場化 テスト	請負契約書(試験事業)	A	試験実施業 務
11	市場化 テスト	国営公園運営維持管理業務契約書(案)	国土交通省	国営公園
12	指定管理 者制度	〇〇〇の管理運営に関する基本協定書(北九州市雛 形)	北九州市	北九州市
13	指定管理 者制度	大東市立中央図書館および大東市立西部図書館 生涯学習ルーム「まなびの南郷」の管理運営に関する協定書	大東市	大東市立図 書館
14	指定管理 者制度	指定管理基本協定書(平成21~25年度)(港区立 三田・赤坂・高輪・港南図書館)	東京都港区	港区立図書 館
15	指定管理 者制度	横浜市〇〇施設の管理運営に関する基本協定書	横浜市	横浜市
16	指定管理 者制度	〇〇〇公園の管理に関する基本協定書 平成21年度における〇〇〇公園の管理に関する年 度協定書	神奈川県	県立都市公 園
17	海外事例	水道アフェルマージュ標準契約書	フランス自治 体長会	水道アフェルマ ージュ
18	その他の 事例	契約書(案)(サービス産業動向調査の実施業務委 託)	総務省	サービス産 業
19	その他の 事例	業務委託契約書(下水道包括委託契約書モデル:日 本下水道協会)	(社)日本下 水道協会	下水道包括 委託

※「略称」は、これ以降の分析の際に用いる各契約書名の略称。

※静岡刑務所、笠松刑務所及び黒羽刑務所(法務省)については、実施要項の分析のみとした。



## 2) PFI 事業、市場化テスト、指定管理者制度及び海外事例等の契約条文の整理

本調査における分析対象の PFI 事業、市場化テスト、指定管理者制度、海外事例及びその他の事例の契約書に記載されている条文について、個別の事業内容に関する記載事項などを除き、複数の契約書に共通して記載されている主な条文の項目を抽出した結果、①総則、②業務の実施、③委託費の支払、④業務等に関する変更、⑤契約の終了、⑥損害賠償等、⑦法令変更、⑧不可抗力、⑨著作権等、⑩その他の 10 の大分類に整理することができる。この大分類及びその中に整理される内容を、本調査における市場化テストの契約書の章立て及び各章の主な条文を含む全体構成案として位置づけることとする。

各事例の条文を整理、比較した結果を次頁に示す。

なお、表中の数値は条文の数を示しており、これ以降の分析においても同様とする。また、当該結果には、契約書に記載のある事項のみを抽出しており、入札説明書や実施要項のみの記載事項は必ずしも抽出できていない。



### 3) 市場化テスト参考契約書の全体構成とその他の官民連携手法契約書

PFI 事業では、国が「契約に関するガイドライン」や「PFI 標準契約 1（公用施設整備型・サービス購入型版）（案）」（以下「PFI 標準契約書案」という。）などを作成し検討が深められており、事業環境の整備が進められている。指定管理者制度では、従来の請負契約の契約書をそのまま使用している事例や、指定管理者標準協定書（パブリックビジネス研究会）を参考としている事例が見られるが、PFI 事業と比較すると詳細な規定がなされていない事例が多い。

ここでは、前述の分析において既存の契約書等の構成から整理された市場化テスト参考契約書の全体構成案と、PFI 標準契約書案の各条文との対応関係を整理することにより、市場化テスト参考契約書の条文や章立ての過不足について確認を行う。市場化テスト参考契約書と PFI 標準契約書案の最大の違いは「施設整備の有無」であり、これに係る PFI 標準契約書案の記載事項は、市場化テストでは対象外となる。それ以外の項目については、概ね市場化テスト参考契約書の全体構成案の大分類に対応していると考えられる（表 4-4）。

そこで、この PFI 標準契約書案の章立て及び記載事項並びに既存の契約書等を参考にし、市場化テスト参考契約書の目次構成を作成した（表 4-5）。その上で、各章または主な記載事項に関する分析を行うことを通して、各章における条文の構成やその中での具体的な記載内容について詳細な検討を行う。

表 4-4 PFI 標準契約書案と市場化テスト参考契約書の全体構成案大分類との比較

条番	タイトル	市場化テスト参考契約書の全体構成案 大分類
前文 1	事業名	総則
前文 2	事業場所	
前文 3	契約期間	
前文 4	契約代金額	
前文 5	契約保証金	
第 1 条	総則	
第 2 条	事業日程	
第 3 条	事業費内訳書及び詳細事業日程表	
第 4 条	事業の概要	
第 5 条	規定の適用関係	
第 6 条	契約の保証	
第 7 条	権利義務の処分等	
第 8 条	資金調達	
第 9 条	許認可等の手続	
第 68 条	関係者協議会等	業務の実施
第 34 条	維持管理・運營業務体制の整備等	
第 36 条	維持管理・運營業務の実施	
第 37 条	維持管理・運営期間中の第三者の使用	
第 39 条	第三者に及ぼした損害	業務の確認
第 38 条	業務報告	
第 48 条(A)	維持管理・運営に係るサービス対価の支払	委託費の支払
第 47 条(B)	サービス対価の支払	
第 49 条	虚偽報告等の場合のサービス対価の返還	
第 50 条	物価の変動に基づくサービス対価の変更	

条番	タイトル	市場化テスト参考契約書の全体構成案 大分類
第 51 条	物価の変動に基づく施設整備に係るサービス対価の変更	委託費の支払
第 52 条	金利の変動に伴うサービス対価の変更	
第 53 条	技術の進歩によるサービス対価の変更	
第 54 条	サービス対価の変更方法	
第 55 条	サービス対価の変更等に代える業務要求水準書の変更	
第 12 条	条件変更等	業務等に関する変更
第 13 条	業務要求水準書の変更	
第 14 条	業務要求水準書の変更	
第 56 条	管理者等の解除権	契約の終了
第 57 条	管理者等の解除権	
第 58 条	選定事業者の解除権	
第 59 条	不可抗力又は法令変更等による解除権	
第 61 条	選定事業者の帰責事由による解除の場合の特例	
第 62 条	完工後の解除の効力	
第 63 条	契約期間終了前の検査	
第 64 条	契約終了時の措置	損害賠償等
第 65 条	選定事業者が第三者と締結する損害賠償額の予定等	
第 66 条	遅延損害金	
第 44 条	法令変更等	法令変更
第 45 条	法令変更等による増加費用	
第 46 条	法令変更等による減少費用	
第 40 条	維持管理・運営期間中の不可抗力	不可抗力
第 41 条	維持管理・運営期間中の不可抗力による損害	
第 42 条	第三者の責に帰すべき事由によるPFI施設の損害	
第 43 条	第三者の責に帰すべき事由によるPFI施設の損害	
第 71 条	著作権の利用等	著作権等
第 69 条	経営状況の報告	その他
第 70 条	守秘義務	
第 72 条	直接協定	
第 73 条	情報通信の技術を利用する方法	
第 10 条	事業用地等の引渡	対象外
第 11 条	土地の調査	対象外
第 15 条	近隣住民に対する説明及び環境対策	対象外
第 16 条	PFI施設の設計	対象外
第 17 条	設計に関する第三者の使用	対象外
第 18 条	PFI施設の建設	対象外
第 19 条	工事期間中の第三者の使用	対象外
第 20 条	工事監理者の設置	対象外
第 21 条	中間確認、報告等	対象外
第 22 条	工事の中止	対象外
第 23 条	事業用地等が不用となった場合の措置	対象外
第 24 条	設計着手予定日又は工事着手予定日の変更	対象外
第 25 条	引渡予定日の変更	対象外
第 26 条	引渡予定日の変更等に係る協議	対象外
第 27 条	臨機の措置	対象外
第 28 条(A)	第三者に及ぼした損害	対象外
第 28 条(B)	第三者に及ぼした損害	対象外

条番	タイトル	市場化テスト参考契約書の全体構成案 大分類
第 29 条	事業用地等の確保ができないこと等による損害	対象外
第 30 条	建設期間中の不可抗力による損害	対象外
第 31 条	選定事業者が行う完工検査	対象外
第 32 条	管理者等が行う完工検査	対象外
第 33 条	PFI施設の引渡し	対象外
第 35 条	瑕疵担保	対象外
第 47 条(A)	施設整備に係るサービス対価の支払	対象外
第 60 条	完工前の解除の効力	対象外
第 67 条	建設工事保険等	対象外

上記表の条番、タイトルは、PFI 標準契約書案による。

表 4-5 市場化テスト参考契約書の全体構成案（目次構成案）

章タイトル	条タイトル
第1章 総則	
	第 1 条 (本契約の目的)
	第 2 条 (用語の定義)
	第 3 条 (委託業務の内容)
	第 4 条 (関係者協議会等)
	第 5 条 (資金調達)
	第 6 条 (許認可等の手続)
	第 7 条 (優先関係)
	第 8 条 (責任の負担)
	第 9 条 (構成員の責任)
	第 10 条 (契約保証金)
第2章 業務の実施	
	第 11 条 (委託期間)
	第 12 条 (準備行為等)
	第 13 条 (業務計画書等の作成・提出)
	第 14 条 (業務の実施)
	第 15 条 (業務の開始及び中止)
	第 16 条 (業務責任者等の通知)
	第 17 条 (業務に係る第三者の使用)
	第 18 条 (設備等の使用)
	第 19 条 (緊急時の対応)
	第 20 条 (甲又は乙に発生した損害等)
	第 21 条 (第三者に発生した損害等)
第3章 業務の確認	
	第 22 条 (自己モニタリング実施計画書の作成・提出)
	第 23 条 (業務報告書等の提出)
	第 24 条 (モニタリングの実施)
	第 25 条 (甲による調査への協力)
第4章 委託費の支払	
	第 26 条 (委託費の支払)
	第 27 条 (委託費の改定)
	第 28 条 (委託費の減額)

章タイトル	条タイトル
	第 29 条 (委託費の返還)
第5章 業務等に関する変更	第 30 条 (要求水準書等の変更)
	第 31 条 (業務計画書等の変更)
第6章 契約の終了	第 32 条 (乙の債務不履行による契約解除)
	第 33 条 (甲の債務不履行による契約解除)
	第 34 条 (法令変更による契約解除)
	第 35 条 (不可抗力による契約解除)
	第 36 条 (契約終了に際しての措置)
	第 37 条 (委託期間終了時の業務の引継ぎ)
第7章 損害賠償等	第 38 条 (遅延利息)
	第 39 条 (損害賠償)
第8章 法令変更	第 40 条 (通知等)
	第 41 条 (法令変更による増加費用の負担等)
第9章 不可抗力	第 42 条 (通知等)
	第 43 条 (不可抗力による損害額の負担等)
	第 44 条 (不可抗力への対応)
第10章 著作権等	第 45 条 (著作権の帰属)
	第 46 条 (著作権の利用等)
	第 47 条 (著作権の譲渡禁止)
	第 48 条 (第三者の知的財産権等の侵害)
第11章 その他	第 49 条 (公租公課の負担)
	第 50 条 (契約上の地位の譲渡)
	第 51 条 (秘密保持・個人情報保護)
	第 52 条 (保険の付保)
	第 53 条 (みなし公務員)
	第 54 条 (見学者対応等)
	第 55 条 (通知・請求等の様式その他)
	第 56 条 (裁判管轄)
	第 57 条 (疑義に関する協議)
別紙1	用語の定義
別紙2	業務概要書
別紙3	モニタリングの実施と委託費の減額
別紙4	委託費の支払方法
別紙5	委託費の改定
別紙6	要求水準書等の変更
別紙7	法令変更による増加費用及び損害の負担
別紙8	不可抗力による増加費用及び損害の負担
別紙9	個人情報取扱規則(案)
別紙 10	保険

## 4.2 市場化テストの契約書における主な論点

市場化テスト参考契約書の記載内容について詳細な検討を行うにあたり、特に検討が必要と考えられる主な論点を整理することが必要である。本検討では、これまでの官民連携手法の実績などから、一般に指摘されている問題点や契約に関して改善が求められる点、さらには、実際の事業で発生した問題などから契約書で具体的に記載することが必要であると考えられる点などを抽出し、以下の通り主な論点として設定する。

### 1) 事業全体の枠組みに関する論点

#### (1) 官民の協議手続

事業実施段階において、官民の連絡調整などのための日常的なコミュニケーションについて、契約書でどのように規定すべきか。また、計画当初には想定されていなかった問題点などが生じた場合、どのような場や手続により官民の協議を進めるべきか。その際に、官民のいずれにも不利にならないような協議を行うとともに、その結果の実効性を担保するために、どのような取り決めが必要か。

### 2) 業務の実施及び確認に関する論点

#### (1) 業務実施体制

市場化テストの場合、施設全体の管理を包括的に民間事業者任せにすることができる指定管理者制度と異なり、窓口業務等では公共職員と民間職員が同じ場所で共に業務にあたるのが想定されるため、指示命令系統を明確化しにくく、偽装請負と判断されるリスクがある。このような点は、業務仕様書や要求水準書（以下「業務仕様書等」という。）で十分規定されるべきであるが、契約書においても、行政側からの緊急対応要望があった場合の対応方法について、どのように規定すべきか。

#### (2) 業務にかかる第三者の使用

入札時に明示するか、または発注者の了解を得ることができれば、業務の一部を第三者が実施することが可能となるが、この場合、不適切な第三者の使用を排除するための条件を、契約書においてどのように規定すべきか。

また、民間事業者と同様に、第三者にも秘密保持及び個人情報保護等を徹底させるためには、契約書にどのような規定が必要となるか。

（なお、本書では、第三者の使用を「再委託」、この意味における第三者を「再委託先」とも表記する。）

#### (3) モニタリング手続

公共、民間事業者は、それぞれどのような分担や手順によりモニタリングを行うべきか。特に、モニタリング結果に基づいて業務改善を行うまでの PDCA のサイクルを、契約書においてどのように規定すべきか。

#### (4) 減額規定（ディスインセンティブの運用）

減額規定は、PFI 事業等において民間事業者による債務不履行が発生した場合、速やかに改善を促すためのひとつの手段として用いられるケースがある。しかしながら、過度の減額規定を設けることにより、民間事業者の事業継続に大きな影響を及ぼすことも懸念される。したがって、民間事業者への影響を考慮しつつ、効果的に業務改善を促すための減額の判断基準や金額、減額までのプロセスなどの仕組みを、契約書においてどのように規定すべきか。

#### (5) インセンティブの運用

市場化テストの案件において、金銭的なインセンティブの他に、どのような方法が考えられるか。また、金銭的なインセンティブを付与する場合、どのような点に注意することが必要か。

#### (6) 緊急時の対応

施設管理や窓口関連業務など個別案件によっては、災害時等の緊急対応を迫られる可能性がある。指定管理者制度の事例では、業務外の対応を迫られたケースや、施設の一時休館や閉鎖により委託料の減額が行われたケースもある。こうした場合の委託費の増額、減額規定は市場化テストの契約では規定されていない場合もあり、実質的に受託者側のリスクになっていることから、契約書条文としてどのように規定すべきか。

### 3) 支払に関する論点

#### (1) 委託費の支払手続

業務の実施状況に問題がない場合の支払は、どのような手続で実施すべきか。また、業務内容等に応じて、支払時期をどのように設定すべきか。

#### (2) 物価変動等による委託費の見直し

市場化テストの契約は、複数年契約が多いことが想定され、物価変動の影響により費用増減リスクをどのように負担するのが重要な論点となる。分析対象事例の PFI 事業では、物価スライド条項を入れることにより委託費を見直しているケースが多いが、こうした事例を市場化テスト事業にどのように適用できるか。

### 4) 契約内容の変更、解除、終了時に関する論点

#### (1) 契約解除の手続

公共、民間事業者それぞれの帰責事由による契約解除の手続や、それに伴う違約金の考え方などについて、契約書においてどのように規定すべきか。

#### (2) 契約変更の手続

業務仕様書等の変更について、契約書において何をどのように規定すべきか。



### (3) 業務終了時の事業引継ぎの手続

PFI 事業、指定管理者制度の契約書では、次の事業者に対する事業の引継ぎについて記載されている事例は多いが（募集要項等で記載されているケースが多い）、民間事業者として引継ぎ業務をどこまで行うべきか。また、引継ぎにより民間事業者のノウハウが流出することが懸念されるが、この点を考慮した場合、引継ぎ内容について契約書においてどのように規定すべきか。

## 5) 著作権等その他に関する論点

### (1) 秘密保持・個人情報の取扱い

本契約において「秘密情報」とする情報の範囲をどのように規定すべきか。その上で、事業の特性などを考慮しながら、秘密保持・個人情報の取扱いをどのように規定すべきか。

また、公共、民間事業者の他に、再委託先となる第三者についても、契約書において秘密保持・個人情報の取扱いをどのように規定すべきか。

### (2) 知的財産権の取扱い

本契約において民間事業者の「知的財産」の範囲をどのように規定すべきか。この場合、民間事業者が所有するノウハウの取扱いを含めて、公共、民間事業者それぞれの権利について、契約書上どのように規定すべきか。

以上の各論点について、本検討における分析対象事例となる各契約書等への記載状況や、有識者、公共、民間事業者へのインタビュー結果により、市場化テスト参考契約書の条文としての具体的な記載方針について検討を進める。

なお、本書で示した市場化テスト参考契約書の具体的な記載方針は、一つの考え方を示したものであり、個別案件においては、個々の事情に適合した内容を検討することが求められる。また、記載方針として、契約書の別紙対応とすると記述した論点もあるが、簡潔な条文としてまとめることができれば、当然ながら、別紙対応ではなく契約書本文中に規定することでも差し支えない。

## 5. 事業全体の枠組みに関する記載方針

### 5.1 官民の協議手続

#### 1) 分析対象事例の契約書における記載状況

分析対象とした PFI 事業及び一部の指定管理者制度の事例では、関係者協議会等を設置し、官民で協議を行う仕組みが規定されているのに対して、市場化テストでは、具体的な仕組みまでは記載されておらず、疑義が生じた場合には官民双方で協議することが記載されている。

表 5-1 全体構成案の項目との対応（官民の協議手続）

分類	略称	関係者協議会等	疑義に関する協議	合計
PFI事業	02.江戸川浄水場	1	2	3
PFI事業	03.川井浄水場	1	0	1
PFI事業	04.喜連川社会復帰	1	0	1
PFI事業	05.島根社会復帰	1	0	1
市場化テスト	07.国立博物館	0	1	1
市場化テスト	08.三川支所	0	1	1
市場化テスト	09.農作物価統計	0	1	1
市場化テスト	10.試験実施業務	0	1	1
市場化テスト	11.国営公園	0	1	1
指定管理者制度	12.北九州市	1	2	3
指定管理者制度	13.大東市立図書館	0	1	1
指定管理者制度	14.港区立図書館	1	1	2
指定管理者制度	15.横浜市	0	1	1
指定管理者制度	16.県立都市公園	0	2	2
総計		6	14	20

具体的には、刑事施設の PFI 事業においては、官民の施設管理責任者により、週 1 回や月 1 回など定期的に関係者協議会を開催し、日常の業務報告やその中で生じた問題点などについて協議を行うことが位置づけられている。また、協議の結果、官民が合意に至らなかった場合や、より専門的な見地からの示唆が必要な場合には、第三者の出席を認めることが規定されている事例も見られる。

しかしながら、関係者協議会で合意に至らなかった場合の手順や、関係者協議会での協議内容を活かすための具体的なプロセスが明記されておらず、その実効性が十分に担保されているとは言い難い面がある。

表 5-2 関係者協議会に関する規定

種別	略称	構成	開催頻度	構成員以外の出席
PFI 事業	02.江戸川浄水場	官民	—	—
PFI 事業	03.川井浄水場	—	—	—
PFI 事業	04.喜連川社会復帰	官民の施設管理責任者	週 1 回+適宜	必要があると認めるとき
PFI 事業	05.島根社会復帰	官民の施設管理責任者	週 1 回+適宜	必要があると認めるとき
指定管理者制度	12.北九州市	官民	官民の協議により決定	関連企業、団体、外部有識者、市民等の参加が可能
指定管理者制度	14.港区立図書館	官民	—	—

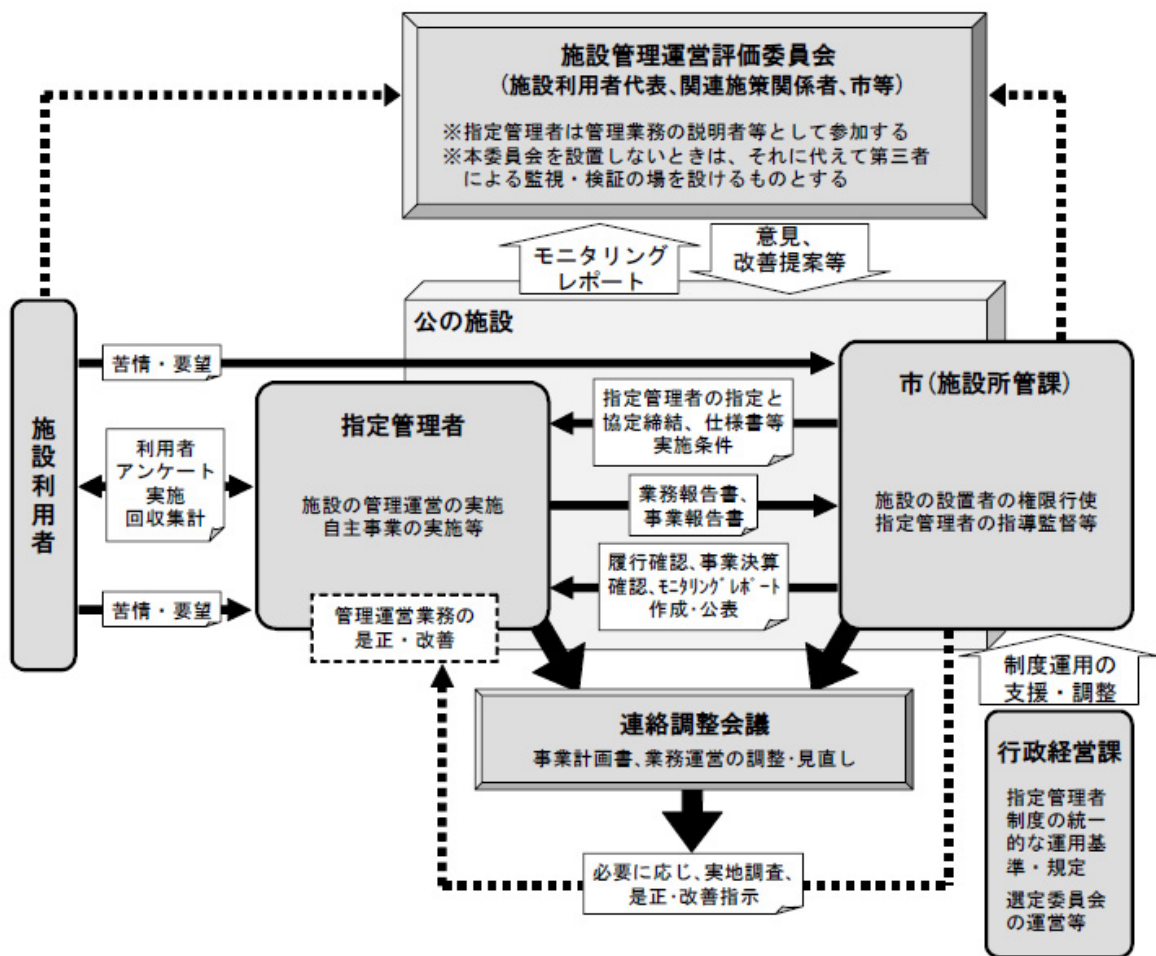
## 2) インタビュー結果 (まとめ)

(有識者)

- ・ PFI 事業における契約書や業務仕様書は、不完全なものであるという認識に立つべきである。事業実施段階には、業務仕様書には記載されていない「隙間」業務が顕在化するが、それらすべてを無条件で民間が実施するものとして捉えることはできない。したがって、こうした業務の分担やそれに伴う費用は、官民双方による協議が必ず必要となると考えるべきである。
- ・ 第三者機関を設置する場合、その人選が重要である。基本的には、事業者選定段階から一連のプロセスを把握しているメンバーが、事業実施段階においてもモニタリングに当たることが妥当である。また、それに加えて、業務の性格や協議内容などに応じて、適宜専門家を招聘することで、より専門的な見地からの判断を仰ぐことも必要である（四日市市では、「指定管理者モニタリングマニュアル」を作成し、その中で、官民の関係者による連絡調整会議の上に、施設利用者代表、関連施策関係者、市等による施設管理運営評価委員会を設置することを規定している）。

(民間事業者)

- ・ 官民による協議については、業務仕様書上、「疑義が生じた場合は官民双方で協議」と記載されている場合が多いが、協議の場や手続などが細かく規定されておらず、実際に協議の場を持つことができなかつたり、仮に担当者レベルで協議を行ったとしても、その後、具体的な対応が取られず、その結果、民間事業者が追加業務をやらざるを得ない場合が大半である。
- ・ 特に、官民の当事者間で解決できない問題については、第三者機関による協議の場を設けるなど、具体的な取り決めが必要である。刑事施設の事例では、現地で構成される関係者協議会の他に、矯正局(本省)や各矯正管区で協議を行うことや、総合調整が必要な内容については、適宜第三者に出席を求めることも検討されている。



出典：「四日市市指定管理者モニタリングマニュアル」

図 5-1 モニタリング実施主体等の全体像

以上のインタビュー結果から、まずは、官民協議のための場となる関係者協議会等を設置することが重要であるとともに、当該協議会における合意事項の実効性を担保することも必要であると考えられる。また、協議内容によっては、官民の当事者だけではなく、有識者やサービス利用者の意見も聴取することが有効であることから、適宜第三者の出席が可能とすることも検討すべきである。

### 3) 市場化テストの契約書等への記載方針

契約書の分析対象事例とインタビュー内容等から、次のように整理できる。

官民の連絡調整などのための日常的なコミュニケーションや計画当初に想定されていなかった問題点が生じた場合の対応について、実際に官民が協議を行える場の存在が重要であることから、協議の場として関係者協議会等を設置することが求められる。

また、官民のいずれにも不利にならないような協議とその結果の実効性を担保するための取り決めについては、関係者協議会での協議の進め方として、参加者、協議回数、協議

不調時の措置等を具体的に取り決めることが必要と考えられる。これは関係者協議会の設置・運営要項となるが、実務的には官民で協議して作成することが想定される。

業務内容の変更に伴う委託費の増減にかかる協議など、官民の利害が対立し、関係者協議会で合意に至ることが難しい場合には、関係者協議会への第三者の出席や、第三者機関による協議の場を担保しておくことも想定される。ただしこの仕組みは、第三者機関の設置状況等により異なることから、適宜、案件毎に契約書への記載方法については検討する必要がある。

なお、第三者機関の役割として、疑義が生じた場合の協議の場として機能することだけでなく、後述のモニタリングにおける業務達成状況の評価や改善提案を行うなど、第三者または専門家としての視点から、事業全般を監視・検証する場として位置づけることも考えられる。

以上より、市場化テスト契約書に記載すべき方針は以下の通りである。

- ・ 日常業務の連絡調整や業務内容の変更等にかかる協議を行う場として、官民の業務責任者等による定期的な関係者協議会を設置することを明記する。
- ・ 関係者協議会の設置・運営要項は別途、官民で定めることとする。

## 6. 業務の実施及び確認に関する記載方針

### 6.1 業務実施体制

#### 1) 分析対象事例の契約書における記載状況

分析対象とした PFI 事業や指定管理者制度の多くの事例では、業務実施体制に関する条文として、民間事業者側の業務責任者等の選任・通知や業務実施計画の作成・提出について記載されている。

表 6-1 全体構成案の項目との対応（業務実施体制）

分類	略称	業務責任者等の通知	業務計画書等の作成・提出	合計
PFI事業	02.江戸川浄水場	0	1	1
PFI事業	03.川井浄水場	1	1	2
PFI事業	04.喜連川社会復帰	1	1	2
PFI事業	05.島根社会復帰	1	1	2
市場化テスト	11.国営公園	1	1	2
指定管理者制度	12.北九州市	1	1	2
指定管理者制度	13.大東市立図書館	1	1	2
指定管理者制度	14.港区立図書館	1	1	2
指定管理者制度	15.横浜市	2	1	3
指定管理者制度	16.県立都市公園	0	2	2
その他の事例	19.下水道包括委託	1	2	3
総計		10	13	23

#### 2) インタビュー結果（まとめ）

（有識者）

- ・事業の実施に際して、官民の業務が混在する状況を是認するのではなく、明確な区分を行うことが重要である。特に、発注者側が派遣契約と委託契約の違いを十分に理解していない場合も見受けられることから、委託契約において必要となる項目を契約書に明記することが必要である。

（民間事業者）

- ・実際の現場では、現地に民間事業者の業務責任者を設置し、業務内容に変更が生じる場合は、当該業務責任者と協議の上、スタッフに指示を行うなどの手順を明確にしている。
- ・PFI 事業の事例では、官の施設内で業務を行う場合に、執務スペースを間仕切りする、服装を分けるなどの明確な区分を行っている。しかし、労働局によっては、官の施設や機器を使用する場合には、その対価を民間事業者が負担する旨指導しているケースもある。

（公共）

- ・市場化テストの場合、PFI 事業と異なり、既存施設を使用して業務を実施するケースが多いことから、当初から施設内に官民別の業務スペースを設けていないことなどもあり、明確に空間を区分することが難しいことも想定される。

インタビュー結果からは、偽装請負の問題が重要視されており、偽装請負と判断されないために、請負の形式になるための条件を整理することが必要であると考えられる。この条件は、厚生労働省により以下の通り具体的な基準が示されている。

「労働者派遣事業と請負により行われる事業との区分に関する基準」（昭和 61 年労働省告示第 37 号）

- I この基準は、法の適正な運用を確保するためには労働者派遣事業に該当するか否かの判断を的確に行う必要があることにかんがみ、労働者派遣事業と請負により行われる事業との区分を明らかにすることを目的とする。
- II 請負の形式による契約により行う業務に自己の雇用する労働者を従事させることを業として行う事業主であっても、当該事業主が当該業務の処理に関し次の 1 及び 2 のいずれにも該当する場合を除き、労働者派遣事業を行う事業主とする。
- 1 次の(1)から(3)までのいずれにも該当することにより自己の雇用する労働者の労働力を自ら直接利用するものであること。
- (1) 次の①及び②のいずれにも該当することにより業務の遂行に関する指示その他の管理を自ら行うものであること。
- ① 労働者に対する業務の遂行方法に関する指示その他の管理を自ら行うこと。
- ② 労働者の業務の遂行に関する評価等に係る指示その他の管理を自ら行うこと。
- (2) 次の①及び②のいずれにも該当することにより労働時間等に関する指示その他の管理を自ら行うものであること。
- ① 労働者の始業及び終業の時刻、休憩時間、休日、休暇等に関する指示その他の管理（これらの単なる把握を除く。）を自ら行うこと。
- ② 労働者の労働時間を延長する場合又は労働者を休日に労働させる場合における指示その他の管理（これらの場合における労働時間等の単なる把握を除く。）を自ら行うこと
- (3) 次の①及び②のいずれにも該当することにより企業における秩序の維持、確保等のための指示その他の管理を自ら行うものであること。
- ① 労働者の服務上の規律に関する事項についての指示その他の管理を自ら行うこと。
- ② 労働者の配置等の決定及び変更を自ら行うこと。
- 2 次の(1)から(3)までのいずれにも該当することにより請負契約により請け負った業務を自己の業務として当該契約の相手方から独立して処理するものであること。
- (1) 業務の処理に要する資金につき、すべて自らの責任の下に調達し、かつ、支弁すること。
- (2) 業務の処理について、民法、商法その他の法律に規定された事業主としてのすべての責任を負うこと。
- (3) 次のイ又はロのいずれかに該当するものであって、単に肉体的な労働力を提供するものでないこと。
- イ 自己の責任と負担で準備し、調達する機械、設備若しくは器材（業務上必要な簡易な工具を除く。）又は材料若しくは資材により、業務を処理すること。
- ロ 自ら行う企画又は自己の有する専門的な技術若しくは経験に基づいて、業務を処理すること。
- III II の 1 及び 2 のいずれにも該当する事業主であっても、それが法の規定に違反することを免れるため故意に偽装されたものであって、その事業の真の目的が法第 2 条第 1 号に規定する労働者派遣を業として行うことにあるときは、労働者派遣事業を行う事業主であることを免れることができない。

特に公共と民間事業者が協働して業務を行う場合には、例えば、官民双方の執務スペースが明確に区分されていないことだけをもって偽装請負には該当しないが、官民の担当者

間での業務遂行に係る調整が必要となることから、業務責任者を通じた業務指示の流れを明確化することを検討する必要がある。

### 3) 市場化テストの契約書等への記載方針

契約書の分析対象事例とインタビュー内容等から、次のように整理できる。

公共職員と民間職員が同じ場所で共に業務にあたることが想定される事業では、指示命令系統を明確化しにくく、偽装請負と判断される可能性があるため、まずは、官民の業務分担を業務仕様書等で明確に示し、且つ、それに対応した民間事業者側の業務実施計画書を作成することで、官民の業務分担をより明確化することが考えられる。さらに、指示命令系統の明確化のために、民間事業者側の業務責任者を明示することが求められる。

また、緊急の対応が求められる場合においても、公共からの指示命令は業務責任者に行う必要がある。そのため、業務実施計画書において、想定されうる緊急時対応を可能な限り記載しておくことが望ましい。

以上より、市場化テスト契約書に記載すべき方針は以下の通りである。

- ・官民の業務分担を明確にするために、業務仕様書等の業務分担に基づいた業務実施計画書を作成・提出する旨を規定する。
- ・民間事業者への指示命令系統を明確化するために、民間事業者側に業務責任者を設置することを規定する。

#### (業務仕様書等への記載方針)

- ・当該業務責任者を介して、業務の指示や変更等にかかる協議を行うことを明記する。
- ・また、民間事業者が公共に提出する業務計画書において、業務実施体制と指示命令系統を明確に記載する。
- ・緊急時対応の種類、連絡体制などの運用方法を検討し、記載する。
- ・官民が協働で業務を実施する場合、履行場所となる施設の構造上の制限等を勘案した上で、業務スペースの区分や制服の着用、名札等の携行などにより、できるだけ官民の区別が明確となることで、業務の遂行方法に必然的に直接指示がされないことを記載する。

## 6.2 業務にかかる第三者の使用

### 1) 分析対象事例の契約書における記載状況

分析対象としたPFI事業、市場化テスト及び指定管理者制度のすべての事例において、業務履行における第三者の使用について記載されている。

また、海外事例及びその他の事例でも、第三者の使用について記載されているものが多い。



表 6-2 全体構成案の項目との対応（第三者の使用）

分類	略称	業務に係る第三者の使用
PFI事業	01.桑名市図書館	1
PFI事業	02.江戸川浄水場	1
PFI事業	03.川井浄水場	4
PFI事業	04.喜連川社会復帰	1
PFI事業	05.島根社会復帰	1
市場化テスト	06.近代美術館	1
市場化テスト	07.国立博物館	1
市場化テスト	08.三川支所	1
市場化テスト	09.農業物価統計	1
市場化テスト	10.試験実施業務	1
市場化テスト	11.国営公園	2
指定管理者制度	12.北九州市	1
指定管理者制度	13.大東市立図書館	1
指定管理者制度	14.港区立図書館	1
指定管理者制度	15.横浜市	1
指定管理者制度	16.県立都市公園	1
海外事例	17.水道アフェルマーシュ	2
その他の事例	18.サービス産業	1
その他の事例	19.下水道包括委託	1
総計		24

具体的な記載内容としては、第三者の使用を規定している官民の契約・協定のすべての分析対象事例において、第三者の事前承認を求めているとともに、その多くにおいて、民間事業者が業務の全部または一括して第三者に委託することを禁止している。さらに、主たる業務については、元請けとなる民間事業者が直接実施する旨規定しているケースも見られる。

民間事業者の責任については、分析対象の PFI 事業及び指定管理者制度では、第三者の責めに帰すべき事由は民間事業者の責めに帰すべき事由とみなすこととされているのに対して、市場化テストでは、同様の趣旨が規定された事例と具体的に明記されていない事例の二通りが見られる。

民間の契約については、第三者への再委託を禁止することなどを規定していないか、一括して再委託することについても認める旨規定されている事例もあり、官民の契約・協定と比較して、再委託の制限が緩やかであるといえる。

表 6-3 業務にかかる第三者使用

分類	番号	公共への通知・承諾	再委託業務の制限	民間事業者の責任
PFI 事業	01. 桑名市図書館	30 日前に通知、承諾を得る。 再々委託についても同様。	—	第三者の責めに帰すべき事由は、民間事業者の責めに帰すべき事由とみなす。
PFI 事業	02. 江戸川浄水場	作業開始の 30 日前までに書面を提出、承認の通知を得る。	—	第三者の責めに帰すべき事由は、民間事業者の責めに帰すべき事由とみなす。
PFI 事業	03. 川井浄水場	14 日前までに通知、承諾を得る。	業務の全部または主たる部分の一括再委託の禁止。	第三者の責めに帰すべき事由は、民間事業者の責めに帰すべき事由とみなす。
PFI 事業	04. 喜連川社会復帰	通知、承諾を得る。	領置事務支援業務、警備に関する業務は構成企業に限定。	第三者の責めに帰すべき事由は、民間事業者の責めに帰すべき事由とみなす。
PFI 事業	05. 島根社会復帰	通知、承諾を得る。	領置事務支援業務、警備に関する業務は構成企業に限定。	第三者の責めに帰すべき事由は、民間事業者の責めに帰すべき事由とみなす。
市場化テスト	06. 近代美術館	国に書面を提出、承認を得る。	実施にかかる業務の一括再委託の禁止。	第三者は、民間事業者と同様の義務を負う。
市場化テスト	07. 国立博物館	契約書案の写し、業務内容等を記入した書面を提出し、事前に了承を得る。	—	民間事業者が最終的責任を負う。
市場化テスト	08. 三川支所	承認を得た場合は認める。	業務の全部または一部の再委託の禁止。	—
市場化テスト	09. 農業物価統計	予め様式に必要事項を記入、承認を得る。	業務の全部または主たる業務の一括再委託の禁止。 委託金額に占める再委託比率が 50%以内の業務に限定。	—
市場化テスト	10. 試験実施業務	書面により承認を得る。	業務の一部の一括再委託、または主たる部分（総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等）の再委託の禁止	—
市場化テスト	11. 国営公園	書面を提出、承諾を得る。	業務の全部または一部の一括再委託、または主たる部分（総合的企画、業務遂行管理、各業務手法の決定及び運営維持管理業務遂行者としての最終的な意思決定を行うための技術的判断をいう。）の再委託の禁止。	民間事業者は、業務実施につき用いた使用人による業務上の行為について、一切の責任を負う。
指定管理者制度	12. 北九州市	承認を得た場合は認める。	業務の全部または一部の一括再委託の禁止。	第三者の責めに帰すべき事由は、民間事業者の責めに帰すべき事由とみなす。

分類	番号	公共への通知・承諾	再委託業務の制限	民間事業者の責任
指定管理者制度	13. 大東市立図書館	承認を得た場合は認める。	業務の全部または一部の一括再委託の禁止。	第三者の責めに帰すべき事由は、民間事業者の責めに帰すべき事由とみなす。
指定管理者制度	14. 港区立図書館	事前に承認を得る。	施設及び付属設備の保守及び検査業務、清掃及び警備業務、その他発注者が必要と認めた業務を対象。	第三者の責めに帰すべき事由は、民間事業者の責めに帰すべき事由とみなす。
指定管理者制度	15. 横浜市	事前協議の上委託が可能。	委託できない業務内容を明記。	第三者の責めに帰すべき事由は、民間事業者の責めに帰すべき事由とみなす。
指定管理者制度	16. 県立都市公園	事前に承認を得る。	民間事業者が提出した「委託予定業務一覧表」に記載した業務に限る。 業務の全部または一部の一括再委託の禁止。	第三者の責めに帰すべき事由は、民間事業者の責めに帰すべき事由とみなす。
海外事例	17. 水道フェルマージュ	書面により事前に承認を得る。	案件毎に個別に規定。	民間事業者自らがその一切の責任を負う。
その他の事例	18. サービス産業	書面により事前に承認を得る。	業務の全部または大部分の再委託の禁止。	
その他の事例	19. 下水道包括委託	書面により事前に承認を得る。	業務全部の一括再委託の禁止。	—

※喜連川社会復帰、島根社会復帰の事例における「構成企業」とは、SPC（特別目的会社）に出資する民間事業者を示す。

※各事例の「一括再委託」とは、いずれも定義が明確に示されていないが、一般的には、元請けが、直接指揮、監督または検査等を実施せずに、第三者に業務を再委託することを意味している。

## 2) インタビュー結果（まとめ）

（民間事業者）

- ・再委託先となる第三者の責任を契約上明確にすることが必要である。過去には、住民基本台帳の情報が再々委託先から漏洩した事例もあることから、第三者の業務管理についても明記する必要がある。

以上のインタビュー結果から、第三者を適切に使用するためには、第三者の責めに帰すべき事由は民間事業者が最終的な責任を負うことを明示し、民間事業者に第三者の管理を行う義務があることを改めて明確化することが必要である。

## 3) 市場化テストの契約書等への記載方針

契約書の分析対象事例とインタビュー内容等から、次のように整理できる。

第三者の使用については、入札時に明示するか、または発注者の了解を得ることができれば、業務の一部を第三者が実施することが可能となることが一般的であるが、この場合、不適切な第三者の使用を排除するため、予め公共側で条件を設定することや、第三者の業

務履行能力や個人情報の取扱いなどの負うべき責任を事前に確認することが求められる。  
また、第三者において秘密保持及び個人情報保護等を徹底させるために、別途誓約書を、第三者から直接発注者である公共に提出させる運用も考えられる。

以上より、市場化テスト契約書に記載すべき方針は以下の通りである。

- ・民間事業者が業務の一部を第三者に委託する場合は、事前に公共に通知し、承認を得る旨規定する。
- ・業務の全部または一部を一括して第三者に委託することは禁止とし、業務内容によって、民間事業者が実施すべき主たる業務を特定することも必要である。
- ・民間事業者が第三者を選定する以上、第三者の使用については民間事業者に責任があると考えられることから、第三者の責めに帰すべき事由についても民間事業者の責めに帰すべき事由とみなす。

(実施要項、業務仕様書等のいずれかへの記載方針)

- ・第三者を選定するにあたって、個別案件の事情から、予め公共側で条件を設定すべきものがあれば、実施要項、業務仕様書等で記載しておくことが望ましい。
- ・特に、再委託先からの暴力団排除のため、「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律に規定する暴力団排除に関する欠格事由の運用要領について」の各規定を実施要項等に記載する。

## 6.3 モニタリング手続

### 1) 分析対象事例の契約書における記載状況

分析対象とした PFI 事業、市場化テスト及び指定管理者制度のほぼすべての事例において、モニタリング手続について記載されている。具体的な内容としては、業務計画書等の作成・提出、業務報告書等の提出及びモニタリングの実施の3項目があり、このうち、業務報告書等の提出とモニタリングの実施については、ほとんどの事例で記載されている。業務報告書等は、民間事業者の自己モニタリング結果でもあり、発注者は業務報告書等の確認・評価によりモニタリングを実施する運用となる。一方、業務計画書等の作成・提出については、PFI 事業と指定管理者制度の多くの事例で記載されているが、市場化テストで記載されている事例は少ない。

PFI 事業の場合、契約書本文の他に、モニタリングの手順や具体的な評価方法などが別紙にまとめられている場合が多くみられ、実際には条文の項目以上に詳細に規定されている。それに対して、市場化テストや指定管理者制度では、契約書の別紙は設けられておらず、契約書本文の内容が記載事項のすべてであることから、PFI 事業と比較すると記載内容は簡素であると考えられる。

水道アフェルマージュの海外事例とその他の事例では、モニタリング手続について記載されている。

表 6-4 全体構成案の項目との対応（モニタリング手続）

分類	略称	業務計画書等の作成・提出	業務報告書等の提出	モニタリングの実施	合計
PFI事業	01.桑名市図書館	0	1	2	3
PFI事業	02.江戸川浄水場	1	2	2	5
PFI事業	03.川井浄水場	1	1	9	11
PFI事業	04.喜連川社会復帰	1	2	2	5
PFI事業	05.島根社会復帰	1	3	2	6
市場化テスト	06.近代美術館	0	3	4	7
市場化テスト	08.三川支所	0	1	0	1
市場化テスト	09.農業物価統計	0	0	1	1
市場化テスト	10.試験実施業務	0	0	1	1
市場化テスト	11.国営公園	1	1	3	5
指定管理者制度	12.北九州市	1	2	3	6
指定管理者制度	13.大東市立図書館	1	2	1	4
指定管理者制度	14.港区立図書館	1	1	3	5
指定管理者制度	15.横浜市	1	2	2	5
指定管理者制度	16.県立都市公園	2	3	10	15
海外事例	17.水道アフェルマージュ	0	5	5	10
その他の事例	18.サービス産業	0	0	2	2
その他の事例	19.下水道包括委託	2	2	4	8
総計		13	31	56	100

### （１）自己モニタリング

民間事業者による自己モニタリングの方法として、日報、月報、年報等の報告書の作成とその提出がある。これらについては、各事例の契約書上では、日報による日々の業務の確認と、それをとりまとめた報告書を月末及び年度末に提出する場合が多く見られる。

こうした定期的な報告書の作成・提出とあわせて、事故等が発生した場合や、公共からの求めに応じて適宜報告を行うことが規定されている。

表 6-5 自己モニタリングの方法（報告の時期）

分類	番号	日報の作成	月報の作成	四半期報告の作成	年報の作成	その他
PFI事業	01.桑名市図書館	○毎日提出	—	—	—	—
PFI事業	02.江戸川浄水場	○	○終了後7日以内に提出	○終了後7日以内に提出	○1カ月以内に提出	—
PFI事業	03.川井浄水場	○	○	—	—	必要に応じて
PFI事業	04.喜連川社会復帰	○	○終了後7日以内に提出	○終了後7日以内に提出	○終了後14日以内に提出	報告を求められたとき
PFI事業	05.島根社会復帰	○毎月7日以内に提出	○終了後7日以内に提出	○終了後7日以内に提出	○終了後14日以内に提出	報告を求められたとき
市場化テスト	06.近代美術館	○	○月末に提出	—	—	事故等が発生した場合
市場化テスト	08.三川支所	○	—	—	—	必要に応じて
市場化テスト	11.国営公園	—	—	○遅滞なく提出	○遅滞なく提出	必要に応じて

分類	番号	日報の作成	月報の作成	四半期報告の作成	年報の作成	その他
指定管理者制度	12.北九州市	—	○終了後 10 日以内に提出	—	○翌月末までに提出	必要に応じて
指定管理者制度	13.大東市立図書館	—	○	○	—	事故が生じた場合
指定管理者制度	14.港区立図書館	—	○翌月 10 日以内に提出	—	○終了後 30 日以内に提出	重大な事故、異例な事例が発生したとき
指定管理者制度	15.横浜市	—	○発注者が指定する期日までに提出	—	○発注者が指定する期日までに提出	発注者が必要と認めるとき
指定管理者制度	16.県立都市公園	—	○終了後 10 日以内に提出	—	○終了後 20 日以内に提出	—
海外事例	17.水道アフェルマージュ	—	—	—	○	—

## (2) 発注者によるモニタリング

発注者によるモニタリングに関する契約書の記載内容を以下の通りまとめた。分析対象事例の PFI 事業の場合、契約書別紙において、民間事業者の自己モニタリング結果（日報、月報、年報等の提出）を受けた内容の確認と、それに基づくポイント等での定量的な評価、さらには罰則点に応じた減額の仕組みや改善勧告など、PDCA のサイクルが設けられている。

それに対して分析対象事例の、市場化テストや指定管理者制度の契約書では、特に別紙による記載は設けられておらず、報告書の確認までは明記されているものの、減額規定がないこともあり、その評価基準やフィードバックの仕組みまでは規定されていないものが多い。

表 6-6 発注者によるモニタリング

分類	番号	モニタリングの種類	評価	減額等の算定期	民間事業者への通知時期	改善勧告
			上段：時期 下段：内容			
PFI 事業	01. 桑名市図書館	日報の受領（毎日） 業務日誌の検討（毎月） 随時モニタリング	—	—	翌月 10 日以内	—
PFI 事業	02. 江戸川浄水場	月次報告の確認 施設巡回（四半期毎） 随時、任意の方法	四半期毎 罰則点の算定	四半期毎	四半期毎、翌月 10 日以内	要求水準を満たしていない場合（改善勧告の通告後、5 日以内に改善計画書の提出）
PFI 事業	03. 川井浄水場	日報、月報の確認 施設巡回、業務監視等（毎月）	毎月 是正レベルの認定と減額ポイントの確定	四半期毎	毎月（是正レベルの通知） 四半期毎（減額または留保の場合、当月の支払額の通知）	是正勧告と対処の確認 改善が見られない場合、是正命令
PFI 事業	04. 喜連川社会復帰	月次報告書の確認 施設巡回（定期、随時）	毎月 罰則点の算定及び確定 ※違約金は債務不履行発生毎に算定	四半期毎	毎月、モニタリング実施後 10 日以内	違約金支払義務の発生、または四半期中に罰則点が 250P（協力企業等の場合は 100P）を超過した場合
PFI 事業	05. 島根社会復帰	月次報告書の確認 施設巡回（定期、随時）	毎月 罰則点の算定及び確定 ※違約金は債務不履行発生毎に算定	四半期毎	毎月、モニタリング実施後 10 日以内	違約金支払義務の発生、または四半期中に罰則点が 250P（協力企業等の場合は 100P）を超過した場合
市場化テスト	06. 近代美術館	業務報告の確認（毎日、毎月） アンケート、クレーム確認 施設巡回（毎日）	半年に 1 回 モニタリング評価委員会による評価	—	—	必要と認めるとき
市場化テスト	09. 農作物価統計	事業の実施状況等の報告内容の確認 実地調査	—	—	—	—
市場化テスト	10. 試験実施業務	監督職員による監督	—	—	—	—

分類	番号	モニタリングの種類	評価 上段：時期 下段：内容	減額等の算 定時期	民間事業者へ の通知時期	改善勧告
市場化 テスト	11. 国 営 公園	業務報告書の確認 (四半期)	—	—	報告書受領後 10 日以内	検査結果に基づ く
指定管 理者制 度	12. 北 九 州市	月報等の書類の 確認 施設巡回 アンケート調査	—	—	年度終了後	仕様等を満たし ていない場合
指定管 理者制 度	13. 大 東 市立図書館	月報、四半期報 告の確認 施設巡回(随時)	—	—	—	仕様等を満たし ていない場合
指定管 理者制 度	14. 港 区 立図書館	月報、年間報告 の確認 随時報告	指定期間中 に少なくと も 1 回 第三者評価	—	—	—
指定管 理者制 度	15. 横 浜 市	月報・年間報告 の確認 随時報告 実地調査(随時)	業務開始後 2 年以内に 1 回 第三者評価	—	—	発注者が指示す る要件等を満た していないと認 められる場合
指定管 理者制 度	16. 県 立 都市公園	月次・年次報告 書の確認 施設巡回(随時) 利用者満足調査 苦情・意見等	—	—	確認終了後 20 日以内	モニタリングの 結果、業務が適 切に実施されて いないと判断し た場合に改善勧 告 改善結果は、随 時モニタリング により確認
海外事 例	17. 水道ア フェルマージュ	随時	—	—	—	—
その他 の事例	18. サ ー ビス産業	報告内容の確認	—	—	—	—



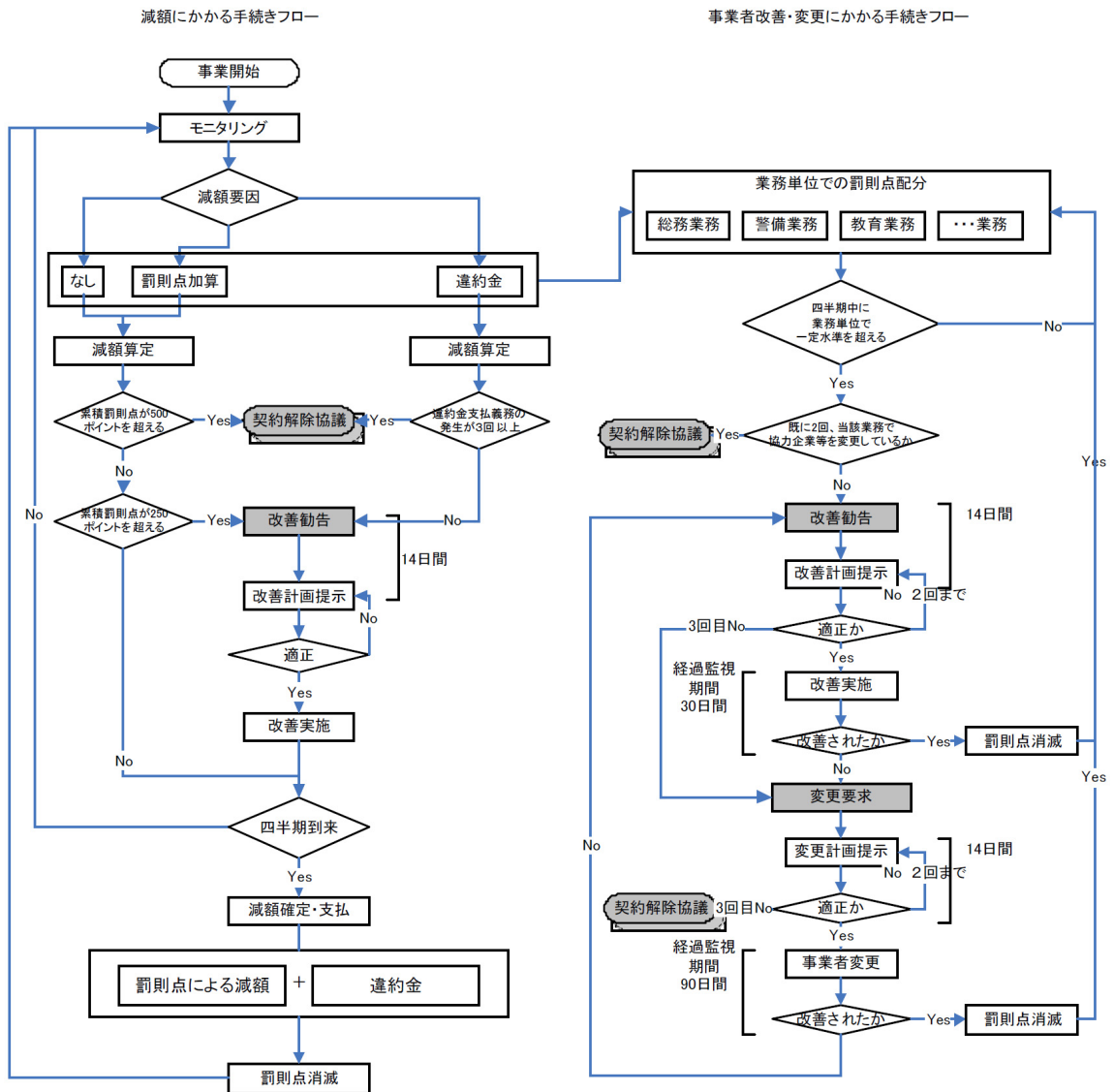
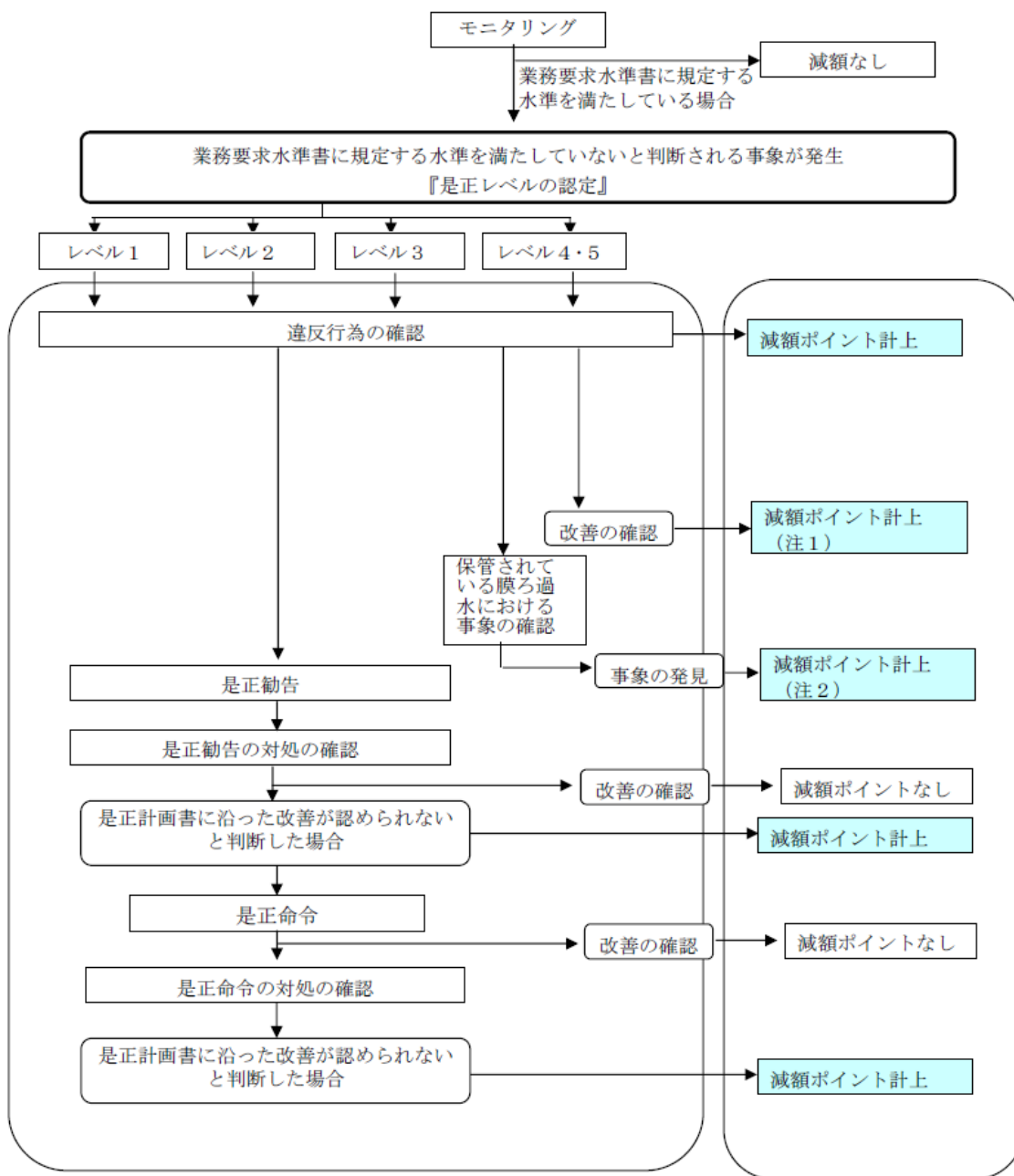


図 6-1 モニタリングのフロー (1.喜連川社会復帰促進センター)



(注1) 事象の発生を確認したときから市が是正を確認するまでの間の時間数に応じて減額ポイントを計上する。  
(注2) 保管されている膜ろ過水において事象の発生を確認した場合、日数に応じて減額ポイントを計上する。

図 6-2 モニタリングのフロー（川井浄水場）

## 2) インタビュー結果（まとめ）

（有識者）

- ・モニタリングは、募集要項の公表から民間事業者の選定を通じた一連の流れの中で、民間事業者が評価ポイントを勘案して事業提案や業務計画等を策定し、それを受けて公共がどのような項目をモニタリングするかを規定することが重要である。
- ・具体的なモニタリング方法は、公共による日報や月報の確認等が想定されるが、民間

事業者による自己モニタリングが基本であり、公共は、民間の自己モニタリング結果の報告から、仕様と実績との乖離を定量的に評価し、民間事業者により業務の改善が行われているかどうかをチェックする。

- ・公共側による定量的なモニタリング結果を受け、民間事業者が、自らの創意工夫により業務の効率化やコスト削減を図るなどの改善を行い、目標達成を図ることが重要である。
- ・業務の定性評価を行うために、利用者の満足度評価などを行うとともに、それに対してどのような改善が行われているかなどを調査することも有効である。
- ・市場化テストの対象となる業務は、非定型的な業務がある一方で、定型的な業務も行われる。モニタリングの方法についても、官民双方の業務負荷に応じた適切な内容を規定することが必要である。
- ・モニタリングの程度は、業務の規模や特性によって変えるべきである。市場化テストの場合、委託費が安い場合もあり、モニタリングに要する費用を考慮したときに、誰が実施するかが課題となる。

(民間事業者)

- ・年金の収納業務では、滞納者からの年間総納付月数がモニタリング指標となっており、その達成状況を毎月報告会にて報告することで、公共は民間事業者による業務の達成状況を把握している。

以上のインタビュー結果から、モニタリングは、実施主体別の民間事業者が自ら実施する自己モニタリングと、公共が実施する発注者モニタリング、要求水準に対する定量的な評価と定性的な評価に大別される。

実施主体としては、民間事業者による自己モニタリングが基本となるが、その結果報告を踏まえて、公共が業務の実施状況の評価する。さらに、必要に応じて公共が施設巡回を含む調査を行うことが想定される。

サービスの定性的な評価については、集客施設の運営などの場合には特に有効であると考えられるが、民間事業者に実施を義務づける場合は、過度の業務負荷がかからないように配慮することが必要である。

### 3) 市場化テストの契約書等への記載方針

契約書の分析対象事例とインタビュー内容等から、次のように整理できる。

公共、民間事業者は、それぞれどのような分担や手順によりモニタリングを行うべきかについては、案件事に様々な形態が想定されるが、民間事業者の自己モニタリングとそれに対応した公共のモニタリングを行うことが原則となる。

モニタリング結果に基づいて業務改善を行うまでの PDCA のサイクルについては、公共のモニタリング、公共の改善要求指示、民間事業者の改善、改善した業務を更に公共がモニタリング、といった流れとなり、これをモニタリングフローとして規定することが考えられる。

以上より、市場化テスト契約書に記載すべき方針は以下の通りである。

- ・ 条文では、民間事業者が実施する自己モニタリングとして、セルフモニタリング実施計画書の作成と業務の履行状況を報告するための書類（日報、月報、年報など）の作成を規定する。
- ・ 公共によるモニタリングについては、民間事業者による自己モニタリング結果報告に基づいて評価を実施する。
- ・ 民間事業者が提案書類で提案した事項も、モニタリングすることが望ましい。そのため、提案書類に記載された性能又は水準が、業務仕様書等に記載された性能又は水準を上回る時は、提案書類の記載が優先されることを規定する。
- ・ 法 26 条に定められた公共による調査もモニタリングの一種として、規定する。

(別紙への記載方針)

- ・ 条文に基づいて実施されるモニタリングの具体的な方法(モニタリングフロー等)は、個別案件の内容に応じて、自由記載ができるようにする。
- ・ 公共によるモニタリングとして、予め業務仕様書等に規定されている目標値と自己モニタリングによる実績との乖離を把握し、必要に応じて民間事業者に改善等を指示し、さらにモニタリングにより改善結果を確認することができる、いわゆる PDCA の仕組みを設けることが望ましい。この仕組みを記載する。
- ・ 自己モニタリング、その評価とフィードバック、減額までをフローで図示することなどにより手続を明確化し、確実に業務改善を図ることができるようにすることが必要である。
- ・ 公共によるモニタリングは、発注者が自ら行う場合と第三者機関が行う場合が想定される。
- ・ 施設の管理・運営業務などではサービス（業務）の定性的な評価も重要となる。適宜アンケート調査などを実施し、定量的評価で把握しきれない定性的な部分についても総合的に評価し、民間事業者の業務改善に活かすことも有効と考えられる。
- ・ 民間事業者が提案した業務の確実な履行を促すために、提案書に記載された個々の提案事項をモニタリング項目として取り上げることが考えられる。この場合は、例えば、
  1. 契約書別紙において「重要な提案事項はモニタリング項目とする」という注意書きを明記する、
  2. 提案様式集に「重要な提案事項」の様式を用意する、
  3. 落札者決定基準において「重要な提案事項」の加点割合を高める、とすることで、モニタリング項目の詳細を提案させる方法が考えられる。または、やや簡易な例としては、契約書別紙において「重要な提案事項はモニタリング項目とする」という注意書きを明記し、落札後に民間事業者との協議によりモニタリング項目を決定し、契約書別紙に追記する方法も考えられる。

## 6.4 減額規定

### 1) 分析対象事例の契約書における記載状況

分析対象とした PFI 事業の 3 事例と、指定管理者制度の 1 事例において、モニタリン

グ結果に基づく費用の減額、または業務報告書の虚偽記載などによる費用の返還について記載されている。

また、海外事例の水道アフェルマージュにおいても減額規定について記載されている。

表 6-7 全体構成案の項目との対応（減額規定）

分類	略称	委託費の減額	委託費の返還	合計
PFI事業	02.江戸川浄水場	2	1	3
PFI事業	04.喜連川社会復帰	1	0	1
PFI事業	05.島根社会復帰	1	0	1
指定管理者制度	14.港区立図書館	0	1	1
海外事例	17.水道アフェルマージュ	5	0	5
総計		9	2	11

### （１）減額の仕組み

分析対象事例で減額規定が設けられている PFI 事業では、減額は、罰則点の蓄積に基づく減額と債務不履行による違約金（公共側からの支払と相殺する）の 2 種類が見られる。

表 6-8 減額の考え方

分類	番号	減額の種別	軽減措置
PFI 事業	02.江戸川浄水場	債務不履行による罰則点の蓄積に基づく減額	—
PFI 事業	03.川井浄水場	債務不履行による罰則点の蓄積に基づく減額 ※是正勧告等によっても改善が見られない場合、重い減点ポイントを科す。	水道事業または市民に多大な貢献をした場合、ボーナスポイントを付与し、減額ポイントと相殺できる。
PFI 事業	04.喜連川社会復帰	債務不履行による違約金	—
		債務不履行による罰則点の蓄積に基づく減額	一定期間違約金の支払または罰則点による減額がない場合は、その期間に応じたポイントを軽減する。
PFI 事業	05.島根社会復帰	債務不履行による違約金	—
		債務不履行による罰則点の蓄積に基づく減額	一定期間違約金の支払または罰則点による減額がない場合は、その期間に応じたポイントを軽減する。
海外事例	17.水道アフェルマージュ	債務不履行による違約金	—

債務不履行による違約金については、例えば刑事施設の場合、次表にある通り、逃走事故の発生や暴動事故の発生など、民間事業者による業務履行が不完全であった場合（不完全履行※）や、民間事業者が合理的な理由なく業務を履行しなかった場合（履行遅滞※）等に、規定された算定方法に基づいて違約金が課され、公共側からの支払と相殺することになっている。

※注

民法上の債務不履行は、「債務者が債務の本旨に従った履行をしないとき」（民法第 415 条）と規定されており、講学上はこれを 3 分類（履行遅滞、履行不能、不完全履行）に分けて解説されることが一般的である。これらは、民法の文言上、明確に区別がされていないが、本書では、債務不履行の具体的な考え方を示すため、これらの分類の名称を用いる。参考：「民法Ⅲ 債権総論担保物件」内田貴、東京大学出版会、1996 年

表 6-9 違約金の考え方（島根あさひ社会復帰促進センター）

	対象となる事実	違約金の算定方法
①	逃走事故の発生（ただし、逃走の罪が成立した事案に限る。また、施設外の作業場における逃走事故を除く。）	1.5%×毎年度の P F I 事業費
②	施設外の作業場における逃走事故の発生（ただし、逃走の罪が成立した事案に限る。）	0.5%×毎年度の P F I 事業費
③	暴動事故の発生（ただし、受刑者が集合して施設（施設外の作業場を除く。）の全部又は一部を占拠し、暴行又は脅迫をした事案に限る。）	1.5%×毎年度の P F I 事業費
④	施設外の作業場における暴動事故の発生（ただし、受刑者が集合して施設の全部又は一部を占拠し、暴行又は脅迫をした事案に限る。）	0.5%×毎年度の P F I 事業費
⑤	施設内外（護送中を含む。）における職員、受刑者、面会人等に死亡又は重度の障害が生じる事故の発生（ただし、受刑者の自殺事故を除く。）	1.5%×毎年度の P F I 事業費
⑥	火災の発生（ただし、刑務所施設に限る。）	1.5%×毎年度の P F I 事業費
⑦	受刑者の自殺事故の発生（ただし、既遂事案に限る。）	0.5%×毎年度の P F I 事業費
⑧	受刑者による危険物、持込制限物品の取得（ただし、受刑者が武器及び覚せい剤等の薬物を取得した場合に限る。）	0.5%×毎年度の P F I 事業費
⑨	刑務所施設の保安に係る情報及び受刑者の個人情報の漏えい（ただし、悪意又は重大な過失によるものに限る。）	0.5%×毎年度の P F I 事業費
⑩	国への報告義務違反（ただし、悪意又は重大な過失により、違約金及び罰則点の対象となる事実を報告しなかった場合に限る。）	1.5%×毎年度の P F I 事業費
⑪	全部又は一部の業務の不履行（ただし、合理的な理由なく履行しなかった場合に限る。）	1.5%×毎年度の P F I 事業費
⑫	悪意により、①から⑨の事実を発生させようとした場合	0.5%×毎年度の P F I 事業費

また、浄水場の場合、下表の通り、不履行となる内容の重要度によってレベルが設定され、①初期の「違反行為の確認」の段階、②初期の違反行為に対する是正勧告が行われその後に改善が認められない場合、③さらに厳しい是正命令の後にも改善が見られない場合の3段階で、減額ポイントが細かく設定されている。初期の段階で重い罰則を科すのではなく、あくまでも是正を促すための手段として位置づけられている。

表 6-10 違約金の考え方（川井浄水場）

<減額ポイントの計上>

レベル	違反行為の確認	是正勧告後、改善が認められないと判断した場合	是正命令後、改善が認められないと判断した場合
1	1 P	2 P	4 P
2	2 P	4 P	8 P
3	3 P	6 P	12 P

レベル	違反行為の確認	是正までの時間	発生時点からの日数
4	1 水質項目ごとに 5 P	1 水質項目ごとに $0.1 P \times h$	1 水質項目ごとに $0.5 P \times D$
5	1 水質項目ごとに 10 P	1 水質項目ごとに $0.5 P \times h$	1 水質項目ごとに $2.5 P \times D$

(注1) 業務要求水準書第2 7から15の(1)に示す項目ごとに1単位とする。

(注2) 1時間未満は切上げとする。

<サービス対価の減額または留保>

3ヶ月の減額ポイント合計	減額又は留保	維持管理費（修繕費を除く。）の減額又は留保の割合
6 P以上	減額	1ポイントにつき、0.1%
1～5 P	留保	1ポイントにつき、0.1%

※修繕費は減額対象から除く

## 2) インタビュー結果（まとめ）

（民間事業者）

- ・本来は、官民が適正にリスク分担をすることが前提であるが、実際には、民間事業者に過度の罰則が科せられていると思われる場合が少なくない。民間事業者の意欲を高めるためにも、適正なリスク分担や罰則とすることが必要である。
- ・個人情報の漏洩といった重大な過失については、1回につき数千万円という高額のパナルティを課している事例も見られるが、中小の民間事業者にとっては事業参入の大きなリスクとなることも懸念される。また、パナルティにより事業の収益性に著しい影響を及ぼす場合、サービスの低下やさらなる問題の発生につながることも想定される。
- ・減額の運用については、事業環境の変化を考慮した軽減措置を設けるなど、柔軟に対

応することが必要である。例えば、年金を取り巻く社会状況の変化が収納業務に影響を及ぼしたり、マンション等のセキュリティ対策の変化がアンケート回収に影響を及ぼした結果、要求水準が未達成となり減額となったケースも見られる。

以上のインタビュー結果から、過度の減額等が、民間事業者の事業収益性や、場合によっては事業継続自体に大きな影響を及ぼす可能性があると考えられる。

しかしながら、公共側にとって、民間事業者によるサービス低下を防ぐための措置のひとつとして、減額は有効な手段であると考えられることから、民間事業者への影響を考慮しつつ、サービス低下防止という趣旨に応じた減額の仕組みが求められる。

### 3) 市場化テストの契約書等への記載方針

契約書の分析対象事例とインタビュー内容等から、次のように整理できる。

委託期間が短い市場化テストにおいても、性能発注におけるサービスの質を担保する目的から、原則として、民間事業者の要求水準の未達成を未然に防ぐことを目的とした減額規定を設けることが考えられる。ただし、民間事業者の意欲を著しく削ぐような内容とならないように留意が必要である。具体的には、前述のモニタリングのフローと連動し、要求水準の未達成が初めての 경우에는 過度のペナルティを科すのではなく、早期の業務改善に向けた軽微な罰則点や一部支払の留保などに留め、民間事業者に改善の機会を与えることも必要である。またその減額が、民間事業者の当該業務の継続に大きな影響を及ぼさない程度に留めることも考慮すべきである。

以上より、市場化テスト契約書に記載すべき方針は以下の通りである。

- ・モニタリングの結果によって、委託費を減額することができる旨を規定する。減額の具体的な方法について、別紙を設ける。

(別紙への記載方針)

- ・減額の方法は個別案件により大きく異なることから、モニタリングの結果に基づく具体的な減額の方法（計算式等）は、自由記載ができるようにする。
- ・インタビュー結果の通り、社会状況の変化が業務に影響を及ぼすなど、要求水準の未達成が必ずしも民間事業者の責めに帰する事由とは言い難いケースも見られるが、こうした点については、減額の仕組みを免除できるような運用も規定する必要がある。
- ・民間事業者の履行遅滞又は履行不能な状況の対処については、減額規定ではなく、契約解除又は損害賠償の条項においても規定する方法も考えられる。
- ・サービスの質を特に重視する事象については、ペナルティーポイント制ではなく、直接減額する方法もあり、適切な減額方式とする。



## 6.5 インセンティブ

### 1) 分析対象事例の契約書における記載状況

分析対象とした事例の中で「インセンティブ」を独立した項目として記載されているのは大東市立図書館の1事例がある。その他の事例では、支払額については支払方法の項目で記載されているものの、民間事業者が積極的にサービス提供を行う動機付けとなる仕組みが設けられている事例は、変動費支払となっている桑名図書館や、罰則点（ペナルティポイント）と相殺できる仕組みとなっている喜連川社会復帰、島根社会復帰の事例がある。

大東市立図書館の事例では、平成19年度の貸出冊数を基準として、市が定めた増加率を超える貸出があった場合、その冊数に応じた費用が支払われる仕組みとなっている。

金銭的なインセンティブの他に、PFI事業における委託費の減額において、罰則点の軽減措置の一環として、一定期間にわたり違約金の支払または減額がない場合は、罰則点のポイントを軽減することができることとしている事例がある。それにより、民間事業者に対して、要求水準の達成に対するインセンティブを与えることができると考えられる。

### 2) インタビュー結果（まとめ）

（有識者）

- ・公共側により要求水準が設定されている以上、インセンティブは、民間事業者の努力により生み出されることが基本であるが、民間事業者のみの努力ではなく、官民が協力しながら業務の効率化を図っていくという基本的な協力関係が重要である。
- ・業務の目的がサービス利用者の増加にある場合には、要求水準を超えて提供されるサービスに連動して支払額が変動する仕組み（基礎額+単価×サービス量など）を設けることが必要である。
- ・ただし、指定管理者制度の利用料金制度のように、利用料金を民間の収入とできる場合は、その収入自体が民間事業者にとってのインセンティブとなるため、公共側がそれ以上の金銭的なインセンティブを設ける必要性は低い。
- ・民間事業者へのインセンティブは、必ずしも金銭的なものではなく、表彰などによりその実績が社会的に認められることも、民間事業者にとってはひとつのインセンティブとなると考えられる。

（公共）

- ・ポイント制によりプラス部分を積極的に評価し、そのポイントで、要求水準を満たさずペナルティを課された場合のマイナスポイントを相殺することができる仕組みを設けているケースや、次回の民間事業者選定の際に、実績ポイントとしてプラス評価するケースなどが見られる。
- ・民間事業者によっては、業務の継続受注を重視する場合もあることから、次回の民間事業者選定の際に、現業務での業務実績を加点対象とするなど、金銭的なインセンティブ以外にも有効な手段はあると考えられる。

（民間事業者）

- ・サービス提供量の増加に伴い民間事業者の費用負担が増加する場合、支払額が一定で

は、民間事業者が必ずしも要求水準を超えた利用者獲得に積極的となるとは言い難い。例えば、統計調査や収納業務では、民間事業者にとって業務仕様書に規定された目標値をクリアすることが目標となり、それ以上の業務を行うインセンティブが働きにくい場合がある。

以上のインタビュー結果から、事業内容や目的によっては、サービス提供量に連動した支払方法により、民間事業者に対して金銭的なインセンティブを付与することも検討すべきである。しかしながら、前述の通り、インセンティブは必ずしも金銭的なものに限られるものではなく、それ以外の方法（減額ポイントとの相殺や次回入札時における実績評価の反映など）も考えられる。

### 3) 市場化テストの契約書等への記載方針

契約書の分析対象事例とインタビュー内容等から、次のように整理できる。

市場化テストの案件におけるインセンティブの方法として、金銭に係わるものとしては、①支払額が増加する、②減額ポイントと相殺できるボーナスポイントを付与するパターンが考えられる。また、金銭に係わらないものとして、③表彰制度、④次回選定時でのプラス評価（実績点での評価）が考えられる。

金銭的なインセンティブを付与する場合は、入札金額（契約金額）以上の金額を支払うことになるため、第三者から見ても納得できる明確な基準・事由が求められる。そのため、業務の目的に照らし合わせて、特定の指標に対する目標達成状況に応じて支払額を増加することへの合理的な説明が必要となる。

市場化テストは、PFI 事業と異なって業務期間が比較的短いこともあり、民間事業者にとっては、金銭的なインセンティブよりも業務の継続受注の方が重要であることも考えられる。業務内容によっては、必ずしも金銭的なインセンティブに固執することなく、指定管理者制度の案件のように、表彰制度や次回選定時でのプラス評価など、民間事業者のやる気を引き出す上で最適なインセンティブを設定することも考えられる。上記であげた③④のような金銭に係わらないものは、契約書ではなく実施要項等に具体的に記載することになる。

なお、④の場合は、落札者決定基準において業務実績を加点することが想定されるが、これは業務実績保有者が有利となる仕組みのため、新規参入を図る観点からは慎重に検討する必要もある。

以上より、市場化テスト契約書に記載すべき方針は以下の通りである。

- ・インセンティブの仕組みは、個別案件の特徴により具体化されるものであるため、支払方式、モニタリング、減額規定の中で具体的な方法を自由記載ができるよう、支払方式、モニタリング、減額の具体的な方法は、条文ではなく別紙に記載する。

(別紙への記載方針)

- ・金銭的なインセンティブの場合、追加的に支払う金額の妥当性が重要となる。また、

求められる業務水準についても、努力により達成可能なレベルでなければ、実質的に民間事業者にインセンティブを与えられないことから、現実的かつ明確な業務水準の設定が必要である。このような、明確な基準・事由、金額を別紙に記載する。

(補足資料) インセンティブの事例

分析対象とした PFI 事業、指定管理者制度、市場化テストにおいて、民間事業者へのインセンティブとして下記の仕組みが確認された。(ここでは、PFI 事業、指定管理者制度においては、事業者が利用者から直接的に収入を得る事業は除いている。)

1. 委託費を増加しないケース
①ボーナスポイント等によるペナルティポイントの相殺 (モニタリングの結果に基づく)
②次回選定時での加点
2. 委託費を増加させるケース
①利用者数等を指標とした変動費支払の仕組み
②利用者数等が一定の水準を越えた場合に、追加的に費用を支払う仕組み

PFI 事業では、主に 1 ①、2 ①が見られ、指定管理者制度では 1 ②、2 ①、市場化テストでは 1 ①、2 ①②の事例が見られる。

市場化テストにおいては、民間事業者が人材や資金を投入することによって、施設利用者等が増加するような、民間事業者の裁量が働く案件であれば、上記 2 ②のような委託費を増加させる仕組みを適用しやすい。上記 1、上記 2 ①については、すべての案件で適用が可能である。

	1. 委託費を増加しないケース	2. 委託費を増加せるケース①	2. 委託費を増加せるケース②
施設の管理・運営業務	○	○	○
窓口関連業務	○	○	○
統計調査関連業務	○	○	
試験・セミナー等関連業務	○	○	○
公物管理業務	○	○	○
刑事施設の運営業務	○	○	

○：適用の可能性

各事例の具体的な仕組みを以下に示す。

事例1 1① ペナルティーポイントとの相殺

島根あさひ社会復帰促進センター（PFI事業）

**エ 罰則点の軽減措置**

運営開始後一定期間にわたり、違約金の支払い又は罰則点の蓄積による減額がない場合には、国は、その翌月以降の1回当たりの罰則点のポイントを、減額がない期間に応じて下表のとおりに軽減することとする。ただし、この場合において、違約金の支払いが発生したとき又は罰則点の合計が上記ウに規定する減額の対象となる水準に達したときは、国は、当該軽減措置を取り消し、その翌月より上記イに規定するポイントを適用することとする。

減額がない期間	1回当たりポイント	左記ポイントの適用期間
24ヶ月間連続	9ポイント	25ヶ月～48ヶ月
48ヶ月間連続	8ポイント	49ヶ月～60ヶ月
60ヶ月間以上連続	7ポイント	61ヶ月目以降

事例2 1① ペナルティーポイントとの相殺

神奈川県立がんセンター特定事業（PFI事業）

3 ボーナスポイントの付与

病院事業庁と事業者は病院運営における車の両輪であり、両者が協力する必要がある。また、よりよい医療の提供は病院事業庁の医療スタッフだけで達成しうるものではなく、病院事業庁と事業者双方が「よい病院にする」「患者によりよい医療サービスを提供する」というモチベーションを持ち続けることが重要であると認識している。

事業者による「よい病院にする」「患者によりよい医療サービスを提供する」の実現に資する活動に対し、以下のとおりボーナスポイントを付与する。

(1) ボーナスポイントの考え方

ア ボーナスポイントの対象

本件事業にかかる業務の全般について、その実施状況を評価し、ボーナスポイント（以下「BP」という。）を付与する。

評価の視点	評価の指標	BP
病院のイメージ向上に資する活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 科長等現場スタッフからの推薦等</li> <li>・ 患者満足度調査等アンケート結果</li> <li>・ その他医療情報システムの統計データ等</li> </ul>	1～10BP
患者サービスの向上に資する活動		
要求水準を超えた優れた業務運営		
医療サービス向上に資する活動		
病院の経営改善に資する活動		

(2) ボーナスポイントの累積及び効果

ア ボーナスポイントの累積

BPの付与はがんセンター所長のBP付与決定により随時行い、付与された

イ ボーナスポイントの効果

累積されたBPは事業者からの申出があった場合には、その申出に従ってモニタリングにより課されたペナルティポイント（以下「PP」という。）と相殺されるものとする。その際は1BPは1PPと等価で取扱うものとする。相殺を申出るBPは事業者の任意によるものとし、相殺後に残存するBPがある場合は引続き累積されるものとする。なお、レベル4又はレベル5のアクシデントの原因となった場合のPPに対しては相殺できないものとする。

事例3 1② 次回選定時での加点

北九州市 次回選定時における優遇措置（「指定管理者評価マニュアル」より）

「施設管理状況の評価制度」を導入し、施設を総合的に評価【ABCDEの5段階評価】し、優秀と評価された事業者に対して、次回選定時においてインセンティブ（加点）を付与する

【A及びB評価とする施設数等】

- 原則としてA評価は評価対象施設の5%以内、B評価は15%以内とする。
- A評価のうち、特に優秀な事業者をS評価とする。

【優秀指定管理者に対する優遇措置】

- 指定管理者の応募意欲あるいはやる気を高めるためのインセンティブを設定する。
- 具体的には、指定管理者の評価（次回選定に向けた評価（5段階評価））で、「S」・「A」・「B」ランクの優秀事業者に対して、次回選考時に下記の優遇措置を講じる。

評価結果	最終審査時における優遇措置の内容
「S」評価	審査項目「1指定管理者としての適性」を満点（15点）とした上で、総合得点に15点加算する。
「A」評価	審査項目「1指定管理者としての適性」を満点（15点）とした上で、総合得点に10点加算する。
「B」評価	審査項目「1指定管理者としての適性」を満点（15点）とした上で、総合得点に5点加算する。

事例4 2① 利用者数等を指標とした変動費支払の仕組み

桑名市図書館等複合公共施設特定事業（PFI事業）

（サービスの対価の計算例）

初年度想定利用者数 121,200 人の場合

⇒利用者の範囲は3段階に属するため12.5万人で計算。

サービスの対価＝12.5万人×1人あたり単価（提案書に記載の価格）

◆改定方法

①年間利用者数

毎事業年度、下表に基づき年間利用者数に応じてサービスの対価を改定。

利用者数の範囲	1段階	2段階	3段階	4段階	5段階	6段階	7段階	8段階
実際の利用者数 (万人)	10万人以上 11万人未満	11万人以上 12万人未満	12万人以上 13万人未満	13万人以上 14万人未満	14万人以上 15万人未満	15万人以上 16万人未満	16万人以上 17万人未満	17万人以上 18万人未満
計算基礎利用者数 (万人)	10.5	11.5	12.5	13.5	14.5	15.5	16.5	17.5

※実際の利用者数が10万人未満の場合は全て計算基礎利用者数を10.5万人として、また18万人以上の場合は全て計算基礎利用者数を17.5万人として計算する。

事例5 2② 利用者数等が一定の水準を越えた場合に、追加的に費用を支払う仕組み

国民生活センター企業・消費者向けの教育・研修事業（市場化テスト 実施要項より）

ウ 委託費の増額

トップセミナーについて、(4)に規定する要求水準値をすべて上回り、受講料収入が委託費（基本額）を上回った場合は、当該受講料収入から当該委託費を控除した額の50%（1円未満切り捨て）を委託費（基本額）に加算して民間事業者に対して支払うものとする。

具体的には、次の算出式による。

$$\text{委託費の増額分（1円未満切り捨て）} = (\text{受講料収入} - \text{委託費}) \times 0.5$$

事例6 2② 利用者数等が一定の水準を越えた場合に、追加的に費用を支払う仕組み

私のしごと館における体験事業（市場化テスト 実施要項案より）

(ロ) インセンティブの支払い

体験利用者実績数が上記(2)ロの規模を上回る場合は、委託金額計画額（5職種体験事業計画額）から落札した民間事業者との契約金額を差し引いた額の範囲内で、次のとおり報奨金を年度ごとに支給することとする。

・報奨金は、年度ごとに算出し、全職種の体験利用者実績数が体験事業の規模（延べ定員）に比べ増加の割合により算出するものとする。

① 5%～10%アップした場合…  $A \times 0.1$ （報奨金）

② 11%～20%アップした場合…  $A \times 0.2$ （ 〃 ）

③ 21%～30%アップした場合…  $A \times 0.3$ （ 〃 ）

④ 31%～40%アップした場合…  $A \times 0.4$ （ 〃 ）

⑤ 41%以上 …  $A \times 0.5$ （ 〃 ）

$$A = (\text{5職種体験事業計画額} - \text{契約金額}) \div 3 \text{年契約}$$

## 6.6 緊急時の対応

### 1) 分析対象事例の契約書における記載状況

分析対象とした PFI 事業と指定管理者制度の多くの事例において、緊急時の対応について記載されている。市場化テストでは、国営公園の 1 事例で記載されている。

また、海外事例の水道アフェルマージュで、緊急時の対応について記載されている。

表 6-11 全体構成案の項目との対応（緊急時の対応）

分類	略称	緊急時の対応
PFI事業	03.川井浄水場	2
PFI事業	04.喜連川社会復帰	1
PFI事業	05.島根社会復帰	1
市場化テスト	11.国営公園	1
指定管理者制度	12.北九州市	1
指定管理者制度	13.大東市立図書館	1
指定管理者制度	14.港区立図書館	1
指定管理者制度	15.横浜市	2
指定管理者制度	16.県立都市公園	1
海外事例	17.水道アフェルマージュ	1
総計		12

分析対象事例における具体的な記載内容としては、PFI 事業の場合、官民が協議の上対応するか、公共が直接実施することとされているのに対して、指定管理者制度では民間事業者が措置を講じることとされている。これは、分析対象とした指定管理者制度の事例では、施設管理が全面的に民間事業者に委ねられており、当該施設に公共が常駐していないことから、実際に対応できるのは民間事業者に限られるためであると考えられる。

また緊急時には、不可抗力が含まれる場合もあるが、PFI 事業や指定管理者の事例では、不可抗力の際の費用負担の方法を契約書の別紙にて規定している場合と、別途不可抗力に関する条文にて規定している場合の 2 通りがみられる。



表 6-12 緊急時の対応にかかる記載内容

分類	番号	対応	費用負担	不可抗力による費用負担の記載
PFI 事業	03. 川井浄水場	官民協議の上措置を講じる。 緊急の場合は、民の判断により措置を講じる。	一般的な管理行為に含めることが適当でない部分は、官が負担する。	あり (別紙に記載)
PFI 事業	04. 喜連川社会復帰	官が直接実施し、民間事業者はそれに協力する。	官民それぞれの責めに帰する場合は、それぞれが負担する。	あり (不可抗力の条文に記載)
PFI 事業	05. 島根社会復帰	官が直接実施し、民間事業者はそれに協力する。	官民それぞれの責めに帰する場合は、それぞれが負担する。	あり (不可抗力の条文に記載)
市場化テスト	11. 国営公園	官民協議の上措置を講じる。 緊急の場合は、民間事業者の判断により措置を講じる。 官に遅滞なく通知する。	委託金額に含めることが相当でない認められる部分は官が負担する。	なし
指定管理者制度	12. 北九州市	民間事業者が速やかに措置を講じる。 官が必要な指示を行う。	—	なし
指定管理者制度	13. 大東市立図書館	民間事業者が速やかに措置を講じる。	—	なし
指定管理者制度	14. 港区立図書館	民間事業者が速やかに措置を講じる。 官に内容を報告する。	官民協議の上費用負担を決定する。	あり (不可抗力の条文に記載)
指定管理者制度	15. 横浜市	民間事業者が速やかに措置を講じる。 官及び関係機関に遅滞なく通報する。	—	なし
指定管理者制度	16. 県立都市公園	民間事業者が速やかに措置を講じる。	—	なし

## 2) インタビュー結果 (まとめ)

特筆すべき事項はなし。

## 3) 市場化テストの契約書への記載方針

契約書の分析対象事例から、次のように整理できる。

施設管理や窓口関連業務など個別案件によっては、災害時等の緊急対応を迫られる可能性がある。災害等は不可抗力の一部であるが、まずは、事業の実施主体者である民間事業者が速やかに必要な措置を講じることで、損害を最小限に抑えることが必要であり、この措置により発生した民間事業者の増加費用は、その合理的な範囲において公共が負担することが必要となる。

また、施設が一時的に閉鎖され、民間事業者が業務を実施できなかったとしても、民間事業者には従業員の人件費が発生している。短期間での従業員の人員調整は現実的に困難

であるため、このような場合は、原則として委託費を減額しない対応が必要と考えられる。

以上より、市場化テスト契約書に記載すべき方針は以下の通りである。

- ・事業の実施主体として、緊急時にはまずは民間事業者が速やかに必要な措置を講じることで、損害を最小限に抑え、その上で、公共（発注者）及び関係機関に遅滞なく連絡を行う旨規定する。
- ・当該措置により発生した費用は、民間事業者の責めに帰すべき事由による場合は民間事業者が負担することとし、それ以外の場合は不可抗力の発生に起因した増加費用として、原則、公共が負担する旨規定する。

## 7. 支払に関する記載方針

### 7.1 支払手続

#### 1) 分析対象事例の契約書における記載状況

分析対象としたすべての事例において、支払に関する記載があるものの、金額の改定については、そのうちの一部の事例において記載されているのみである。

海外事例の水道アフェルマージュの事例で、支払について記載されている。

表 7-1 全体構成案の項目との対応（支払手続）

分類	略称	委託費の支払い
PFI事業	01.桑名市図書館	2
PFI事業	02.江戸川浄水場	2
PFI事業	03.川井浄水場	4
PFI事業	04.喜連川社会復帰	2
PFI事業	05.島根社会復帰	2
市場化テスト	06.近代美術館	2
市場化テスト	07.国立博物館	3
市場化テスト	08.三川支所	1
市場化テスト	09.農作物価統計	3
市場化テスト	10.試験実施業務	2
市場化テスト	11.国営公園	3
指定管理者制度	12.北九州市	2
指定管理者制度	13.大東市立図書館	5
指定管理者制度	14.港区立図書館	1
指定管理者制度	15.横浜市	1
指定管理者制度	16.県立都市公園	3
海外事例	17.水道アフェルマージュ	4
その他の事例	18.サービス産業	3
その他の事例	19.下水道包括委託	4
総計		49

分析対象事例の PFI 事業の場合、四半期毎の支払であるのに対して、市場化テスト及び指定管理者制度の場合は、毎月払いとされている（なお、本分析対象以外の PFI 事業事例では、毎月払いの事例もある）。これは、委託費として人件費の割合の違いが関係しているものと考えられる。また、特に指定管理者制度の場合、NPO 法人をはじめとした、必ずしも運転資金が潤沢とは限らない民間事業者の参画も考慮したものと推測される。

モニタリング結果を評価した上で支払を確定する運用の場合は、民間事業者による自己モニタリング結果の提出→公共による評価・支払額の確定→民間事業者による請求書の提出→公共による支払、の一連の手続にかかる時間も考慮する必要がある。例えば、指定管理者制度の県立都市公園の事例にみられるように、支払額が変動する場合においても、各支払時期の支払額は概算払いにより固定とし、年度末の実績報告に基づいて過不足を精算する方法を取ることで、支払に係る手続を簡素化することも考えられる。

表 7-2 委託費の支払方法

分類	番号	支払時期	支払手続
PFI 事業	01.桑名市図書館	半年	運営業務の履行確認後
PFI 事業	02.江戸川浄水場	四半期	請求後、四半期最終月の翌月末日までに支払
PFI 事業	03.川井浄水場	四半期	請求書受理後支払
PFI 事業	04.喜連川社会復帰	四半期	発注者から支払額の通知→民間事業者から請求書の送付→請求日から 30 日以内に支払
PFI 事業	05.島根社会復帰	四半期	発注者から支払額の通知→民間事業者から請求書の送付→請求日から 30 日以内に支払
市場化テスト	06.近代美術館	毎月	請求書を受領した当該月の翌月末に支払
市場化テスト	07.国立博物館	完了後	請求書受理後、60 日以内に支払
市場化テスト	08.三川支所	毎月	毎月 1 日までに前月分の支払
市場化テスト	09.農作物価統計	完了後	請求書受理後、30 日以内に支払
市場化テスト	10.試験実施業務	完了後	請求書受理後、30 日以内に支払
市場化テスト	11.国営公園	四半期（概算払い可能）	請求日から 30 日以内に支払 各年度の精算報告書に基づき精算
指定管理者制度	12.北九州市	毎月	月末払い
指定管理者制度	13.大東市立図書館	毎月	請求書受理後 30 日以内に支払
指定管理者制度	14.港区立図書館	年度協定にて規定	年度協定にて規定
指定管理者制度	15.横浜市	年度協定にて規定	年度協定にて規定
指定管理者制度	16.県立都市公園	毎月（概算払い）	請求書受理後支払
海外事例	17.水道アフェルマージュ	—	—
その他の事例	18.サービス産業	完了後	請求書受理後、30 日以内に支払
その他の事例	19.下水道包括委託	毎月	翌月の〇日（任意の日を決める）に支払

## 2) インタビュー結果（まとめ）

（有識者）

- ・市場化テストにおける支払方法は、毎月、四半期などのどれが最適であるということではなく、事業内容や規模等を勘案し、適宜規定することが望ましい。

（民間事業者）

- ・支払手続としては、完了報告を作成して公共に提出し、検収の後に請求書を提出し、30 日以内に支払われるのが一般的である。したがって、業務完了後実際に入金されるまでに 45 日程度の期間がかかる。その場合、人件費等の支払の発生と公共からの入金に時間差が生じ、その間の立て替えが民間事業者にとって負担となることがある。特に支払が四半期毎になると、数ヶ月間の費用の立て替えが必要となる。

（公共）

- ・事業報告内容を確認、評価した上で支払を行う場合、毎月の支払では業務が煩雑とな

るため、四半期程度の支払が望ましい。

以上のインタビュー結果から、民間事業者としては、できるだけ早い入金を望む一方で、公共側としては、支払にかかる業務の煩雑さから、支払回数を四半期程度としたいとの意向が伺える。したがって、支払時期・方法については、官民双方の意向を考慮した上で、案件毎に決定することが望ましいと考える。

### 3) 市場化テストの契約書等への記載方針

契約書の分析対象事例とインタビュー内容等から、次のように整理できる。

業務の実施状況に問題がない場合の支払方法は、民間事業者は月報などの業務報告を公共に提出し（自己モニタリング結果）、公共はモニタリングとして民間事業者の業務遂行に問題がないことを確認した後（変動費支払がある場合は支払額を確定）、民間事業者が請求書を提出、公共が委託費を支払う、といった流れが原則となる。公共が定期的なモニタリングにより民間事業者の業務の履行確認を行うことがポイントである。

業務内容等に応じた支払時期については、毎月または四半期のいずれかが望ましいということではなく、事業内容や予算規模、支払業務にかかる公共側の負担などを総合的に勘案し決定することが望ましいと考えられる。

以上より、市場化テスト契約書に記載すべき方針は以下の通りである。

- ・市場化テストにおける委託費の支払時期・手続などの方法については、別紙を設ける。

(別紙への記載方針)

- ・減額や支払の留保を行う場合は、自己モニタリング結果の公共側による評価とそれに基づく金額の決定、民間事業者への評価結果と支払額の通知といった一連の流れを、モニタリングのフローと合わせて具体的に示すことが必要である。

## 7.2 物価変動等による委託費の見直し

### 1) 分析対象事例の契約書における記載状況

分析対象とした PFI 事業及び指定管理者制度の多くの事例では、委託費の改定について記載されている。市場化テストについては、農業物価統計と国営公園の 2 事例で委託費の改定が記載されている。

また、下水道包括委託と水道アフェルマージュの事例で委託費の改定が記載されている。

表 7-3 全体構成案の項目との対応（物価変動等による委託費の見直し）

分類	略称	委託費の改定
PFI事業	01.桑名市図書館	1
PFI事業	02.江戸川浄水場	2
PFI事業	03.川井浄水場	1
PFI事業	04.喜連川社会復帰	4
PFI事業	05.島根社会復帰	4
市場化テスト	09.農業物価統計	1
市場化テスト	10.試験実施業務	1
市場化テスト	11.国営公園	1
指定管理者制度	12.北九州市	1
指定管理者制度	14.港区立図書館	1
指定管理者制度	15.横浜市	1
指定管理者制度	16.県立都市公園	1
海外事例	17.水道アフェルマージュ	1
その他の事例	19.下水道包括委託	1
総計		21

PFI 事業の場合、契約書の別紙等において物価変動による委託費の改定方法が定められている。それに対して、市場化テストや指定管理者制度での記載内容は、物価変動に限らず、当初の支払額が不適当となった場合は、官民双方の協議により改定することが出来るなどの簡単な記載内容となっている。PFI 事業では、事業期間が 10 年以上と長期間にわたる場合が多いことから、その間の物価変動が一定の割合（例：3%）を超える場合には、支払金額に反映することなどが規定されているものと考えられる。

また、PFI 事業の場合、初期投資の資金調達に伴う金利変動についても改定が記載されている。市場化テストにおいても資金調達が必要となる場合もあることから、事業内容によっては改定を規定することも必要と考えられる。

表 7-4 物価変動等による委託費の改定

分類	番号	対象費目	改定時期	改定方法
PFI 事業	01. 桑名市図書館	維持管理・運営費	毎年、指標の対前々年度の変動率を勘案して設定した改定率により、各年度 4 月 1 日以降の支払に反映	以下の指標に基づき、毎年度改定 「企業向けサービス価格指数」－ 設備管理、清掃、警備 「消費者物価指数」 「毎月勤労統計調査」
PFI 事業	02. 江戸川浄水場	維持管理・運営費	物価変動：対前年度の変動率を勘案し、各年度 4 月 1 日以降の支払に反映 電気料金：都度 水道料金：5 年後	以下の指標に基づき、毎年度改定 「企業向けサービス価格指数」－ 産業廃棄物処理
PFI 事業	03. 川井浄水場	維持管理費	毎年、指数の変動率を反映	以下の指標について、毎年の変動率が±1%以上、または累積で±3%以上の場合 「毎月勤労統計調査」

分類	番号	対象費目	改定時期	改定方法
				「消費者物価指数」 「企業向けサービス価格指数」 「企業物価指数」
PFI 事業	04. 喜連川 社会復帰	本施設の維持管理・運営費	毎年4月1日現在で確認できる指標 翌年度の4月1日以降の支払に反映	「企業向けサービス価格指数」－ その他諸サービスが±3%以上変動した場合
PFI 事業	05. 島根社 社会復帰	本施設の維持管理・運営費	毎年6月1日現在で確認できる指標 翌年度の4月1日以降の支払に反映	「企業向けサービス価格指数」－ その他諸サービスが3%以上変動した場合
市場化テスト	09. 農作物 価統計	委託費	－	民間事業者が官に契約金額が不 適当である理由を書面で提出し、 協議を行う。
市場化テスト	11. 国営公 園	委託費	－	官民が協議の上定める。 14日以内に協議が定まらない場 合は官が定め、民間事業者に通 知。
指定管理者 制度	12. 北九州 市	指定管理料	－	官または民が、当初の指定管理料 が不適当となったと認めたとき、 相手方に通知し協議の上決定す る。
指定管理者 制度	14. 港区立 図書館	指定管理料	－	当初の指定管理料が不適当とな ったとき、官民協議の上変更でき る。
指定管理者 制度	15. 横浜市	指定管理料	－	当初の指定管理料が不適当とな ったとき、官民協議の上変更でき る。
指定管理者 制度	16. 県立都 市公園	－	－	改定なし。 (物価変動、金利変動に金する費 用増加は民間事業者の負担)
海外事例	17. 水道アフェ ルマージュ	委託費	－	民間事業者が負担した費用の推 移に基づいて算出。
その他の事 例	19. 下水道 包括委託	委託費	－	消費者物価指数等の客観的な指 標を基準として見直しを行う。

## 2) インタビュー結果 (まとめ)

(有識者)

- ・過去に、光熱費を月単位で見た場合ばらつきはあるものの、年度単位で見た場合には大きな変化がないことが明らかとなったため、結果として民間事業者が担保できるリスクの範囲であると判断した事例がある。委託費が一定の範囲を超えて変動した場合は、民間事業者のキャッシュフローを圧迫するものとなる。しかし、この点については、業務費の改定というよりもリスク分担の問題として捉えるべきではないかという議論もある。

(民間事業者)

- ・市場化テストや指定管理者制度の場合、事業期間が3～5年程度であることもあり、物価変動について契約書に明記されていない場合が多い。

(公共)

- ・例えば、民間事業者が施設の光熱費を負担する場合など、エネルギーコストの急激な変動が事業に大きな影響を及ぼすことも考えられ、このような項目については、価格変動リスクをすべて民間事業者が負担するのではなく、一定の範囲を超えた場合は、公共が支払に応じることも必要となる。

以上のインタビュー結果から、一定の範囲を超えて物価変動が生じた場合、委託費の改定を行うことを規定することが必要であると考えられる。

### 3) 市場化テストの契約書等への記載方針

契約書の分析対象事例とインタビュー内容等から、次のように整理できる。

PFI 事業では、物価スライド条項を入れることにより委託費を見直しているケースが多い。市場化テストの契約は複数年契約の場合もあり、刑事施設の運營業務のように 7 年となる場合もある。昨今の原油価格の高騰など、複数年契約の間には物価変動が起こりうる可能性があることや、物価変動リスクを民間事業者の負担とした場合でも入札価格に反映され、結局は公共が負担する結果につながることから、市場化テストにおいても、契約期間が一定期間を超える場合であれば、一定以上の物価変動について対応できる仕組みを設けることが必要と考えられる。

なお、想定外の価格変動により委託費に著しい影響を及ぼす場合には、別途規定する官民の協議の場において検討することが望ましい。その場合においても、短期的な変動のみで増減額を議論するのではなく、1 年程度の期間での事業費負担の変動をモニタリングし、その結果に基づいて合理的な判断を下すことが必要である。

以上より、市場化テスト契約書に記載すべき方針は以下の通りである。

- ・契約期間が一定期間を超える場合であれば、PFI 事業と同様に、企業向けサービス価格指数などの定量的な統計データに基づいて、一定以上の物価変動を事業費に反映する旨規定する。

(別紙への記載方針)

- ・物価変動の改定方法として、対象とする委託費の内訳、改定する条件、時期、利用する指標、計算式等を記載する。



## 8. 契約の変更、解除、終了に関する記載方針

### 8.1 契約解除の手續

#### 1) 分析対象事例の契約書における記載状況

分析対象としたすべての事例において、民間事業者の帰責事由による契約解除について記載されている。一方、発注者の帰責事由による契約解除は、全ての PFI 事業と 3 つの指定管理者制度において記載されているが、市場化テストでは記載されているのは、国営公園の 1 事例のみである。

また、海外事例及びその他の事例のすべてにおいて、民間事業者（受託者）の帰責事由による契約解除が記載されているが、発注者の帰責事由による契約解除が記載されているのは、下水道包括委託のみである。

表 8-1 全体構成案の項目との対応（契約解除・変更手續）

分類	略称	受託者の債務不履行による契約解除	発注者の債務不履行による契約解除	法令変更による契約解除	不可抗力による契約解除	合計
PFI事業	01.桑名市図書館	1	1	0	0	2
PFI事業	02.江戸川浄水場	1	1	1	1	4
PFI事業	03.川井浄水場	3	3	2	3	11
PFI事業	04.喜連川社会復帰	2	2	2	2	8
PFI事業	05.島根社会復帰	1	1	1	1	4
市場化テスト	06.近代美術館	2	0	0	2	4
市場化テスト	07.国立博物館	1	0	0	0	1
市場化テスト	08.三川支所	2	0	0	0	2
市場化テスト	09.農作物価統計	5	0	0	0	5
市場化テスト	10.試験実施業務	1	0	0	1	2
市場化テスト	11.国営公園	2	1	0	0	3
指定管理者制度	12.北九州市	1	1	0	1	3
指定管理者制度	13.大東市立図書館	1	0	0	0	1
指定管理者制度	14.港区立図書館	1	1	0	1	3
指定管理者制度	15.横浜市	2	1	0	2	5
指定管理者制度	16.県立都市公園	1	0	1	1	3
海外事例	17.水道アフェルマージュ	1	0	0	0	1
その他の事例	18.サービス産業	1	0	0	0	1
その他の事例	19.下水道包括委託	1	1	0	0	2
	総計	30	13	7	15	65

#### (1) 民間事業者の帰責事由による契約解除

分析対象事例においては、PFI 事業、市場化テストおよび指定管理者制度における民間事業者の帰責事由としては、業務の未実施などの履行遅滞、倒産法令上の手續の申し立てなど業務の履行が後発的に不可能となる履行不能、形の上では業務履行がされたもののそれが不完全な不完全履行などの他、本契約以外での重大な法令違反や入札参加資格の喪失などの項目が挙げられる。

海外事例の水道アフェルマージュでは、下表にある業務不履行以外に、民間事業者側に過失がなくても公共側が一般公益（※）を理由とした解除が可能となっていることが特筆される。

※一般公益に関する理由の例として、以下の事象が挙げられている。

- ・ 民間事業者と水道需要者とのトラブルが多いため、委託手法を変更したいという自治体の意志
- ・ 公共が、もっと良い条件でサービスを提供できる可能性の存在 等

表 8-2 契約解除に該当する民間事業者の帰責事由

		事業の放棄	倒産法制上の手続の申し立て決議	本事業の入札手続にかかる重大な法令違反	入札参加資格の喪失	重大な法令違反、不正行為	業務報告への虚偽記載	秘密保持義務への重大な違反	本契約の履行が不可能	違反	本契約上の重大な条項違反	暴力的関係者、反社会的勢力等との関係	社会通念上不適当と認められる	民間事業者からの申し出	その他
PFI 事業	01.桑名市図書館	○	○	○					○	○					地方自治法施行令への該当
PFI 事業	02.江戸川浄水場	○	○			○	○		○						
PFI 事業	03.川井浄水場		○	○		○			○	○				○	
PFI 事業	04.喜連川社会復帰	○	○	○			○	○	○						民間事業者の構造改革特区の登録取り消し
PFI 事業	05.島根社会復帰	○	○	○			○	○	○						民間事業者の構造改革特区の登録取り消し
市場化テスト	06.近代美術館		*	○	○		○	○	○	○	○				
市場化テスト	08.三川支所		*	*	*			*	*	○					甲から通知後 7 日以内の委託契約の未締結
市場化テスト	09.農業物価統計		○	*	*			*	○	*				○	独占禁止法の排除命令
市場化テスト	10.試験実施業務		*	*	*	○		*	○	*				○	
市場化テスト	11.国営公園		*	*	*			*	○	*	○			○	
指定管理者制度	12.北九州市						○		○	○	○			○	
指定管理者制度	14.港区立図書館				○	○			○				○	○	
指定管理者制度	15.横浜市				○	○	○		○	○	○	○	○	○	不可抗力により業務継続が困難
指定管理者制度	16.県立都市公園		○												条例の取り消し事由等に該当
海外事例	17.水道アフェルマージュ								○						履行保証金の未払い 本契約の第三者への譲渡 一般公益
その他の事例	18.サービス産業								○	○					

\*：契約書には記載のないものの、公共サービス改革法第 22 条第 1 項に該当するもの

## (2) 公共の帰責事由による契約解除

分析対象事例においては、公共の帰責事由による契約解除については、公共による委託費支払の遅延や、契約上の重大な義務違反やそれに伴う民間の業務履行が遅滞・不可能となることなどの項目に限定される。

表 8-3 契約解除に該当する公共の帰責事由

契約解除事由		委託費支払の遅延	官の重大な義務違反、契約違反、またはそれによる業務履行が遅滞・不可能	構造改革特区計画の認定取り消し（発注者の責めに帰すべき事由）	業務内容の変更による委託金額の2/3以上の減少
PFI 事業	1.桑名市図書館	○			
PFI 事業	2.江戸川浄水場		○		
PFI 事業	3.川井浄水場		○		
PFI 事業	4.喜連川社会復帰	○	○	○	
PFI 事業	5.島根社会復帰	○	○	○	
市場化テスト	6.国営公園		○		○
指定管理者制度	14.港区立図書館		○		
指定管理者制度	15.横浜市		○		

## 2) インタビュー結果（まとめ）

（民間事業者）

- ・以前は、公共側から契約は解除できるが、民間事業者からの解除は明記されていないなどの片務契約が見られたが、最近はこうしたケースは少なくなっている。
- ・事業期間が長期にわたる場合、民間事業者では当該事業のための雇用が発生することから、契約解除の場合、この雇用補償の問題が発生することが懸念される。したがって、公共の帰責事由による契約の途中解除により生じる民間事業者側の損害を明らかにし、それに対する補償の考え方を具体的に明記することも必要である。

以上のインタビュー結果から、民間事業者は、民間事業者からの解除規定がないことや、契約解除により発生する損害に対する補償の考え方について懸念していることが伺え、市場化テストにおいても、公共の帰責事由による契約解除について規定する必要がある。

## 3) 市場化テストの契約書への記載方針

契約書の分析対象事例とインタビュー内容等から、次のように整理できる。

公共、民間事業者それぞれの帰責事由による契約解除の手続については、官民の双務契約が前提となることから、公共側及び民間事業者側の債務不履行時における契約解除の規定を設けることとする。契約解除の条件として、債務不履行の状態が一定期間継続する場合に加え、民間事業者側の帰責事由には法 22 条に定められた要件が規定される。

契約解除に伴う違約金の考え方として、民間事業者の債務不履行の場合は、具体的な金額を違約金として設定するケースが多く（例：契約金額の 100 分の 1）、また発生した損害が違約金を超える場合も想定されることから、損害賠償請求を行える規定も必要となる。同様に、公共の債務不履行による契約解除の場合には、民間事業者からも損害賠償請求が可能とすることとする。

以上より、市場化テスト契約書に記載すべき方針は以下の通りである。

- ・ 公共サービス改革法第 22 条契約の解除等に該当する場合には、契約を解除することができる旨を規定する。
- ・ 官民の双務契約を前提とすれば、公共側の債務不履行に係る契約解除の規定も設ける。
- ・ 契約解除の事由に応じて、民間事業者が発注者に支払うべき違約金や、公共が民間事業者に支払うべき増加費用や損害の負担についても規定する。

## 8.2 契約変更の手続

### 1) 分析対象事例の契約書における記載状況

分析対象とした PFI 事業、市場化テスト及び指定管理者制度の多くの事例において、業務仕様書等の変更手続について記載されている。

また、海外事例、その他の事例においても業務仕様書等の変更が記載されている。業務計画書等の変更については、川井浄水場の 1 事例のみで記載されている。

表 8-4 全体構成案の項目との対応（変更手続）

分類	略称	業務仕様書等の変更	業務計画書等の変更	合計
PFI事業	03.川井浄水場	2	1	3
PFI事業	04.喜連川社会復帰	3	0	3
PFI事業	05.島根社会復帰	3	0	3
市場化テスト	06.近代美術館	2	0	2
市場化テスト	10.試験実施業務	2	0	2
市場化テスト	11.国営公園	1	0	1
指定管理者制度	12.北九州市	2	0	2
指定管理者制度	14.港区立図書館	2	0	2
指定管理者制度	15.横浜市	2	0	2
指定管理者制度	16.県立都市公園	3	0	3
海外事例	17.水道アフェルマージュ	1	0	1
その他の事例	19.下水道包括委託	4	0	4
総計		27	1	28

分析対象事例においては、業務仕様書等の変更については、官民による事前協議の上変更ができるものと、特に協議を行わなくとも官からの通知により変更が可能となるものの 2 通りが見られる。その他、北九州市のように、官だけではなく民間事業者からも、必要と認める場合には、業務仕様書等に規定する業務範囲や業務実施条件の変更を求めることができる事例も見られる。

契約変更に伴う費用負担については、多くの事例で官民による協議の上決定する旨規定されているが、規定されていない場合や、官が必要であると認めた場合に変更する場合など、必ずしも官民による協議が明記されていない事例も見られる。

一方、業務計画書等の作成・提出は、PFI 事業と指定管理者制度の多くの事例で記載されているものの、その変更に関する規定はほとんど明記されていない。

表 8-5 契約変更の手続

種別	番号	手続	費用負担
PFI 事業	03.川井浄水場	官民による事前協議。 協議開始から 60 日以内に協議 が整わない場合は、官に従う。	官民それぞれの責めに帰すべ き事由による場合は、協議の上 それぞれが負担。
PFI 事業	04.喜連川社会 復帰	官民による事前協議。	官民による協議の上決定。
PFI 事業	05.島根社会復 帰	官民による事前協議。	官民による協議の上決定。
市場化テスト	10.試験実施業 務	官が変更可能。	官民による協議の上決定。
市場化テスト	11.国営公園	官が業務内容の変更を通知。	官が必要であると認めるとき、 契約金額を変更。
指定管理者制 度	12.北九州市	官民それぞれが業務内容の変 更を相手方に通知。	官民による協議の上決定。
指定管理者制 度	14.港区立図書 館	官民による事前協議。	—
指定管理者制 度	15.横浜市	官民による事前協議。	—
指定管理者制 度	16.県立都市公 園	官が業務内容の変更を通知。	官民による協議の上決定。

PFI 事業のうち、運営事業の比重が大きいとされる病院事業では、社会環境（医療環境）が変化することを想定し、要求水準書の変更手続が詳細に記載されている。

<p>(参考事例)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・京都市立病院整備運営事業 事業契約書（案） 第 130 条 別紙 16 要求水準書の変更手続</li> <li>・神奈川県立がんセンター特定事業 特定事業契約書（案） 第 43 条 業務方法等の変更</li> </ul>
--

## 2) インタビュー結果（まとめ）

（民間事業者）

- ・発注者が入札当初に示した業務仕様書や要求水準書から業務項目（仕様）が増えたとしても、当該仕様や要求水準が変更されるケースはほとんどない。発注者と受託者の協議により変更できる条文があったとしても、予算措置がなされなかったり、担当者によっては変更手続が面倒であったりするためか、実質的には機能していない場面がみられる。

以上のインタビュー結果は、業務仕様が明らかに追加になった場合を前提としているが（つまり、民間事業者の見積りミス等を除く）、契約書上は業務仕様書等の変更について記載されているものの、その具体的な手続に関する取り決めが不十分であることから、機能しているとは言い難い状況であることが伺える。したがって、契約変更について記載するだけでなく、その手順を明記することも必要であると考えられる。

### 3) 市場化テストの契約書等への記載方針

契約書の分析対象事例とインタビュー内容等から、次のように整理できる。

業務仕様書等の変更について、「甲乙協議を行う」という簡易な規定では、実質的に機能していないことから、契約変更手続の手順を明確化することで、公共側の担当者が検討を行いやすいようにすることが必要である。

以上より、市場化テスト契約書に記載すべき方針は以下の通りである。

- ・公共が示した業務仕様書等と、民間事業者が提出する業務計画書について、それぞれ変更する場合の手続を詳細化する。具体的な手続について、別紙を設ける。
- ・業務仕様書等の変更に伴う増加費用は、公共が合理的な範囲を負担する旨を規定する。また、業務計画書の変更に伴う増加費用は、民間事業者の裁量の範囲内として行う場合は、民間事業者が負担し、公共事由による場合は公共が負担する旨を規定する。

(別紙への記載方針)

- ・業務の変更内容と理由、委託費の変更の見込みなどを記載する。

## 8.3 業務終了時の事業引継ぎの手続

### 1) 分析対象事例の契約書における記載状況

分析対象とした PFI 事業と指定管理者制度の多くの事例では、業務の引継ぎについて規定されている。市場化テストでは、国立近代美術館の 1 事例において記載されている。

下水道包括委託と水道アフェルマージュの事例では、業務の引継ぎが記載されている。

表 8-6 全体構成案の項目との対応（事業引継ぎ時の取扱い）

分類	略称	契約終了に際し の措置	委託期間終了時 の業務の引継ぎ	合計
PFI事業	01.桑名市図書館	1	0	1
PFI事業	03.川井浄水場	0	3	3
PFI事業	04.喜連川社会復帰	2	1	3
PFI事業	05.島根社会復帰	2	1	3
市場化テスト	06.近代美術館	0	1	1
市場化テスト	07.国立博物館	1	0	1
市場化テスト	09.農業物価統計	2	0	2
市場化テスト	10.試験実施業務	1	0	1
指定管理者制度	12.北九州市	1	1	2
指定管理者制度	13.大東市立図書館	0	1	1
指定管理者制度	14.港区立図書館	1	1	2
指定管理者制度	15.横浜市	0	1	1
指定管理者制度	16.県立都市公園	1	1	2
海外事例	17.水道アフェルマージュ	1	2	3
その他の事例	18.サービス産業	1	0	1
その他の事例	19.下水道包括委託	1	2	3
総計		15	15	30

PFI 事業の場合、業務終了後は、機器等の操作要領や運転マニュアルなどを公共に引き継ぐ旨規定されている。これは、業務終了後の運営を公共側が引き継ぐことが想定されることから、公共側による施設運営に支障を来すことのないように規定されていると考えられる。

それに対して指定管理者制度の場合は、民間事業者が継続して施設管理を行うことを前提としていることから、引継ぎについても、公共の他に、公共が定める者（つまり、次期の指定管理者）に直接引き継ぐことができるように規定されている。

表 8-7 事業引継ぎの内容

種別	番号	時期・方法	引継ぎ内容	原状回復
PFI 事業	02.江戸川浄水場	官への引継ぎ。 説明その他の協力を行う。	設計図書・完成図書、 修繕・機器更新にかかる書類 マニュアル、申し送り 事項、その他必要な書類の提供。	—
PFI 事業	03.川井浄水場	官への引継ぎ。 運転マニュアル等による運転 方法等の指導	日報等の報告書 運転マニュアル等	—
PFI 事業	04.喜連川社会復帰	官への引継ぎ。 事業終了1年前から協議、6カ月前から必要事項の説明。	操作要領、その他資料の提供。	—
PFI 事業	05.島根社会復帰	官への引継ぎ。 事業終了1年前から協議、6カ月前から必要事項の説明。	操作要領、その他資料の提供。	—
市場化テスト	06.近代美術館	業務が円滑かつ支障なく継続できるように引き継ぐ。	—	民間事業者の負担による原状回復。
指定管理者制度	12.北九州市	官または官が指定する者への引継ぎ、視察の受け入れ。	—	原状回復、または官が定める状態での明け渡し。
指定管理者制度	13.大東市立図書館	官または官が指定する者への引継ぎ。	—	民間事業者の負担による原状回復。
指定管理者制度	14.港区立図書館	官または官が指定する者への引継ぎ。	—	原状回復、または官が認める状態で明け渡し。
指定管理者制度	15.横浜市	官または官が指定する者への引継ぎ、内容等についての調査。	—	原状回復、または官が定める状態での明け渡し。
指定管理者制度	16.県立都市公園	官または官が指定する者への引継ぎ。	—	民間事業者の負担による原状回復。
海外事例	17.水道フェルマージュ	次期受託者への引継ぎ。	施設・設備の主要な留意事項、運転条件、運転手順等の説明。	—

## 2) インタビュー結果 (まとめ)

(有識者)

- ・委託業務の内容は、発注者である公共側が把握しているべきであり、引継ぎは民間事業者間ではなく、民から官に引き継ぐことを原則とすべきである。しかしながら、実際問題としては、一旦業務を民間事業者に委託してしまうと、公共がすべてを把握できているわけではないので、業務の詳細については、実際に業務を行う民で引き継ぐべきである。
- ・業務マニュアルなどについては、民間事業者のノウハウの流出につながることから、民間事業者の提案により実施した部分は、必ずしも引き継ぐ必要はないものの、公共が作成した仕様に基づいて民間事業者が実施した部分は、次の民間事業者に引き継ぐべきであるとの考えもある。
- ・引継ぎにかかるコストは公共側の負担として見込むべきである。

(民間事業者)

- ・民で引継ぎを行う場合、前任の民間事業者の手順は、必ずしも次の民間事業者にとって最適ではないことも考えられることから、仕様に基づいて官から改めて業務を引き継ぐことで、次の民間事業者が手順の見直しを行うことも必要である。

(公共)

- ・引き継ぐ内容については、利用者への影響を第一に考え、運営主体が変更になったことにより不利益が利用者には及ばないことを基準とし、そのために必要とされるものを引き継ぐことが重要である。

以上のインタビュー結果から、業務の引継ぎに際しては、利用者に不利益が生じないことを最優先としながら、業務仕様書等に規定されている業務を中心に、民間事業者が引継ぎを行うことが必要であると考えられる。引継ぎ先については、業務終了後も引き続き民間事業者が実施することも想定されることから、公共に限定せず、公共が定める者に直接引き継ぐことができるよう規定することが必要である。

## 3) 市場化テストの契約書等への記載方針

契約書の分析対象事例とインタビュー内容等から、次のように整理できる。

次の事業者に対する事業の引継ぎのため、民間事業者が行う引継ぎ業務は、利用者の影響を第一に考え、運営主体が変更になったことにより不利益が利用者には及ばないことを基準にして、業務内容を明確化することが必要となる。

引継ぎにより民間事業者のノウハウ(知的財産)が流出することが懸念されるが、例えば、公共側が業務仕様書等として規定している内容を実施する上で必要となる情報については、業務の円滑な実施に必要な不可欠なものであることから、引き継ぐべき情報であると考えられる。そのため、引き継ぐことが必要な情報については予め実施要項等に記載する。

以上の2点から、市場化テスト契約書に記載すべき方針は以下の通りである。

- ・引き継ぐ情報については、公共側が業務仕様書等として規定している内容を実施する



上で必要となる情報が想定される。具体的な内容については発注者と受託者の協議により決めるものとするが、業務が円滑かつ支障なく承継されるための引継ぎを行う旨を規定する。

- ・市場化テストの場合、業務は引き続き民間事業者へ委託することが想定されることから、引継ぎは公共または公共が定める次の民間事業者とする。
- ・引継ぎ業務と同期間に、次の民間事業者は準備行為をはじめることになる。この期間には、公共側からも次の民間事業者へ、研修、助言、情報提供を行っている。したがって、次の民間事業者による準備行為の期間と合わせて、引継ぎ業務期間を設定することを規定する。

(業務仕様書等への記載方針)

- ・引継ぎ業務にかかる費用について、官民どちらの負担とするかは、予め実施要項等で明示する。民間事業者の負担とする場合は、入札時の予定価格に考慮する。
- ・引継ぎ業務の具体的な内容や作成書類等については、業務内容により異なるため、個別案件毎に記載内容を検討することが必要である。この場合、契約書本体への記載ではなく、別添の業務仕様書等に記載することとする。
- ・円滑な引継ぎが図れるよう、公共側の立ち会いのもと行うことを記載する。

## 9. 著作権等その他の記載方針

### 9.1 秘密保持・個人情報の取扱い

#### 1) 分析対象事例の契約書における記載状況

分析対象とした PFI 事業、市場化テスト及び指定管理者制度のすべての事例において秘密保持・個人情報保護について記載されている。

また、その他の事例においても記載されている。

表 9-1 全体構成案の項目との対応（情報の取扱い）

分類	略称	秘密保持・個人情報保護
PFI事業	01.桑名市図書館	1
PFI事業	02.江戸川浄水場	1
PFI事業	03.川井浄水場	1
PFI事業	04.喜連川社会復帰	1
PFI事業	05.島根社会復帰	1
市場化テスト	06.近代美術館	1
市場化テスト	07.国立博物館	1
市場化テスト	08.三川支所	1
市場化テスト	09.農業物価統計	6
市場化テスト	10.試験実施業務	1
市場化テスト	11.国営公園	1
指定管理者制度	12.北九州市	2
指定管理者制度	13.大東市立図書館	1
指定管理者制度	14.港区立図書館	3
指定管理者制度	15.横浜市	2
指定管理者制度	16.県立都市公園	2
その他の事例	18.サービス産業	2
その他の事例	19.下水道包括委託	1
総計		29

「秘密情報」の定義として、「本事業において知り得たすべての情報」と記載されている場合が多くみられるが、特に PFI 事業では、そのうち対象外となるものが、次表の通り具体的に記載されている。それに対して、市場化テストや指定管理者制度の事例では、こうした具体的な記載はみられない。

表 9-2 秘密情報の対象外となるもの

分類	番号	既知・公知のもの	契約違反による公的なもの	義務に反した	正当な権利を侵害した	権者による正当な権利を侵害した	法令に基づいた	基開た	秘密情報と承諾	保持のし	対なを	独発の	自した	開も
PFI 事業	01.桑名市図書館	○	○	○	○	○	○							
PFI 事業	03.川井浄水場	○	○	○										
PFI 事業	04.喜連川社会復帰	○							○					
PFI 事業	05.島根社会復帰	○							○					
その他の事例	19.下水道包括委託	○	○	○	○	○	○	○	○					

また、秘密情報の取扱いについては、分析対象事例では、PFI 事業及び市場化テストでは、本条項の対象を官民双方としている事例がみられるが、指定管理者制度では、民間事業者及び再委託先となる第三者のみを対象とした内容に限られている。

また、刑事施設の PFI 事業の事例や市場化テストによる統計調査などでは、秘密情報の複製の制限や誓約書の提出など、より厳しく規定されている事例がみられるが、その他の事例では、こうした規定はみられない。

表 9-3 秘密情報の取扱いに関する規定

分類	番号	対象者	秘密情報複製の制限	第三者（再委託先）の違反	誓約書の提出	その他
PFI 事業	01.桑名市図書館	公共と民間事業者	—	—	—	—
PFI 事業	02.江戸川浄水場	公共と民間事業者	—	民間事業者と同様の守秘義務を負わせるための措置を講じる。	—	—
PFI 事業	03.川井浄水場	公共と民間事業者	—	—	—	—
PFI 事業	04.喜連川社会復帰	民間事業者と第三者（受託者）	官の承諾が必要	民間事業者の違反とみなす。	民間事業者と第三者（受託者）	官に保管場所を通知
PFI 事業	05.島根社会復帰	民間事業者と第三者（受託者）	官の承諾が必要	民間事業者の違反とみなす。	民間事業者と第三者（受託者）対象	官に保管場所を通知
市場化テスト	06.近代美術館	民間事業者と第三者（受託者）	—	—	—	—

分類	番号	対象者	秘密情報複製の制限	第三者（再委託先）の違反	誓約書の提出	その他
市場化テスト	07.国立博物館	民間事業者	—	—	—	—
市場化テスト	08.三川支所	公共と民間事業者	—	—	—	—
市場化テスト	09.農業物価統計	民間事業者	秘密情報の転写、第三者の閲覧、貸出の禁止 個人情報の複製、送信、送付、持ち出しの禁止	—	—	—
市場化テスト	10.試験実施業務	民間事業者	—	—	—	—
市場化テスト	11.国営公園	公共と民間事業者	—	民間事業者と同様の義務を負う。	—	—
指定管理者制度	12.北九州市	民間事業者と第三者（受託者）	官の承諾が必要	—	—	業務期間終了後返却または廃棄 持ち出し、メール送信の制限
指定管理者制度	13.大東市立図書館	民間事業者と第三者（受託者）	—	—	—	—
指定管理者制度	14.港区立図書館	民間事業者と第三者（受託者）	—	—	—	—
指定管理者制度	15.横浜市	民間事業者	—	—	—	—
指定管理者制度	16.県立都市公園	民間事業者と第三者（受託者）	—	—	—	—
その他の事例	18.サービス産業	民間事業者	—	本業務に従事するすべての者が対象	本業務に従事するすべての者が対象	—
その他の事例	19.下水道包括委託	発注者・受託者双方	—	—	—	—

## 2) インタビュー結果（まとめ）

（民間事業者）

- ・公募段階において、民間事業者の応募資格としてプライバシーマークを取得していることなどの要件を満たしていることから、業務実施段階においては、各社の手続に基づいて個人情報の管理を行っている。

- ・個人情報の管理方法としては、民間事業者が収集した個人情報は当該事業者内部で管理し、公共側にも提供しない場合（民間事業者が行ったアンケート調査等）や、民間事業者が収集したすべての個人情報を公共側に納品し、民間事業者には一切の情報を残さない場合などが考えられる。
- ・取扱う個人情報の内容とその利用方法は業務内容によって大きく異なることから、具体的な管理方法とその際の管理責任については、個別案件毎に検討することが必要である。

（公共）

- ・秘密保持については、民間事業者だけではなく、第三者にも適用される旨を明記することが必要である。

以上のインタビュー結果から、個人情報を含む秘密情報については、まず、官民それぞれの守秘義務を明確にした上で、個別案件の状況に応じて、官民による適切な管理方法を規定し、漏洩を未然に防ぐための措置を講じることが必要である。さらに、本業務に携わる第三者についても、民間事業者と同様の規定を適用することにより、情報の漏洩を未然に防ぐことが重要である。

### 3) 市場化テストの契約書等への記載方針

契約書の分析対象事例とインタビュー内容等から、次のように整理できる。

秘密情報の対象範囲については、対象業務に関して知り得た全ての情報が対象となるが、確実な運用を行う場合には、自ら保有していたものや、公知のものを除外するなど、秘密情報の対象範囲を具体的に設定することが必要である。

また、事業の特性などを考慮すれば、秘密保持・個人情報の取扱いとして、秘密情報の複製や持ち出しの制限なども必要となり、業務実態に応じて別途規定することができるようにすることが望ましい。

公共、民間事業者の他に、再委託先となる第三者における秘密保持・個人情報の取扱いについても、元請けとなる民間事業者と同等の義務を負わせることが原則であり、民間事業者だけでなく第三者を含めて、守秘義務を遵守することが求められる。また、第三者において秘密保持及び個人情報保護等を徹底させるために、別途誓約書を、第三者から直接公共に提出させる運用も考えられる。

以上より、市場化テスト契約書に記載すべき方針は以下の通りである。

- ・秘密保持については、公共、民間事業者だけでなく第三者を含めて、守秘義務を遵守することを規定する。
- ・秘密情報の対象範囲は、対象業務に関して知り得た全ての情報を対象とするが、自ら保有していたものや、公知のものを除外するなど、可能な限り具体化する。
- ・秘密情報の複製や持ち出しの制限などは、業務実態に応じて別途規定することができるようにする。
- ・個人情報の管理については、個人情報の保護に関する法律を遵守することとするが、

案件毎に業務内容や取扱う情報が大きく異なることから、詳細については別紙などで規定することが望ましい。

## 9.2 知的財産権の取扱い

### 1) 分析対象事例の契約書における記載状況

分析対象とした多くの事例において、著作権の帰属や利用方法や、第三者の知的財産権等の侵害（の防止）について記載されている。

表 9-4 全体構成案の項目との対応（知的財産の取扱い）

分類	略称	著作権の帰属	著作権の利用	著作権等の譲渡禁止	特許権等の利用	第三者の知的財産権等の侵害	合計
PFI事業	02.江戸川浄水場	0	1	1	0	2	4
PFI事業	03.川井浄水場	1	1	1	0	1	4
PFI事業	04.喜連川社会復帰	1	1	1	1	1	5
PFI事業	05.島根社会復帰	1	1	1	1	1	5
市場化テスト	06.近代美術館	1	0	0	0	0	1
市場化テスト	09.農作物価統計	1	0	1	0	1	3
市場化テスト	11.国営公園	0	0	0	0	1	1
指定管理者制度	12.北九州市	0	0	0	0	1	1
その他の事例	18.サービス産業	1	0	0	0	1	2
	総計	6	4	5	2	9	26

### 2) インタビュー結果（まとめ）

（民間事業者）

- ・出版物（パンフレット）や映像の製作の際には、官民それぞれが作成した部分については、それぞれに権利が帰属する旨契約書に明記され、民間事業者に権利が認められている事例もある。
- ・民間事業者の知的財産権に関する意識は、公共の意識と大きく異なっている。例えば、民間事業者の選定段階における提案書の取扱いや、民間事業者が当該業務で作成した文書や雛形を、公共が他の業務で流用するなど、公共側の行為が民間事業者の知的財産の流出につながるものが少なくない。こうしたノウハウの保護についても、明確にしてもらいたい。
- ・民間事業者が所有するノウハウに関する権利の保護が不十分である場合があり、公共側が対象施設以外でもそのノウハウを使うことができるようになっている事例がある。

以上のインタビュー結果から、特に民間事業者における著作権を含む知的財産権の保護に対する要望が強いことが明らかとなった。

市場化テスト契約書において規定すべき内容としては、まずは著作権法による権利の保護が原則となると考えられる。その上で、公共側に認める権利については、PFI 標準契約書案で詳細に規定されていることから、この内容に準じて著作物を利用する権利等を規定することが望ましいと考えられる。

### 3) 市場化テストの契約書等への記載方針

契約書の分析対象事例とインタビュー内容等から、次のように整理できる。

民間事業者の「知的財産」の範囲については、著作権、産業財産権（特許権、実用新案権、意匠権、商標権）等があるが、市場化テスト事業のような委託業務では、報告書や関係書類の著作権の取扱いについて課題が見られることから、著作権の保護について規定することが求められる。著作権以外の民間事業者の知的財産権（特にノウハウ）については、契約書で規定する内容というよりは、協議の上、運用上で判断することが適当と考えられる。例えば、民間事業者が公共に提出する業務計画書には、民間事業者独自のノウハウが記載されることがあるため、公共側のみの判断によって情報公開されないことがないよう秘密保持に関する運用が求められる。また、業務を通して特許等の新たな知的財産権が発生する可能性のある事業の場合は、契約書にその取扱いを規定することが望ましく、個別案件の内容に応じて検討する。

著作権における公共、民間事業者それぞれの権利については、著作権法に従い民間事業者の権利の保護が原則となるものの、公共が一定条件のもとに著作物を利用することができるようにする必要がある。

なお、統計・調査業務のように、報告書を成果品として公共に納める場合には、当該業務で新たに作成した著作物は公共に譲渡する規定も想定される。

以上より、市場化テスト契約書に記載すべき方針は以下の通りである。

- ・ 民間事業者に認める著作権は、下記の条件を除き、基本的には著作権法で規定されている権利とする。
- ・ 著作物を利用する権利は、公共側に認めるものとする。
- ・ 著作者の氏名を表示する権利や、著作物の改変を認めない権利の行使は認めないこととする。





## 10.2 事業分類別の特徴

### 1) 施設の管理運営業務

施設の管理運営業務は、10.1 で示した事業遂行上の分類からは、施設管理を伴う事業に位置付けられ、市場化テストの事業でも最も事例の多い事業分類である。

#### (1) 事業全体の枠組みに関する特徴

事業全体の枠組みに関する特徴を踏まえた契約書の記載方針等は以下のとおりである。

特徴	分析	契約書の記載方針等
<ul style="list-style-type: none"> <li>市場化テストの近代美術館、国立博物館では、会場管理業務のように、公共職員と民間事業者が協働して、施設利用者に直接サービスを提供する業務が含まれている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>指示系統の曖昧さから、民間事業者の業務従事者に、公共職員から個別に指示が出されることにより、偽装請負と見なされることに注意する必要がある。今回分析対象となった施設の管理運営業務の市場化テストの事例では、業務責任者の通知は記載されていないが、必要と考えられる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>官民の業務分担を明確にするために、業務仕様書等の業務分担に基づいた業務実施計画書を作成・提出する旨を規定する。</li> <li>民間事業者への指示命令系統を明確化するために、民間事業者側に業務責任者を設置することを規定する。 (6.1 参照)</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>市場化テスト、指定管理者制度、PFI 事業のいずれも、運営業務、施設維持管理業務（清掃、警備他）など業務範囲が広く、第三者を使用するケースが多い。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>業務の範囲が広い場合、グループ（共同事業体）での応募が想定される。</li> <li>再委託を追加で承認する運用が必要となる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>グループ（共同事業体）の場合は、契約書の受託者として代表者と構成員の連名とする。</li> <li>民間事業者が業務の一部を第三者に委託する場合は、事前に公共に通知し、承認を得る旨規定する。</li> <li>民間事業者が第三者を選定する以上、第三者の使用については民間事業者には責任があると考えられることから、第三者の責めに帰すべき事由についても民間事業者の責めに帰すべき事由とみなす。 (6.2 参照)</li> </ul>

## (2) 業務の実施に関する特徴

業務の実施に関する特徴を踏まえた契約書の記載方針等は以下のとおりである。

特徴	分析	契約書の記載方針等
<ul style="list-style-type: none"> <li>市場化テストの国立博物館や近代美術館の事例では、サービスの質（要求水準）の設定として、利用者に関するものと施設管理サービスに関するものの2種類がある。利用者に関するものでは、アンケート調査による利用者満足度やクレーム件数があげられ、モニタリングの方法も多岐にわたる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>モニタリングにおいてアンケート調査結果を利用することから、民間事業者の帰責事由でないケースは調査結果から除くなど、その詳細な運用を決める必要があり、個別案件の方針に柔軟に対応・記載できるような別紙が必要となる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>モニタリングの結果によって、委託費を減額することができる旨を規定する。減額の具体的な方法について、別紙を設ける。</li> </ul> <p>(契約書別紙)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>減額の方法は個別案件により大きく異なることから、モニタリングの結果に基づく具体的な減額の方法（計算式等）は、自由記載ができるようにする。</li> <li>社会状況の変化が業務に影響を及ぼすなど、要求水準の未達成が必ずしも民間事業者の責めに帰する事由とは言い難いケースも見られるが、こうした点については、減額の仕組みを免除できるような運用も規定する必要がある。</li> </ul> <p>(6.4 参照)</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>指定管理者制度の大東市立図書館では、報償的なインセンティブとして、施設利用者数の増加に連動した委託費の増加がある（PFI 事業の桑名図書館では、支払い方式の一計算式として変動費が取扱われている。）。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>支払方式は、固定費支払い、変動費支払い、インセンティブ支払いのいずれも想定されるため、これらが記載できるような別紙が必要となる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>インセンティブの仕組みは、個別案件の特徴により具体化されるものであるため、支払い方式、モニタリング、減額規定の中で具体的な方法を自由記載ができるよう、支払い方式、モニタリング、減額の具体的な方法は、条文ではなく別紙に記載する。</li> </ul> <p>(6.5 参照)</p>

### (3) 支払いに関する特徴

支払いに関する特徴を踏まえた契約書の記載方針等は以下のとおりである。

特徴	分析	契約書の記載方針等
<ul style="list-style-type: none"> <li>施設利用人数の多寡により業務量が増えるため、委託費の変動費支払の仕組みを導入するケースがある。また、これにインセンティブの考えを適用することもあり得る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>支払方法は、固定費支払い、変動費支払い、インセンティブ支払いのいずれも想定される。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>委託費の支払時期・手続きなどの方法については、別紙を設ける。(7.1 参照)</li> <li>(契約書別紙)</li> <li>施設利用者数を明確に計測できる場合は、金銭的なインセンティブの仕組みを導入しやすく、支払方式で工夫できる余地を設ける。</li> </ul>

### (4) 契約の変更、解除、終了に関する特徴

契約の変更、解除、終了に関する特徴を踏まえた契約書の記載方針等は以下のとおりである。

特徴	分析	契約書の記載方針等
<ul style="list-style-type: none"> <li>契約変更については、施設の運営方針（博物館の開館日数、開館時間等）が変更になった場合に、民間事業者の業務内容及び委託費の変更に関するものが想定される。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>大規模災害等の不可抗力や政策の変更（公共事由）による事業内容の変更、中止の際の対応について、契約変更の手続きについて明確化する必要がある。</li> <li>契約変更の手続きは、業務仕様書等に示された業務内容と関連する委託費を合わせて検討することが求められる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>公共が示した業務仕様書等と、民間事業者が提出する業務計画書について、それぞれ変更する場合の手続きを詳細化する。具体的な手続きについて、別紙を設ける。</li> <li>業務仕様書等の変更に伴う増加費用は、公共が合理的な範囲を負担する旨を規定する。(8.2 参照)</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>契約の終了時においては、施設の原状回復や、業務内容の引継ぎを行う必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設に民間事業者が所有する物品を持ち込む場合、契約終了時に施設の原状回復を行う規定が必要となる。</li> <li>契約終了日の翌日から新規の民間事業者の業務が開始されることがほとんどであり、現民間事業者から新規の民間事業者適切に業務が引き継がれるよう、十分な引継ぎ期間を設ける必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>契約終了に際しての措置として、民間事業者所有の備品等の撤去や、公共より提供を受けた設備等を原状回復させる旨を規定する。</li> <li>引継ぎ業務期間を設定することを記載する。(8.3 参照)</li> </ul>

## (5) 著作権等その他に関する特徴

著作権等その他に関する特徴を踏まえた契約書の記載方針等は以下のとおりである。

特徴	分析	契約書の記載方針等
<ul style="list-style-type: none"> <li>個人情報を取扱う頻度は少ないものの、施設利用者の情報収集においては一定程度想定される。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設利用者の個人情報を扱うケースも想定されることから、個人情報の取扱い規定が必要となる。また、施設内に「個人情報の取扱方針」を掲示する場合も想定されるが、予め業務仕様書等に記載するか、民間事業者が業務計画を策定する段階で協議することになる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>個人情報の管理については、個人情報の保護に関する法律を遵守することとするが、案件毎に業務内容や取扱う情報が大きく異なることから、詳細については別紙などで規定することが望ましい。 (9.1 参照)</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>施設の運営マニュアル（業務マニュアル）は、民間事業者のノウハウとして考えられるが、実施要項や契約書上からは特段の特徴は見られない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>業務の引継ぎに関連して、施設の運営マニュアル（業務マニュアル）は民間事業者のノウハウであり知的財産権として保護される一方で、施設利用者からの問い合わせやその対応状況、施設特有の管理方法など、サービスの質を落とさないために、必要最低限の情報を引継ぐ必要がある。そのため、あらかじめ引継ぎ対象となる情報は業務仕様書等で明示する必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>民間事業者に著作権法に定めた権利を認める（一部を除く）。</li> <li>著作権以外の知的財産権は、契約書で規定する内容というよりは、協議の上、運用上で判断する。 (9.2 参照)</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>市場化テストの国立博物館や近代美術館のように、民間事業者が所蔵品に損害を与えた場合は、その損害に相当する金額を損害賠償として公共に支払うことが求められている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>損害賠償が特に高額となるため、民間事業者に保険を付保させることも考えられる。</li> </ul>	(契約書別紙) <ul style="list-style-type: none"> <li>民間事業者が付保すべき保険を予め指定する場合は実施要項で示し、指定しない場合は、民間事業者の提案になる。付保する保険については、契約書の別紙で具体的に記載できるようにする。</li> </ul>

### ■まとめ

前述までの表中「契約書の記載方針等」において、9章までの記述事項から新たに追加された記載事項について、下記に再掲する。

#### ○施設の管理運営業務について、契約書への記載方針

- グループ（共同事業体）の場合は、契約書の受託者として代表者と構成員の連名とする。※1
- 契約終了に際しての措置として、民間事業者所有の備品等の撤去や、公共より提供を受けた設備等を原状回復させる旨を規定する。

(契約書別紙)

- ・ 施設利用者数を明確に計測できる場合は、金銭的なインセンティブの仕組みを導入しやすく、支払方式で工夫できる余地を設ける。
- ・ 民間事業者が付保すべき保険を予め指定する場合は実施要項で示し、指定しない場合は、民間事業者の提案になる。付保する保険については、契約書の別紙で具体的に記載できるようにする。※2

補足

※1：グループ（共同事業体）は、業務範囲が広い他の事業分類でも想定される検討項目である。

※2：保険の付保は、リスク軽減措置の観点から、PFIの事業の事例では、運営維持管理業務での第三者損害賠償保険を付保させる事例もある。付保する保険の種類の違いはあるが、他の事業分類でも想定される検討項目である。

## 2) 統計調査関連業務

統計調査関連業務は、10.1 で示した事業遂行上の分類からは、施設管理を伴わず、業務の履行場所は公共が指定した施設に特定されない事業に位置付けられる。また、総論的な特徴としては、業務によっては、個人情報や企業の秘密情報に触れるほか、複数の事業者が外注先として関与する可能性が高い。また、統計法に基づいた業務の実施が求められる。

### (1) 事業全体の枠組みに関する特徴

事業全体の枠組みに関する特徴を踏まえた契約書の記載方針等は以下のとおりである。

特徴	分析	契約書の記載方針等
<ul style="list-style-type: none"> <li>基本的には、公共と民間事業者の協働実施ではなく、民間事業者が実施した調査結果等を公共に納入する形となる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>民間事業者の管理下で適切に業務が行われるように、その前提となる、民間事業者の業務実施計画が重要である。</li> <li>市場化テストの農産物価統計の事例では、公共が命じた監督者（職員）が業務の適正な履行を確認できる旨規定されている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>業務計画書の提出を明確化することが考えられる。 (6.1 参照)</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>調査票の印刷や郵送の際の封入、調査結果の入力などの業務について、外注先として第三者を使用するケースが想定される。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>第三者の使用に関する条件、特に、情報管理等の徹底が不可欠である。</li> <li>再委託となる第三者についても、元請けとなる民間事業者と同等の情報管理を求める必要がある。契約上は、第三者に情報管理の徹底を遵守させるべく、元請けである民間事業者に条件を課すことが求められる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>民間事業者が第三者を選定する以上、第三者の使用については民間事業者に責任があると考えられることから、第三者の責めに帰すべき事由についても民間事業者の責めに帰すべき事由とみなす。 (6.2 参照)</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>郵送先の情報や調査票情報に、外注先等が触れることを前提に、これらの情報が統計法に基づき、保護されていることを、外注先にも徹底することが重要である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(業務仕様書等)</li> <li>統計法に基づいた情報の保護や守秘義務があることを、業務仕様書等に記載する。</li> </ul>

## (2) 業務の実施に関する特徴

業務の実施に関する特徴を踏まえた契約書の記載方針等は以下のとおりである。

特徴	分析	契約書の記載方針等
<ul style="list-style-type: none"> <li>調査票の回収率や成果品の納期など、定量的なサービスの質（要求水準）を設定しやすい分野である。</li> <li>農業物価統計では、業務によっては回収率 100%を要求水準とする事例もある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>回収率など、サービスの質が明確となりその達成状況によりペナルティなどが設定しやすい。しかし、社会状況や調査項目などにより、民間事業者の責めに帰すとは言い難い事由により、その達成が困難となることも想定される。民間事業者が過度のリスクを負担することがないようにする必要はある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>モニタリングの結果によって、委託費を減額することができる旨を規定する。減額の具体的な方法について、別紙を設ける。</li> </ul> <p>(契約書別紙)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>社会状況の変化が業務に影響を及ぼすなど、要求水準の未達成が必ずしも民間事業者の責めに帰すとは言い難いケースも見られるが、こうした点については、減額の仕組みを免除できるような運用も規定する必要がある。</li> </ul> <p>(6.4 参照)</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>モニタリング方法としては、定期的な報告よりも、業務の工程（調査票の内容確認、郵送数の確認、回収率の確認など）毎に、必要な頻度で状況を把握する必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>業務の工程に応じて、報告すべき事項と頻度が異なる。(例えば、回収時には毎日、回収状況の報告が必要である。また、調査票の印刷時には、印刷工程の進捗状況の報告が必要である)</li> </ul>	<p>(業務仕様書等)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>統計法に基づいた情報の保護や守秘義務があることを、業務仕様書等に記載する。</li> <li>業務仕様書等において、最低限必要な報告等のモニタリング手法について明示する必要がある。</li> <li>事業者から、モニタリング手法の提案を受け、事業者の選定に、その評価を加味する方法がある。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>調査票の不正記入や虚偽の報告を防止するため、サービス産業の事例のように、証明書類の提出を義務づけるなど、特徴的なモニタリング方法が設けられている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>公共によるモニタリングのために、事業の特徴にあわせた書類の提出が想定される。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>モニタリングの具体的な方法を記載できるよう別紙を設ける。</li> </ul> <p>(契約書別紙)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>条文に基づいて実施されるモニタリングの具体的な方法（モニタリングフロー等）は、個別案件の内容に応じて、自由記載ができるようにする。</li> </ul> <p>(6.3 参照)</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>公共への納入物として、調査票、調査結果、事業報告書など、明確に成果物を明示できる。</li> </ul>	<p>—</p>	<p>(業務仕様書等)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>成果物の内容、数量、納入場所、期限等を業務仕様書等に記載する。</li> </ul>

### (3) 支払いに関する特徴

支払いに関する特徴を踏まえた契約書の記載方針等は以下のとおりである。

特徴	分析	契約書の記載方針等
<ul style="list-style-type: none"> <li>・業務は、調査票の作成、調査票の送付・回収、調査結果の入力などにより構成され、工程毎に業務内容が変化し、工程間の区切りが明確になりやすい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・支払いの時期は、定期支払い（月払いや四半期払いなど）や一括支払いではなく、各工程の完了に応じて支払うことが可能である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市場化テストにおける委託費の支払時期・手続きなどの方法については、別紙を設ける。 (7.1 参照)</li> </ul> <p>(契約書別紙)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・委託費の支払い方法は、業務工程の完了の支払い、配布・回収量に合わせた単価契約など、特徴的な方法が想定される。これらは、契約書別紙にて記載できるようにする。</li> </ul> <p>(業務仕様書等)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・支払時期を複数設けられることから、支払時期の決め方等について、業務仕様書等に記載する方法がある。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・調査の実施規模が予め設定されている場合は固定の委託費となるが、配布・回収量の変動する可能性がある。</li> <li>・サービス産業の事例では、契約書の条文において、各業務の単価が設定され、これらに実績数量を乗じて支払額が決定する仕組みとなっている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・変動になる場合に備える必要がある。</li> <li>・変動になる場合は、固定費払いと変動費払いの組み合わせの仕組みとなるなど、支払額の算定方法について、検討が必要となる。</li> </ul>	



#### (4) 契約の変更、解除、終了に関する特徴

契約の変更、解除、終了に関する特徴を踏まえた契約書の記載方針等は以下のとおりである。

特徴	分析	契約書の記載方針等
<ul style="list-style-type: none"> <li>大規模災害の発生や社会的な環境が大きく変化することにより、当初想定した条件での調査の実施、回収率の達成が困難となることが想定される。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>大規模災害等の不可抗力や民間事業者起因による事業内容の変更、中止の際の対応について、契約変更の手続きについて明確化する必要がある。</li> <li>回収率は、モニタリング項目として減額の仕組みと関連している場合もある。必要に応じて、達成水準の変更についても検討を要する。</li> <li>契約変更の手続きは、業務仕様書等に示された業務内容と関連する委託費に加え、必要に応じて達成水準も合わせて検討することが求められる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>公共が示した業務仕様書等と、民間事業者が提出する業務計画書について、それぞれ変更する場合の手続を詳細化する。具体的な手続について、別紙を設ける。(8.2 参照)</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>発注段階以降で、費用に直接的に影響する調査対象数や調査項目などが、変更されるなど、業務内容の細部の変更が生じやすい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>発注段階で、すべてを把握しておくことは困難であり、仕様等の変化への柔軟な対応が不可欠である。</li> </ul>	(契約書別紙) <ul style="list-style-type: none"> <li>業務仕様書等に記載された調査対象数や調査項目について、変動費支払いの仕組みや、契約変更時に協議がしやすいよう調査別の見積内訳を事前に提出してもらう等の工夫が求められる。</li> </ul>

#### (5) 著作権等その他に関する特徴

著作権等その他に関する特徴を踏まえた契約書の記載方針等は以下のとおりである。

特徴	分析	契約書の記載方針等
<ul style="list-style-type: none"> <li>調査対象が個人や世帯等の場合は、個人情報を取扱うことが想定される。また、事業者等を対象とした調査でも、企業の秘密情報を取扱う場合が想定される。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>統計法において、調査票情報の保護として守秘義務が明示されている。</li> <li>農業物価統計では、統計情報の保護のため、業務により保有した統計情報等については、業務終了後に消去または破棄を行う旨規定している。</li> </ul>	(業務仕様書等) <ul style="list-style-type: none"> <li>対象業務に関する情報の保護について、統計法に基づき業務を行うことを、業務仕様書等に記載する。</li> </ul>

特徴	分析	契約書の記載方針等
<ul style="list-style-type: none"> <li>成果物の権利は、発注者など国等に譲渡しなければならない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>統計法に基づく業務として、調査票情報等の利用や提供、保護に関する規定が適用される。</li> </ul>	(業務仕様書等) <ul style="list-style-type: none"> <li>成果物の権利は、業務仕様書等において、統計法に基づかねばならないことを記載する。</li> </ul>

## ■まとめ

前述までの表中「契約書の記載方針等」において、9章までの記述事項から新たに追加された記載事項について、下記に再掲する。

### ○統計調査関連業務について、契約書への記載方針

#### (契約書別紙)

- 委託費の支払い方法は、業務工程の完了の支払い、配布・回収量に合わせた単価契約など、特徴的な方法が想定される。これらは、契約書別紙にて記載できるようにする。
- 業務仕様書等に記載された調査対象数や調査項目について、変動費支払いの仕組みや、契約変更時に協議がしやすいよう調査別の見積内訳を事前に提出してもらう等の工夫が求められる。

#### (業務仕様書等)

- 統計法に基づいた情報の保護や守秘義務があることを、業務仕様書等に記載する。
- 業務仕様書等において、最低限必要な報告等のモニタリング手法について明示する必要がある。
- 事業者から、モニタリング手法の提案を受け、事業者の選定に、その評価を加味する方法がある。
- 成果物の内容、数量、納入場所、期限等を業務仕様書等に記載する。
- 支払時期を複数設けられることから、支払時期の決め方等について、業務仕様書等に記載する方法がある
- 対象業務に関する情報の保護について、統計法に基づき業務を行うことを、業務仕様書等に記載する。
- 成果物の権利は、業務仕様書等において、統計法に基づかねばならないことを記載する。

### 3) 窓口関連業務

窓口関連業務は、10.1 で示した事業遂行上の分類からは、施設管理を伴わないが、業務の履行場所は公共が指定した施設に特定される事業に位置付けられる。

市場化テストとしての事例が少ないため、北海道由仁町「三川支所窓口業務」に加え、法務省「平成 21 年度登記簿等の公開に関する事務」（以下ここでは「登記簿業務」という。）の実施要項からも特徴をとりあげる。

#### (1) 事業全体の枠組みに関する特徴

事業全体の枠組みに関する特徴を踏まえた契約書の記載方針等は以下のとおりである。

特徴	分析	契約書の記載方針等
<ul style="list-style-type: none"> <li>窓口業務では、公共職員と協働して、施設利用者に直接サービスを提供する業務が想定される。指示系統の観点から、偽装請負とならないよう注意する必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>公共職員と協働して業務を行う場合では、民間事業者の業務従事者に、公共職員から個別に指示が出されると、偽装請負と見なされる可能性がある。公共職員から都度の指示が発生しないよう業務フローを明確化し、民間事業者が都度指示を受けることなく、業務フローに基づいて自ら保判断で業務を遂行することが必要である。</li> <li>一方、詳細な業務フローを仕様として明示することで、民間事業者の創意工夫を制限することにもなるため、業務フローの示し方には留意が必要となる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>官民の業務分担を明確にするために、業務仕様書等の業務分担に基づいた業務実施計画書を、民間事業者が作成・提出する旨を規定する。</li> <li>民間事業者への指示命令系統を明確化するために、民間事業者側に業務責任者を設置することを規定する。</li> </ul> <p>(業務仕様書等)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>当該業務責任者を介して、業務の指示や変更等にかかる協議を行うことを記載する。</li> <li>民間事業者が公共に提出する業務計画書には、業務実施体制と指示命令系統を明確に記載する。</li> </ul> <p>(6.1 参照)</p>

## (2) 業務の実施に関する特徴

業務の実施に関する特徴を踏まえた契約書の記載方針等は以下のとおりである。

特徴	分析	契約書の記載方針等
<ul style="list-style-type: none"> <li>窓口業務では、サービスの質（要求水準）として、待ち時間や満足度、各種証明書等の引渡しミスがないこと（ミスがゼロ件）が設定されることが考えられる。（登記簿業務の事例）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>年度末や年度初め、あるいは昼休み時間等、特定の時期に多くの利用者が訪れることが想定され、繁忙に合わせた人員配置により利用者の待ち時間を解消するなどの民間ノウハウが期待される。仮に、公共が用意する証明書発行機やシステム等の使用機器の能力が追いつかない場合や機器が故障した場合には、待ち時間が発生することで満足度が低下する可能性も考えられる。民間事業者のコントロールできる範囲でない場合には、モニタリングの評価対象から除くなどの配慮も必要と考える。</li> <li>年度単位で契約を行う場合、民間事業者は早速年度初めの繁忙期対応を行うことになる。サービスが滞りなく提供されるために、引継ぎ期間が取れるような契約とすることも求められる。</li> </ul>	（業務仕様書等） <ul style="list-style-type: none"> <li>公共が提供する使用機器の性能（処理速度等）や、利用者が多数訪れる時期と人数などの情報を、可能な限り業務仕様書等で記載する。</li> <li>繁忙期と、新たな事業者への引継ぎ時期が重なる場合などには、業務仕様書等では十分な体制での対応を求めることを記載し、具体的な方法は提案に委ねる。</li> </ul>

## (3) 支払いに関する特徴

支払いに関する特徴を踏まえた契約書の記載方針等は以下のとおりである。

特徴	分析	契約書の記載方針等
<ul style="list-style-type: none"> <li>窓口業務では、要求水準として設定した各種証明書の引渡しミスの回数に応じて、減額が設定されることが考えられる。（登記簿業務の事例）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>毎月支払いの場合は、支払間隔が短いため、モニタリングの評価によって減額とするタイミングを明確にする必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市場化テストにおける委託費の支払時期・手続きなどの方法については、別紙を設ける。（別紙への記載方針）</li> <li>減額や支払いの留保を行う場合は、自己モニタリング結果の公共側による評価とそれに基づく金額の決定、民間事業者への評価結果と支払額の通知といった一連の流れを、モニタリングのフローと合わせて具体的に示すことが必要である。（7.1 参照）</li> </ul>

#### (4) 契約の変更、解除、終了に関する特徴

契約の変更、解除、終了に関する特徴を踏まえた契約書の記載方針等は以下のとおりである。

特徴	分析	契約書の記載方針等
<ul style="list-style-type: none"> <li>民間事業者が行う業務内容は定型的であるものの、行政窓口の業務であることから、政策の変更や公共からの指示による業務手順の変更（例：新たな申請書類の追加等）となる場合がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>政策の変更や公共からの指示によって、民間事業者の業務量が増加し、現状の委託費では対応が困難である場合には、当然に業務仕様書等の変更（委託費の変更含む）が必要となる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>業務仕様書等の変更に伴う増加費用は、公共が合理的な範囲を負担する旨を規定する。 (8.2 参照)</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>窓口業務を一括して民間事業者に委託している場合には、部分的に委託している場合に比べ、民間事業者が切り替わることで、利用者へのサービス内容がより大きく変化することが予想される。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>サービス内容が変化することを前提に、サービスの質が下がらないよう、次の民間事業者への引継ぎを十分に行うとともに、次の民間事業者は準備行為の期間を設け、現状の民間事業者のサービス内容を把握し、適切な準備を行うことが望ましい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>次の民間事業者による準備行為の期間と合わせて、引継ぎ業務期間を設定することを規定する。 (8.3 参照)</li> </ul>

#### (5) 著作権等その他に関する特徴

著作権等その他に関する特徴を踏まえた契約書の記載方針等は以下のとおりである。

特徴	分析	契約書の記載方針等
<ul style="list-style-type: none"> <li>日常的に個人情報を取扱う業務である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>日常的に個人情報を取扱う業務であることから、業務フローに応じて留意事項を規定する必要がある。また、施設内に「個人情報の取扱方針」を掲示する場合は、予め業務仕様書等に記載するか、民間事業者の業務計画を策定する段階で協議することが考えられる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>個人情報の管理については、個人情報の保護に関する法律を遵守することとするが、案件毎に業務内容や取扱う情報が大きく異なることから、詳細については別紙などで規定することが望ましい。 (9.1 参照)</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>業務マニュアルは、民間事業者のノウハウとして考えられるが、実施要項や契約書上からは特段の特徴は見られない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>業務の引継ぎに関連して、業務マニュアルは民間事業者のノウハウであり知的財産権として保護される一方で、施設利用者からの問い合わせやその対応状況、施設特有の管理方法など、サービスの質を落とさないために、必要最低限の情報を引継ぐ必要がある。そのため、あらかじめ引継ぎ対象となる情報は業務仕様書等で明示する必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>民間事業者に著作権法に定めた権利を認める（一部を除く）。</li> <li>著作権以外の知的財産権は、契約書で規定する内容というよりは、協議の上、運用上で判断する。 (9.2 参照)</li> </ul>

■まとめ

前述までの表中「契約書の記載方針等」において、9章までの記述事項から新たに追加された記載事項について、下記に再掲する。

○窓口関連業務について、契約書への記載方針

(業務仕様書等)

- ・ 公共が提供する使用機器の性能（処理速度等）や、利用者が多数訪れる時期と人数などの情報を、可能な限り業務仕様書等で記載する。
- ・ 繁忙期と、新たな事業者への引継ぎ時期が重なる場合などには、業務仕様書等では十分な体制での対応を求めることを記載し、具体的な方法は提案に委ねる。

#### 4) 試験・セミナー等関連業務

試験・セミナー等関連業務は、10.1 で示した事業遂行上の分類からは、施設管理を伴わない事業に位置付けられ、業務の履行場所は、個々の試験やセミナーによって、民間事業者が自ら試験会場を手配する場合や、公共が指定した施設に特定される場合もある。

通信案内士の試験業務の事例に加え、セミナー業務の事例として「国民生活センター企業・消費者向けの教育・研修事業」の実施要項も参考にし、下記特徴をまとめた。

##### (1) 事業全体の枠組みに関する特徴

事業全体の枠組みに関する特徴を踏まえた契約書の記載方針等は以下のとおりである。

特徴	分析	契約書の記載方針等
<ul style="list-style-type: none"> <li>試験受験者及びセミナー受講者の監督は民間事業者が行い、その様子を公共職員が監督するという形態が見られる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>実施に際しては、適宜公共職員から指示を受けることが想定される。この場合、指示系統の曖昧さから、民間事業者の業務従事者に、公共職員から個別に指示が出されることにより、偽装請負と見なされることに注意する必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>官民の業務分担を明確にするために、業務仕様書等の業務分担に基づいた業務実施計画書を、民間事業者が作成・提出する旨を規定する。</li> <li>民間事業者への指示命令系統を明確化するために、民間事業者側に業務責任者を設置することを規定する。</li> </ul> <p>(業務仕様書等)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>当該業務責任者を介して、業務の指示や変更等にかかる協議を行うことを記載する。</li> <li>民間事業者が公共に提出する業務計画書には、業務実施体制と指示命令系統とともに、公共側の監督員と民間事業者側の業務従事者を区別する具体的方法について明確に記載する。</li> </ul> <p>(6.1 参照)</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>試験やセミナーの規模によっては、民間事業者が業務従事者を臨時に雇用する場合がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>民間事業者が業務従事者を臨時に雇用する場合でも、当然に、臨時の業務従事者の管理責任が、民間事業者には生じる。臨時従業員はその数が増える場合も想定され、管理において官民双方に十分な注意が必要となる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>再委託の場合と同様に、臨時従業員に使用については民間事業者には責任があり、臨時従業員の責めに帰すべき事由についても民間事業者の責めに帰すべき事由とみなす。</li> </ul>

## (2) 業務の実施に関する特徴

業務の実施に関する特徴を踏まえた契約書の記載方針等は以下のとおりである。

特徴	分析	契約書の記載方針等
<ul style="list-style-type: none"> <li>・試験業務の場合、サービスの質（要求水準）の設定として、願書や筆記試験問題等の作成・印刷ミスがないこと、試験時間過不足の防止など、重要事象が設定されている。</li> <li>・セミナーの事例では、サービスの質（要求水準）として、受講者数を定量的な指標として設ける場合がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・試験業務では、会場で直接利用者に提供するサービス以外の業務も多く、試験の事前・事後の問い合わせ対応における充実度（苦情件数）、試験冊子の落丁の数や、集計ミスの回数等など、業務の各フェーズにおいて、サービスの質を定量的に把握することは可能と考える。</li> <li>・セミナーの事例では、セミナーの企画立案まで業務内容に含まれている場合には、セミナー受講者数とともに、セミナー受講者の満足度や理解度などを指標として含めることも考えられる。</li> <li>・場合によっては、利用者満足度を測る方法として利用者への聞き取り調査を行うことも考えられる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各案件毎に必要とされるサービスの質を具体的に記載できるよう別紙を設ける。</li> </ul> <p>(別紙の記載方針)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・条文に基づいて実施されるモニタリングの具体的な方法（モニタリングフロー等）は、個別案件の内容に応じて、自由記載ができるようにする。</li> </ul> <p>(6.3 参照)</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・モニタリングとしては、日報・月報といった日常的なモニタリング方法ではなく、試験やセミナーの開催会場での業務確認や、セミナーの事例では受講者への聞き取り調査が設けられている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・サービスの質を定量的に把握する手段としても、業務内容にあわせたモニタリングとすることが求められる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・モニタリング具体的な方法を記載できるよう別紙を設ける。</li> </ul> <p>(契約書別紙)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・条文に基づいて実施されるモニタリングの具体的な方法（モニタリングフロー等）は、個別案件の内容に応じて、自由記載ができるようにする。</li> </ul> <p>(6.3 参照)</p>



### (3) 支払いに関する特徴

支払いに関する特徴を踏まえた契約書の記載方針等は以下のとおりである。

特徴	分析	契約書の記載方針等
<ul style="list-style-type: none"> <li>試験業務の事例では、願書の印刷や配布、試験会場のスタッフの配置など、業務単位における実費が発生するため、年度の一括支払いだけでなく、業務完了時の支払い方式も採用されている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>業務単位における実費が発生するため、業務完了時の支払い方式を設けることが望ましい。</li> <li>また、印刷物等の実費は、変動費の支払いとすることが考えられる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>委託費の支払時期・手続きなどの方法については、別紙を設ける。 (7.1 参照)</li> <li>(業務仕様書等)</li> <li>実費を変動的に支払う場合は、民間事業者は、試験毎に、事業の状況と合わせて発生した実費内訳のわかる業務報告書等を提出する旨を記載する。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>セミナーの事例では、受講料収入が委託料を上回った場合に委託費を増額させるといったインセンティブの仕組みが導入されている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>セミナー業務の場合、セミナーの内容や方法を工夫したり、著名講師を招聘することにより、セミナーの質を向上させ、受講者数を増やすことは可能である。これらは、民間事業者の創意工夫が期待される点である。</li> <li>民間事業者の創意工夫を継続的に発揮させるためにも、インセンティブの仕組みは有用と考えられる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>インセンティブの仕組みは、個別案件の特徴により具体化されるものであるため、支払い方式、モニタリング、減額規定の中で具体的な方法を自由記載ができるよう、支払い方式、モニタリング、減額の具体的な方法は、条文ではなく別紙に記載する。 (6.5 参照)</li> </ul>

### (4) 契約の変更、解除、終了に関する特徴

契約の変更、解除、終了に関する特徴を踏まえた契約書の記載方針等は以下のとおりである。

特徴	分析	契約書の記載方針等
<ul style="list-style-type: none"> <li>試験受験者やセミナー参加者数が大きく変更になった場合に、委託費の積算前提が変化し、民間事業者から委託費の変更を求めるケースが想定される。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>こうした場合を想定し、委託費の変更が可能となる規定を設けておく必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(契約書別紙)</li> <li>民間事業者の責によらない原因により、試験受験者やセミナー参加者数が大きく変更になった場合には、委託費の変更が可能とする。業務仕様書等の変更の手続きの一部として別紙に記載するか、支払い方式の別紙に記載する。</li> </ul>

特徴	分析	契約書の記載方針等
<ul style="list-style-type: none"> <li>試験業務の事例では、一部の科目を合格した受験生が、複数年にわたり他の科目を受験するケースもある。業務終了時において、次の民間事業者へ各種情報が確実に引き継がれる必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>こうした場合には、次の民間事業者へ各種情報が確実に引き継がれるよう引継ぎ期間を設定したり、引継ぐべき事項を例示しておくことも必要である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>引継ぎ業務の具体的な内容や作成書類等については、業務内容により異なるため、個別案件毎に記載内容を検討することが必要である。この場合、契約書本体への記載ではなく、別添の業務仕様書等に記載することとする。 (8.3 参照)</li> </ul>

#### (5) 著作権等その他に関する特徴

著作権等その他に関する特徴を踏まえた契約書の記載方針等は以下のとおりである。

特徴	分析	契約書の記載方針等
<ul style="list-style-type: none"> <li>業務マニュアルは、民間事業者のノウハウとして考えられるが、実施要項や契約書上からは特段の特徴は見られない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>業務マニュアル等については、民間事業者のノウハウであることを記載することが望ましい。</li> <li>一方、受験者数・受講者数や事実情報については、業務仕様書等にて、記載することが望ましい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>民間事業者へ著作権法に定めた権利を認める（一部を除く）。</li> <li>著作権以外の知的財産権は、契約書で規定する内容というよりは、協議の上、運用上で判断する。 (9.2 参照)</li> </ul>

#### ■まとめ

前述までの表中「契約書の記載方針等」において、9章までの記述事項から新たに追加された記載事項について、下記に再掲する。

#### ○試験・セミナー等関連業務について、契約書への記載方針等

- 再委託の場合と同様に、臨時従業員に使用については民間事業者へ責任があり、臨時従業員の責めに帰すべき事由についても民間事業者の責めに帰すべき事由とみなす。

#### (契約書別紙)

- 民間事業者の責によらない原因により、試験受験者やセミナー参加者数が大きく変更になった場合には、委託費の変更が可能とする。業務仕様書等の変更の手続きの一部として別紙に記載するか、支払い方式の別紙に記載する。

#### (業務仕様書等)

- 実費を変動的に支払う場合は、民間事業者は、試験毎に、事業の状況と合わせて発生した実費内訳のわかる業務報告書等を提出する旨を記載する。

## 5) 公物管理業務

公物管理業務は、10.1 で示した事業遂行上の分類からは、施設管理を伴う事業に位置付けられる。市場化テストの事例としては、現時点では公園の管理業務のみであるが、PFI 事業で見られるように、上水道等のインフラ施設の管理運営も想定される。

### (1) 事業全体の枠組みに関する特徴

事業全体の枠組みに関する特徴を踏まえた契約書の記載方針等は以下のとおりである。

特徴	分析	契約書の記載方針等
<ul style="list-style-type: none"> <li>公共と民間事業者の業務は明確に分かれており、業務実施における指示系統も明確である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>官民の業務内容が明確に分離され、偽装請負が発生する可能性は低いものの、業務実施段階では細かな調整などが必要となることから、民間事業者には業務責任者を設置することや、協議の場を記載することも必要である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>民間事業者への指示命令系統を明確化するために、民間事業者側に業務責任者を設置することを規定する。(6.1 参照)</li> <li>日常業務の連絡調整や業務内容の変更等にかかる協議を行う場として、官民の業務責任者による定期的な関係者協議会を設置することを記載する。(5.1 参照)</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>公園の管理業務においては、都市公園法第5条に基づく設置管理許可により、民間事業者の独立採算による収益施設の設置運営を認める場合がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>都市公園内における民間事業者の収益施設の運営を認める場合、施設使用料を公共に納めることが求められるが、市場化テストの対象業務とは異なり、付帯事業的な位置付けになる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>設置管理許可による施設使用料の取扱いは、市場化テストの対象業務とは異なり、付帯事業的な位置付けになることから、本契約で料金を規定するのではなく、公園で規定している使用料に従うことがよいと考えられる(実施要項等で記載する。)</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>公園の管理業務、浄水場の管理運営業務ともに、業務範囲が広く、第三者を使用するケースが多い。</li> <li>特に、浄水場の管理運営業務は、要求水準書に規定される水質基準を維持するといった浄水場の運転業務が含まれ、施設管理と異なった性質を持つ事業である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>業務の範囲が広いため、グループでの応募が想定される。</li> <li>再委託を追加で承認する運用が必要となる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>グループ(共同事業体)の場合は、契約書の受託者として代表者と構成員の連名とする。</li> <li>民間事業者が業務の一部を第三者に委託する場合は、事前に公共に通知し、承認を得る旨規定する。</li> <li>業務の全部または一部を一括して第三者に委託することは禁止とし、業務内容によって、民間事業者が実施すべき主たる業務を特定することも必要である。</li> <li>民間事業者が第三者を選定する以上、第三者の使用については民間事業者には責任があると考えられることから、第三者の責めに帰すべき事由についても民間事業者の責めに帰すべき事由とみなす。(6.2 参照)</li> </ul>

## (2) 業務の実施に関する特徴

業務の実施に関する特徴を踏まえた契約書の記載方針等は以下のとおりである。

特徴	分析	契約書の記載方針等
<ul style="list-style-type: none"> <li>サービスの質（要求水準）の設定として、PFI 事業の江戸川浄水場や川井浄水場の事例のように、浄水水質などを定量的に規定することが考えられる。</li> <li>指定管理者制度である県立都市公園の事例のように、総じて、定量的なサービスの質（要求水準）の設定が難しい業務も想定される。この場合、施設利用者数や利用者満足度といった定量的な指標を設定する場合もあり、それに伴いモニタリングの方法も多岐にわたることが想定される。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>浄水場の事例のように、サービス水準を明確に規定することが可能となる場合は、出来るだけ定量的に規定することが望ましいが、導入水の条件など、民間事業者に関与できない条件もあるときは、民間事業者が過度のリスクを負担することがないようにする必要がある。</li> <li>公園施設のように明確なサービス水準を規定することが難しい場合には、業務の実施の有無や実施回数など仕様に関連する項目や、施設利用者や利用者満足度といった定量的な指標をサービス水準として規定することとなる。</li> </ul>	<p>(契約書別紙)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>水質基準などの明確なサービス水準の設定が可能であるものは、モニタリング項目として検討する。</li> <li>要求水準の未達成が必ずしも民間事業者の責めに帰する事由とは言い難いケースも見られるが、こうした点については、減額の仕組みを免除できるような運用も規定する必要がある。 (6.4 参照)</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>特にインフラ施設の場合、サービスが停止することなく維持されることが極めて重要である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>緊急時での民間事業者の対応方法や、民間事業者にかわり一時的に公共が自ら施設を運営する場合に備えた取り決めが必要となる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設機能の維持が極めて重要である場合、緊急時には、公共からの指示を待つことなく、民間事業者の判断が必要となる措置を講じることにより、被害を最小限にとどめることが出来るように対応を規定することが必要である。</li> </ul> <p>(業務仕様書等)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>緊急的に公共自らが施設管理をする場合に備え、施設の業務実施マニュアルを民間事業者から予め提出してもらう必要も考えられる。これらは、実施要項や業務仕様書等に記載することが望ましい。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>大規模な公園であることから、災害発生時等において、住民の避難の場や、行政の災害対策ブースを設けるなどが想定される。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>避難する住民を公園内に誘導したり、行政の災害対策ブースを設けるためのスペースを用意するなど、災害発生時における対応業務が求められる。</li> </ul>	<p>(業務仕様書等)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>求められる業務が明確になれば、契約書ではなく、業務仕様書等に記載する。</li> </ul>

### (3) 支払いに関する特徴

支払いに関する特徴を踏まえた契約書の記載方針等は以下のとおりである。

特徴	分析	契約書の記載方針等
<ul style="list-style-type: none"> <li>施設を維持するために必要となる費用（固定費）と、提供するサービス量により変動する費用（変動費）の2種類がある。</li> <li>変動費については、下水道包括委託の事例のように、処理水量や水質の変動に応じて支払額を設定する方法が想定される。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>支払額を固定費と変動費に分類し、施設の種類や提供するサービス内容に応じた支払い方法が想定される。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>委託費の支払時期・手続きなどの方法については、別紙を設ける。（7.1 参照）</li> </ul>

### (4) 契約の変更、解除、終了に関する特徴

契約の変更、解除、終了に関する特徴を踏まえた契約書の記載方針等は以下のとおりである。

特徴	分析	契約書の記載方針等
<ul style="list-style-type: none"> <li>業務終了時には、サービスが停止することがないように、次の管理運営主体（公共、民間事業者を問わず）に引継ぎを行う必要がある。</li> <li>業務の終了時に次の民間事業者に引継ぐ際には、施設管理に支障が出ないように、記録、関係団体情報、運転マニュアル等を引継ぐ場合がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>サービス提供に支障がないよう業務内容を確実に引き継ぐために、設備の運転マニュアルや施設設備の維持管理マニュアルなどを整備するなど、詳細な規定が必要となる。さらに、書類による引継ぎだけでなく、場合によっては次の管理運営主体による視察の受け入れも必要となる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>引継ぎ業務の具体的な内容や作成書類等については、業務内容により異なるため、個別案件毎に記載内容を検討することが必要である。この場合、契約書本体への記載ではなく、別添の業務仕様書等に記載することとする。（8.3 参照）</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>施設に民間事業者が所有する物品を持ち込む場合が想定される。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>この場合、契約終了時に施設の原状回復を行う規定が必要となる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>契約終了に際しての措置として、民間事業者所有の備品等の撤去や、公共より提供を受けた設備等を原状回復させる旨を規定する。</li> </ul>

## (5) 著作権等その他に関する特徴

著作権等その他に関する特徴を踏まえた契約書の記載方針等は以下のとおりである。

特徴	分析	契約書の記載方針等
<ul style="list-style-type: none"> <li>公園など一般の利用を前提とする施設については、個人情報を取扱う場合が想定されるものの、一般利用を想定しない場合、個人情報の取扱いは極めて限定的である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>個人情報を取扱う場合があることから、そのための対応を図っておく必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>個人情報の管理については、個人情報の保護に関する法律を遵守することとするが、案件毎に業務内容や取扱う情報が大きく異なることから、詳細については別紙などで規定することが望ましい。 (9.1 参照)</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>施設の運営マニュアル（業務マニュアル）は、民間事業者のノウハウとして考えられるが、実施要項や契約書上からは特段の特徴は見られない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>業務の引継ぎに際して、施設の運営マニュアル（業務マニュアル）は民間事業者のノウハウであり、知的財産権として保護される一方で、施設を継続的に運営していく上で最低限必要となる情報は引継ぐ必要がある。そのため、引継ぎ対象となる情報は、予め業務仕様書などで明示する必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>民間事業者に著作権法に定めた権利を認める（一部を除く）</li> <li>著作権以外の知的財産権は、契約書で規定する内容というよりは、協議の上、運用上で判断する。 (9.2 参照)</li> </ul>

### ■まとめ

前述までの表中「契約書の記載方針等」において、9章までの記述事項から新たに追加された記載事項について、下記に再掲する。

#### ○公物管理業務について、契約書への記載方針

- 公園の場合、設置管理許可による施設使用料の取扱いは、市場化テストの対象業務とは異なり、付帯事業的な位置付けになることから、本契約で料金を規定するのではなく、公園で規定している使用料に従うことがよいと考えられる（実施要項等で記載する。）。
- グループ（共同事業体）の場合は、契約書の受託者として代表者と構成員の連名とする。
- インフラ施設のように、施設機能の維持が極めて重要である場合、緊急時には、公共からの指示を待つことなく、民間事業者の判断で必要となる措置を講じることにより、被害を最小限にとどめることが出来るように対応を規定することが必要である。
- 契約終了に際しての措置として、民間事業者所有の備品等の撤去や、公共より提供を受けた設備等を原状回復させる旨を規定する。

#### (契約書別紙)

- 水質基準などの明確なサービス水準の設定が可能であるものは、モニタリング項目と

して検討する。

(業務仕様書等)

- ・ 緊急的に公共自らが施設管理をする場合に備え、施設の業務実施マニュアルを民間事業者から予め提出してもらう必要も考えられる。これらは、実施要項や業務仕様書等に記載することが望ましい。
- ・ 災害発生に、民間事業者に求められる業務が明確になれば、契約書ではなく、業務仕様書等に記載する。

## 6) 刑事施設の運営業務

刑事施設の運営業務は、10.1 で示した事業遂行上の分類からは、施設管理を伴う事業に位置付けられる。また、公権力を行使に関わる業務内容が含まれ、市場化テストの静岡刑務所、笠松刑務所及び黒羽刑務所の事例では、特定公共サービスに該当する業務として位置付けられている。

### (1) 事業全体の枠組みに関する特徴

事業全体の枠組みに関する特徴を踏まえた契約書の記載方針等は以下のとおりである。

特徴	分析	契約書の記載方針等
<ul style="list-style-type: none"> <li>公共職員と協働して、被収容者や施設利用者に直接サービスを提供する業務が含まれる。この場合、偽装請負に注意する必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>官民の業務分担をより明確にする必要がある。業務仕様書等での詳細な記載が望ましい。</li> </ul>	<p>契約書の記載方針等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>官民の業務分担を明確にするために、業務仕様書等の業務分担に基づいた業務実施計画書を、民間事業者が作成・提出する旨を規定する。</li> <li>民間事業者への指示命令系統を明確化するために、民間事業者側に業務責任者を設置することを規定する。</li> </ul> <p>(業務仕様書等)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>当該業務責任者を介して、業務の指示や変更等にかかる協議を行うことを記載する。</li> <li>民間事業者が公共に提出する業務計画書には、業務実施体制と指示命令系統を明確に記載する。 (6.1 参照)</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>施設維持管理業務に加えて、総務業務、収用関連サービス、警備、作業、教育、医療業務など、非常に多岐にわたる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>業務の範囲が広い場合、グループ（共同事業体）での応募が想定される。</li> <li>再委託を追加で承認する運用が必要となる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>グループ（共同事業体）の場合は、契約書の受託者として代表者と構成員の連名とする。</li> <li>民間事業者が業務の一部を第三者に委託する場合は、事前に公共に通知し、承認を得る旨規定する。</li> <li>民間事業者が第三者を選定する以上、第三者の使用については民間事業者には責任があると考えられることから、第三者の責めに帰すべき事由についても民間事業者の責めに帰すべき事由とみなす。 (6.2 参照)</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>再委託先を含めた、業務の実施体制や責任を明確化する必要がある。</li> </ul>	<p>(業務仕様書等)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>民間事業者が公共に提出する業務計画書には、業務実施体制と指示命令系統を明確に記載する。</li> </ul>



## (2) 業務の実施に関する特徴

業務の実施に関する特徴を踏まえた契約書の記載方針等は以下のとおりである。

特徴	分析	契約書の記載方針等
<ul style="list-style-type: none"> <li>業務の中に、逃走事故、暴動・騒じょう、自殺事故等、影響が非常に大きな業務が含まれている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>委託費の減額として、減額ポイントによる方法だけでなく、重大な事象に対しては、直接減額する仕組みも構築されている。</li> </ul>	(契約書別紙) <ul style="list-style-type: none"> <li>サービスの質を特に重視する事象については、ペナルティーポイント制ではなく、直接減額する方法もあり、適切な減額方式とする。 (6.4 参照)</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>一定期間、違約金の支払い又は減額がない場合には、減額ポイント(又は罰則点)の軽減措置の仕組みが設けられている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>報償的なインセンティブではないが、減額回避のインセンティブとなっている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>インセンティブの仕組みは、個別案件の特徴により具体化されるものであるため、支払い方式、モニタリング、減額規定の中で具体的な方法を自由記載ができるよう、条文ではなく別紙に記載する。 (6.5 参照)</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>特殊な業務であるため、業務を開始するにあたって、研修や引継ぎ(国からの引継ぎ)について、十分に考慮する必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>研修及び引継ぎの取扱いは他の事業分類に比べても重要である。研修及び引継ぎの方法は、実施要項や業務仕様書等で詳細に記載することが望ましい。</li> </ul>	(業務仕様書等) <ul style="list-style-type: none"> <li>民間事業者が有するノウハウだけで実施できない業務があるため、国が民間事業者に対して研修をすることが考えられ、これらの実施内容や費用負担などについて、業務仕様書等に記載する。具体的な実施方法は提案に委ねる。</li> </ul>

## (3) 支払いに関する特徴

支払いに関する特徴を踏まえた契約書の記載方針等は以下のとおりである。

特徴	分析	契約書の記載方針等
<ul style="list-style-type: none"> <li>静岡刑務所、笠松刑務所及び黒羽刑務所の事例では、委託期間が7年であり、市場化テストの案件の中では、比較的委託期間が長い。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>PFI事業の島根あさひ、喜連川の事例では、食材費など一部の委託費は、企業向けサービス価格指数を利用して、物価変動による改定の仕組みが導入されている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>契約期間が一定期間を超える場合には、PFI事業と同様に、企業向けサービス価格指数などの定量的な統計データに基づいて、一定以上の物価変動を事業費に反映することを記載することが考えられる</li> </ul> (契約書別紙) <ul style="list-style-type: none"> <li>物価変動の改定方法として、対象とする委託費の内訳、改定する条件、時期、利用する指標、計算式等を記載する。 (7.2 参照)</li> </ul>

#### (4) 契約の変更、解除、終了に関する特徴

契約の変更、解除、終了に関する特徴を踏まえた契約書の記載方針等は以下のとおりである。

特徴	分析	契約書の記載方針等
<ul style="list-style-type: none"> <li>刑事施設の業務では、法に規定された契約解除の要件として、他事業と共通的な法第 22 条第 1 項に加え、特定公共サービスとしての契約解除の要件である法第 33 条の 3 第 6 項の規定が設けられている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>特定公共サービスとしての契約解除の要件が必要となる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>民間事業者の債務不履行による契約解除として、特定公共サービスとしての契約解除の要件を設ける。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>施設に民間事業者が所有する物品を持ち込む場合が想定される。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>この場合、契約終了時に施設の原状回復を行う規定が必要となる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>契約終了に際しての措置として、民間事業者所有の備品等の撤去や、公共より提供を受けた設備等を原状回復させる旨を規定する。</li> </ul>

#### (5) 著作権等その他に関する特徴

著作権等その他に関する特徴を踏まえた契約書の記載方針等は以下のとおりである。

特徴	分析	契約書の記載方針等
<ul style="list-style-type: none"> <li>施設の保安に係る情報及び被収容者等の個人情報を取扱う業務である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>業務では、特に守秘性の高い情報を扱うことから、秘密情報の取扱規程を充実させる必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>秘密情報の複製や持ち出しの制限などは、業務実態に応じて別途規定することができるようにする。 (9.1 参照)</li> <li>(契約書別紙)</li> <li>民間事業者は、再委託先から発注者に、秘密情報を漏らさない旨の誓約書を提出させることを記載する。</li> <li>更に、民間事業者は、業務従事者から発注者に、秘密情報を漏らさない旨の誓約書を提出させることを記載する。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>刑事施設では、民間事業者が本業務に関連して情報システムなどを開発し、それを利用して業務を実施することが考えられる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>PFI 事業の島根あさひ、喜連川の事例では、国は契約期間終了後も、本事業のために利用する限りにおいて、無償で利用できる規定となっている。</li> <li>情報システム等は、全国の他の刑事施設でも適用可能な部分も多いと考えられ、民間事業者のノウハウを保護するために、これらの利用は本事業での対</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>著作権等の民間事業者のノウハウは保護する一方で、情報システムは、契約期間終了後も、本事業のために利用する限りにおいて、国は無償で利用できることを記載することが適当と考えられる。</li> </ul>

特徴	分析	契約書の記載方針等
	<p>象施設に限定することが適切と考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ただし、情報システムで利用したデータについては、事業終了後も、当該施設で必要となる情報であることから、業務引継ぎにおいて、電子データもあわせて引継ぐことが必要である。</li> </ul>	

## ■まとめ

前述までの表中「契約書の記載方針等」において、9章までの記述事項から新たに追加された記載事項について、下記に再掲する。

### ○刑事施設の運營業務について、契約書への記載方針

- ・ グループ（共同事業体）の場合は、契約書の受託者として代表者と構成員の連名とする。
- ・ 契約終了に際しての措置として、民間事業者所有の備品等の撤去や、公共より提供を受けた設備等を原状回復させる旨を規定する。
- ・ 民間事業者の事由による契約解除として、特定公共サービスとしての契約解除の要件を設ける。
- ・ 著作権等の民間事業者のノウハウは保護する一方で、著作権等の民間事業者のノウハウは保護する一方で、情報システムは、契約期間終了後も、本事業のために利用する限りにおいて、国は無償で利用できることを記載することが適切と考えられる。

#### （契約書別紙）

- ・ 民間事業者は、再委託先から発注者に、秘密情報を漏らさない旨の誓約書を提出させることを記載する。
- ・ 更に、民間事業者は、業務従事者から発注者に、秘密情報を漏らさない旨の誓約書を提出させることを記載する。
- ・ サービスの質を特に重視する事象については、ペナルティーポイント制ではなく、直接減額する方法もあり、適切な減額方式とする。

#### （業務仕様書等）

- ・ 民間事業者が公共に提出する業務計画書には、業務実施体制と指示命令系統を明確に記載する。
- ・ 緊急時対応の運用方法を検討し、記載する。
- ・ 民間事業者が有するノウハウだけで実施できない業務があるため、国が民間事業者に対して研修をすることが考えられ、これらの実施内容や費用負担などについて、業務仕様書等に記載する。具体的な実施方法は提案に委ねる。



別添資料

---



## 別添資料1 市場化テスト参考契約書（案）

---





## ■はじめに

わが国における市場化テストは発展段階にあり、現在も様々な工夫が行われているのが実態である。また、公共サービス改革基本方針においても、公共サービスの実施方法等について普段の見直しをすることとされている。本契約書案は、既に実施されてきた市場化テストの経験や、その他の官民連携手法の経験などをもとに記述しているが、今後も更に検討が深められるべきものである。

従って、市場化テストを実施する場合には、本契約書案を参考にしつつ、現場での工夫や今後の市場化テストに関する知見や事例の収集等を踏まえ、各事業の実状にあった市場化テストの実施に向け取り組んでいくことが必要である。

[施設名] [業務種別] 業務委託契約書

- 1 業務名 [ ]
- 2 業務の場所 [ ]
- 3 契約期間 平成[ ]年[ ]月[ ]日から  
平成[ ]年[ ]月[ ]日まで
- 4 契約金額 ¥[ ]円
- 5 支払条件 本契約書中に記載のとおり
- 6 契約保証金 ¥[ ]円  
ただし、第10条の規定により免除が認められる場合はこの限りではない。

上記事業について委託者である●●●●（以下「甲」という。）と、受託者である●●●● [\*グループ（共同企業体）を組成する場合、当該グループ（共同企業体）名称を記載]（以下「乙」という。）とは、各々対等の立場における合意に基づいて、以下に定める条項によって公正な契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書（以下に定める条項を含むがこれに限られない。）を2通作成し、当事者がそれぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

平成[ ]年[ ]月[ ]日

委 託 者

受 託 者

\*グループ（共同企業体）を組成する場合、当該グループ（共同企業体）名称を記載し、以下に代表者、各構成員を記載する。（捺印は代表者のみでよい。）

[代表者 ]

[構成員 ]

## 目 次

第1章	総則	1
第1条	(本契約の目的)	1
第2条	(用語の定義)	1
第3条	(委託業務の内容)	1
第4条	(関係者協議会等)	1
第5条	(資金調達)	1
第6条	(許認可等の手続)	1
第7条	(優先関係)	1
第8条	(責任の負担)	2
第9条	(構成員の責任)	2
第10条	(契約保証金)	2
第2章	業務の実施	2
第11条	(委託期間)	2
第12条	(準備行為等)	2
第13条	(業務計画書等の作成・提出)	2
第14条	(業務の実施)	2
第15条	(業務の開始及び中止)	3
第16条	(業務責任者等の通知)	3
第17条	(業務に係る第三者の使用)	3
第18条	(設備等の使用) A、B-1	3
第19条	(緊急時の対応)	3
第20条	(甲又は乙に発生した損害等)	4
第21条	(第三者に発生した損害等)	4
第3章	業務の確認	4
第22条	(自己モニタリング実施計画書の作成・提出)	4
第23条	(業務報告書等の提出)	4
第24条	(モニタリングの実施)	5
第25条	(甲による調査への協力)	5
第4章	委託費の支払い	5
第26条	(委託費の支払い)	5
第27条	(委託費の改定)	5
第28条	(委託費の減額)	5
第29条	(委託費の返還)	5
第5章	業務等に関する変更	6
第30条	(要求水準書等の変更)	6
第31条	(業務計画書等の変更)	6
第6章	契約の終了	6
第32条	(乙の債務不履行による契約解除)	6
第33条	(甲の債務不履行による契約解除)	6
第34条	(法令変更による契約解除)	7
第35条	(不可抗力による契約解除)	7
第36条	(契約終了に際しての措置) A	7
第37条	(委託期間終了時の業務の引継ぎ)	7
第7章	損害賠償等	8
第38条	(遅延利息)	8
第39条	(損害賠償)	8
第8章	法令変更	8
第40条	(通知等)	8

第41条	(法令変更による増加費用の負担等)	8
第9章	不可抗力	8
第42条	(通知等)	8
第43条	(不可抗力による損害額の負担等)	9
第44条	(不可抗力への対応)	9
第10章	著作権等	9
第45条	(著作権の帰属)	9
第46条	(著作権の利用等)	9
第47条	(著作権の譲渡禁止)	10
第48条	(第三者の知的財産権等の侵害)	10
第11章	その他	10
第49条	(公租公課の負担)	10
第50条	(契約上の地位の譲渡)	10
第51条	(秘密保持・個人情報保護)	10
第52条	(保険の付保)	10
第53条	(みなし公務員)	11
第54条	(見学者対応等) A	11
第55条	(通知・請求等の様式その他)	11
第56条	(裁判管轄)	11
第57条	(疑義に関する協議)	11
別紙1	用語の定義	12
別紙2	業務概要書	13
別紙3	モニタリングの実施と委託費の減額	14
別紙4	委託費の支払方法	20
別紙5	委託費の改定	22
別紙6	要求水準書等の変更	23
別紙7	法令変更による増加費用及び損害の負担	24
別紙8	不可抗力による増加費用及び損害の負担	25
別紙9	個人情報取扱規則(案)	26
別紙10	保険	28

■本文中の凡例

条文のタイトル末

A：主に施設管理を伴う事業の場合（例：施設の管理運営業務、公物管理関連業務、刑事施設の運営業務）

B-1：主に施設管理を伴わないが、業務の場所が特定される事業の場合（例：窓口関連業務）

B-2：主に施設管理を伴わず、業務の場所が特定されない事業の場合（例：統計調査関連業務、試験・セミナー等関連業務）

（なお、記載がない条文はA、B-1 B-2 共通とする。）

\*：条文の有無のパターン分けや、注意書きコメント

[ ]：必要に応じて活用する文言

## 第1章 総則

### (本契約の目的)

第1条 本契約は、甲と乙が相互に協力し、本件業務（後に定義する。）を円滑に実施するために必要な合意事項について定めることを目的とする。

### (用語の定義)

第2条 本契約において使用する用語の意義は、別紙1のとおりとする。

### (委託業務の内容)

第3条 甲は、「[施設名]」の●●[業務種別]業務 [民間/官民]競争入札実施要項（以下「実施要項」という。）に基づき、[施設名]（以下「本件施設」という。）の[業務種別]業務（以下「本件業務」という。）の実施を乙に委託する。

2 甲が乙に委託する本件業務の内容は、別紙2のとおりとする。

### (関係者協議会等)

第4条 甲及び乙は、本契約締結後速やかに、本件業務に関する協議を行うことを目的とした、甲及び乙により構成する関係者協議会を設置するものとし、本契約締結後速やかに「[業務名]関係者協議会の設置及び運営に関する要綱」（以下「関係者協議会設置・運営要綱」という。）を別途定めることとする。

2 本契約において甲と乙との間で協議を要するとしている事項、本契約において解釈上の疑義が生じた事項及び本契約を履行するために甲と乙の間において意見の調整が必要となる事項については、甲及び乙は、関係者協議会設置・運営要綱の定めるところに従い、関係者協議会において誠実に協議のうえ、これを定めるものとする。

3 関係者協議会において、甲と乙が合意に至らないときは、本契約に別途定める場合を除き、甲は当該協議の対象とされた事項を自らの裁量において決定して乙に通知する。乙はこの決定に不服があるときは、別に定めるところにより選任される調停人の調停により紛争の解決を図る。

\* 関係者協議会設置・運営要綱を予め本契約書別紙に定めることも考えられる。

### (資金調達)

第5条 乙は、本件業務の実施に資金調達が必要となる場合は、その責任及び費用負担において行うものとする。

### (許認可等の手続)

第6条 乙は、その責任及び費用負担において、本契約に基づく義務を履行するために必要となる許認可の取得、届出その他の法令に定める手続を行わなければならない。ただし、甲が許認可の取得、届出その他の法令に定める手続を行わなければならない場合においては、甲が必要な措置を講ずるものとする。

2 甲は、前項に定める乙が行うべき手続について乙から協力を要請されたときは、必要に応じて、協力するものとする。

3 乙は、第一項ただし書に定める甲が行うべき手続について甲から協力を要請されたときは、正当な理由がない限り、当該要請に応じなければならない。

### (優先関係)

第7条 本契約、実施要項（[仕様書/要求水準書]等の別添資料及び実施要項に対する質疑を含む。以下同じ。）及び入札手続において乙が甲に提出した提案書類の記載に齟齬がある場合には、本契約、実施要項、提案書類の順にその解釈が優先する。

2 各書類間で疑義が生じた場合は、甲及び乙の間において協議のうえ、かかる記載内容に関する

る事項を決定するものとする。

- 3 提案書類と[仕様書/要求水準書]の内容に差異があり、提案書類に記載された性能又は水準が、[仕様書/要求水準書]に記載された性能又は水準を上回るときは、第1項の規定にかかわらず、その限度において提案書類の記載が[仕様書/要求水準書]の記載に優先するものとする。

#### (責任の負担)

第8条 乙は、本契約に別段の定めのある場合を除き、本件業務の実施に係る一切の責任を負うものとする。

- 2 本契約に別段の定めのある場合を除き、乙の本件業務の実施に関する甲による請求、勧告、通知、確認、承諾若しくは立会い又は乙から甲に対する報告、通知若しくは説明を理由として、乙は、いかなる本契約上の乙の責任をも免れず、当該請求、勧告、通知、確認、承諾若しくは立会い又は報告、通知若しくは説明を理由として、甲は何ら責任を負担しない。

\*グループ(共同企業体)を組成する場合

#### (構成員の責任)

第9条 ●●●●[\*グループ(共同企業体)構成員が3社以上の場合、必要に応じて追記する][●●●●]及び●●●●は、本件業務の履行及び再委託契約その他の本件業務の実施に関連して乙が甲に対して負担する債務(金銭債務を含むがこれに限られない。)の履行に関し、本契約期間中、連帯して責任を負うものとする。

#### (契約保証金)

第10条 乙は、契約保証金として、本契約締結と同時に、契約金額の100分の●を納付するものとする。ただし、金融機関等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。

## 第2章 業務の実施

#### (委託期間)

第11条 本件業務の委託期間は、平成●年●月●日から平成●年●月●までとする(「以下、委託期間」という)。ただし、第32条ないし第35条により本契約が解除された場合は、当該解除日までとする。

\*委託期間前に準備期間を設定する場合

#### (準備行為等)

第12条 委託期間の開始前であっても、乙は、自己の責任と費用において本件業務の実施に関して必要な準備行為を行うことができるものとし、甲は、必要かつ可能な範囲で乙に対して協力するものとする。

\*本契約締結前に、別途、秘密保持契約等を締結して準備行為を行う場合は、本条は不要。

#### (業務計画書等の作成・提出)

第13条 乙は、本契約の締結後、速やかに本契約、[仕様書/要求水準書]及び提案書類に基づき本件業務の業務計画書(以下、「業務計画書」という。)を作成し、甲に提出し、確認を受けるものとする。業務計画書は、緊急時の対応を含むものとする。

- 2 乙は、各事業年度の本件業務についての業務計画書(以下、「年度業務計画書」という。)を、当該年度が開始する●日前までに(ただし、委託期間の開始日を含む年度においては、委託期間の開始日の●日前までに)甲に提出し、確認を受けなければならない。

#### (業務の実施)

第14条 乙は、委託期間において、本契約、[仕様書/要求水準書]、提案書類、業務計画書及び年

度業務計画書に従い、自らの責任及び費用負担において、本件業務を実施する。ただし、[仕様書/要求水準書]において甲の責任及び費用負担とされているものは、この限りでない。

#### (業務の開始及び中止)

第15条 乙は、委託期間の開始日に、確実に本件業務を開始しなければならない。

2 乙は、やむを得ない事由により、本件業務を中止しようとするときは、あらかじめ、甲と協議し、承諾を受けなければならない。

#### (業務責任者等の通知)

第16条 乙は、委託期間の開始日の●日前までに、[仕様書/要求水準書]に従い、本件業務に係る統括責任者[及び業務担当者]を[それぞれ]配置することとし、事前に、氏名その他必要な事項を甲に文書で通知のうえ、確認を受けなければならない。

2 乙は、委託期間の開始日から終了日までの間、本件業務に係る統括責任者[及び業務担当者]を[それぞれ]配置しなければならない。

3 乙は、甲の承諾を得て、第1項に基づき甲に通知した統括責任者[又は業務担当者]を変更することができる。統括責任者[又は業務担当者]を変更する場合は、後任の統括責任者[又は業務担当者]が円滑に本件業務を行うことが可能となるよう、十分な引継期間を設けることを要する。

4 甲は、第1項の規定により通知がなされた統括責任者[又は業務担当者]の変更を希望するときは、その理由を明らかにして乙に申し出ることができる。この場合、甲と乙は、統括責任者[又は業務担当者]の変更に関し協議を行う。

#### (業務に係る第三者の使用)

第17条 乙は、甲から委託を受けた本件業務を一括して第三者に委託し又は請け負わせてはならない。

2 乙は、本契約締結後再委託を行う場合には、書面により、再委託する業務の範囲、再委託を行うことの合理性及び必要性、再委託先の履行能力並びに報告徴収その他管理・運営の方法を明らかにした上で甲の承諾を得るものとする。

3 乙は、前項により再委託を行う場合は、再委託先から必要な報告を徴収するものとする。

4 乙は、暴力団員等を再委託先とすることはできない。

5 乙は、第50条に規定する契約上の地位の譲渡、第51条に規定する個人情報等の管理及び第10章に規定する権利義務の帰属について、再委託先をして乙と同様の義務を負わせるものとする。また、乙は、個人情報取扱いに関する誓約書を、別途再委託先をして甲へ提出させるものとする。

6 第2項による再委託は、すべて乙の責任において行うものとし、再委託先の責めに帰すべき事由は、その原因及び結果のいかんにかかわらず、乙の責めに帰すべき事由とみなす。

#### (設備等の使用) A、B-1

第18条 乙は、本件施設内の設備、備品（以下、「設備等」という。）を使用する際は、甲の指示に従い、適切に使用するものとする。

2 乙が使用できる設備等は、[実施要項別紙図面]に記す立ち入りが許された範囲における〇〇設備、〇〇設備、〇〇設備、〇〇、〇〇とする。

3 乙は、本件施設内の設備等について、本件業務の実施[及び本件業務の実施に付随する業務]以外の目的に使用してはならない。

4 乙は、乙が本件業務を実施するために使用する設備等については、無償で使用することができる。

#### (緊急時の対応)

第19条 委託期間中、本件業務の実施に関連し、本件施設において事件、事故、火災又は地震等（以下、「緊急事態」という。）が発生した場合、乙は直ちに必要な措置を講ずるとともに、甲及び関係機関に遅滞なく通報しなければならない。

2 乙は、緊急事態が発生した場合は、必要に応じ、その原因を調査し、甲に遅滞なく報告する

ものとする。当該調査に関し、甲は必要な協力を行うものとする。

#### (甲又は乙に発生した損害等)

第20条 本契約に別段の定めがある場合を除き、本件業務について、甲又は乙に増加費用又は損害が発生した場合における措置は、次の各号のとおりとする。

- 一 甲の責めに帰すべき事由による場合は、合理的な増加費用及び損害を甲が負担する。
- 二 乙の責めに帰すべき事由による場合は、合理的な増加費用及び損害を乙が負担する。
- 三 甲及び乙の双方についてその責めに帰すべき事由でない場合は、増加費用及び損害の負担については、甲及び乙が協議の上決定する。ただし、法令変更又は不可抗力による場合は、それぞれ第41条又は第43条の定めに従う。

#### (第三者に発生した損害等)

\*21-1 性能発注を採用し、且つ、事業者の業務遂行上の裁量の範囲が多い場合

第21条 乙は、委託期間中、本件業務の実施により、第三者に損害を発生させた場合（本件業務の遂行について乙が善良な管理者としての注意を払っても避けることのできない事象の理由による損害を除く。）、自己の責任及び費用において、当該第三者に対し、かかる損害（第52条に基づき乙が加入した保険により填補されるものを除く。）の賠償をしなければならない。ただし、その損害のうち甲の責めに帰すべき理由により生じたものについては、甲が負担する。

2 甲は、前項本文に規定する損害を第三者に対して賠償した場合、乙に対して、賠償した金額を求償することができる。乙は、甲からの請求を受けた場合には、速やかに支払わなければならない。

\*21-2 21-1以外の場合

第21条 乙は、委託期間中、本件業務の実施により、第三者に損害を発生させた場合（実施要項に従った本件業務の遂行に伴い生ずる事象の理由による損害を除く。）、自己の責任及び費用において、当該第三者に対し、かかる損害（第52条に基づき乙が加入した保険により填補されるものを除く。）の賠償をしなければならない。ただし、その損害のうち甲の責めに帰すべき理由により生じたものについては、甲が負担する。

2 甲は、前項本文に規定する損害を第三者に対して賠償した場合、乙に対して、賠償した金額を求償することができる。乙は、甲からの請求を受けた場合には、速やかに支払わなければならない。

\*「\*21-1」第一項の「本件業務の遂行について乙が善良な管理者としての注意を払っても避けることのできない騒音、振動等の理由による損害」の負担については、事業の性質を考慮し、慎重に検討する。

### 第3章 業務の確認

#### (自己モニタリング実施計画書の作成・提出)

第22条 乙は、委託期間中、本契約のうち別紙3、[仕様書/要求水準書]、提案書類及び業務計画書に従い、モニタリングの時期、内容、組織、手続及び様式等に関し自己モニタリング実施計画書を甲に提出し、甲の確認を受けるものとする。

2 甲は、乙と協議のうえ、本契約のうち別紙3、[仕様書/要求水準書]、提案書類及び業務計画書に従い、モニタリング実施計画書を策定する。

\*別紙においてモニタリングの内容を相当程度詳細に規定する場合には、第2項は削除してもさしつかえない。

#### (業務報告書等の提出)

第23条 乙は、本件業務の履行結果を正確に記載した業務日報を毎日作成し、次項に定める業務月報と併せて甲に提出するものとする。

\*業務日報が不要の場合は、本条項は不要とする。



- 2 乙は、委託期間中は、毎月、本件業務にかかる業務月報を作成し、翌月の●日までに甲に提出するものとする。
- 3 乙は、各事業年度終了後1ヶ月以内に、当該事業年度に係る本件業務に関する業務年報を甲に対して提出するものとする。
- 4 乙は、本契約終了日までに委託期間に係る最終の業務報告書を作成して甲に提出するものとする。

#### (モニタリングの実施)

第24条 甲は、乙が提供するサービスの質及び内容を確保するため、[モニタリング実施計画書及び]別紙3に基づき、モニタリングを行うものとする。

\*別紙においてモニタリングの内容を相当程度詳細に規定する場合には、上記[モニタリング実施計画書及び]の部分は削除してさしつかえない。

- 2 甲は、本件業務に関する指摘[又は乙からの改善計画書案の受領]等モニタリングに関する行為を理由として、本件業務の全部又は一部につき、何ら責任を負担しない。
- 3 乙は、何らかの事由で本契約、[仕様書/要求水準書]、提案書類及び業務計画書で定められた業務要求水準を達成せず、又は達成できなくなる状況が発生し、かつ、これを乙自らが認識した場合、その理由及び対応方針等を記載した書面を直ちに甲に対して提出するとともに、かかる書面の提出と同時に口頭にて甲に対してこれを報告しなければならない。

#### (甲による調査への協力)

第25条 甲は、本件業務の適正かつ確実な実施を確保するために必要があると認めるときは、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法第51号）（以下、「法」という。）

- 第26条第1項に基づき、乙に対し、本件業務の状況に関し必要な報告を求め、又は乙の事務所において、本件業務の実施の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問することができるものとする。
- 2 乙の事務所への立入検査をする甲の職員は、検査等を行う際には、当該検査が法第26条第1項に基づくものであることを乙に明示するとともに、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示するものとする。
- 3 乙は、会計検査院が必要と認めるときには、同院による実地検査、同院からの又は甲を通じた資料・報告等の提出要請及び質問に対応しなければならない。
- 4 甲は、本件業務を実施するために必要があると認めるときは、本件業務の実施状況を公表することができるものとする。

## 第4章 委託費の支払い

#### (委託費の支払い)

第26条 甲は、乙に対し、別紙4に記載する方法、金額及びスケジュールに従い、委託費を支払うものとする。

#### (委託費の改定)

第27条 委託費の改定は、別紙5の記載に従い行う。

#### (委託費の減額)

第28条 第24条に基づくモニタリングによって、乙による本件業務について業務不履行が存在することが判明した場合、甲は別紙3に定める手続に基づいて委託費を減額できるものとする。

#### (委託費の返還)

第29条 第23条に基づいて乙が作成する業務報告書等（業務日報、業務月報、業務年報及び業務報告書をいう。以下同じ。）に虚偽の記載があることが判明した場合、乙は、甲に対して、当該虚偽記載がなければ減額又は支払いを停止し得た委託費及びこれに係る消費税相当額に相当す

る額を返還しなければならない。

## 第5章 業務等に関する変更

### (要求水準書等の変更)

第30条 甲は、別紙6に定める手続に従い、[仕様書/要求水準書]その他甲の作成した資料(以下、「要求水準書等」という。)の内容を変更することができる。

2 甲は、前項に規定する要求水準書等の変更(乙の責めに帰すべき事由による変更を除く。)により、増加費用が発生する場合には、別紙6の規定に従い、合理的な範囲で当該増加費用を負担し、費用が減少する場合には当該費用相当額を委託費から減額する。ただし、法令変更又は不可抗力を原因として要求水準書等を変更する場合の費用負担は、第41条及び第43条の定めに従う。

### (業務計画書等の変更)

第31条 乙は、業務計画書等を変更することが必要と判断するときは、[仕様書/要求水準書]を満たす限りにおいて、業務計画書等を変更することができる。

2 乙は、業務計画書等を変更することが必要と判断するときは、かかる業務計画書等の変更内容について、変更予定日の●日前までに、甲に報告し、当該変更についての甲の確認を求めるものとする。この場合において、甲は、合理的な理由がない限り、当該変更を拒絶せず、確認するものとする。

3 第1項に規定する業務計画書等の変更(甲の責めに帰すべき事由による変更及び前条に基づく要求水準書等の変更に伴う変更を除く。)により、増加費用が発生する場合には、当該増加費用は乙負担とする。

## 第6章 契約の終了

### (乙の債務不履行による契約解除)

第32条 甲は、乙が次のいずれかに該当するときは、本契約を解除することができる。

一 法第22条1項各号に該当したとき

二 次の事が明らかになったとき

イ 暴力団員等を、本件業務の統括責任者[、業務担当者]又は業務従業者としている場合

ロ 暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している場合

ハ 再委託先が、暴力団員等であることを知りながら、再委託契約を継続させている場合

2 甲は、乙の責めに帰すべき事由により、乙が実施する本件業務の水準が本契約、[仕様書/要求水準書]、提案書類及び業務計画書に記載された業務要求水準を満たさない場合、別紙3の規定に従い、本契約の全部[又は一部]を解除することができる。

\*契約期間が短期の場合は上記[又は一部]は削除してもさしつかえない。

3 前2項により本契約が解除された場合は、以下の定めに従う。

一 乙は、甲に対して、当該事由に該当するに至った日の属する事業年度の委託費のうち、[本件業務のうち解除された部分に係る対価の合計額の]100分の●に相当する金額を違約金として支払うものとする。

\*本契約の一部を解除する場合は、解除した当該業務の対価から違約金を算定する。

二 甲は乙に対し、未払いの委託費を支払う。

三 甲が被った損害の額が第1号の違約金の額を超過する場合は、甲は、かかる超過額について乙に損害賠償請求を行うことができるものとする。この場合において、甲は、乙に対する損害賠償請求債権と、甲の未払いの委託費支払債務とを対等額で相殺できるものとする。

### (甲の債務不履行による契約解除)

第33条 乙は、次の各号の一に該当するときは、甲に対して通知することにより、本契約の全部

又は一部を解除することができる。

- 一 甲が本契約上の金銭債務の履行を遅滞し、乙から催告を受けてから●日間当該遅滞が治癒しないとき
- 二 甲の責めに帰すべき事由により、本契約上の乙の義務の履行が不能となったとき
- 三 甲の責めに帰すべき事由により、甲が本契約上の甲の重大な義務（金銭債務を除く。）の不履行をし、乙から催告を受けてから●日間当該不履行が治癒しないとき

#### （法令変更による契約解除）

第34条 第41条の協議により、甲が、本契約の締結後における法令変更により、本件業務の継続が困難と判断した場合又は本契約の履行のために多大な費用を要すると判断した場合、甲は、乙に通知の上、本契約を解除することができる。

- 2 前項の場合に伴う合理的な増加費用及び損害の負担については、別紙7に従う。ただし、甲は、未払い部分の委託費を支払うものとする。

#### （不可抗力による契約解除）

第35条 第43条の協議により、甲が、本件業務を継続不可能と判断した場合、又は本件業務の継続が困難と若しくは本契約の履行のために多大な費用を要すると判断した場合、甲は、乙に通知の上、本契約を解除することができる。

- 2 前項の場合に伴う合理的な増加費用及び損害の負担については、別紙8に従う。ただし、甲は、未払い部分の委託費を支払うものとする。

#### （契約終了に際しての措置） A

第36条 乙は、本契約が期間満了により終了する場合は、委託期間の終了日の●日前までに、[[仕様書/要求水準書]に従い、]本件施設の現況を検査し、その結果を甲に報告する。この場合において、本件施設に乙の責めに帰すべき事由による損傷が認められたときは、甲は、乙に対し、その修補を求めることができる。

- 2 乙は、前項の規定により甲から修補を求められたときは、必要な修補を実施した後速やかに、甲に対し、修補が完了した旨を通知しなければならない。甲は、前項の通知を受領後●日以内に修補の完了の検査を行わなければならない。
- 3 [\*設備やシステム等の納入業務を含む契約の場合]乙は、本契約の終了と同時に、甲に本件業務対象資産の引渡しを行い、甲は、本件業務対象資産の所有権を取得する。
- 4 乙は、別段の合意のある場合を除き、本件業務の終了に際し、乙所有の備品、情報システム、什器等を撤去しなければならない。
- 5 乙は、本件施設及び第18条により甲から提供を受けていた設備等を本件業務開始前の原状に復して甲に返還しなければならない（設備等の経年劣化は除く）。ただし、甲の承諾を受けた部分についてはこの限りではない。
- 6 乙は、本件業務の終了に際し、甲から貸与を受けた備品等がある場合には、当該備品等を甲に返還しなければならない。この場合において、当該備品等が乙の故意又は過失により滅失又は毀損した場合には、代品を納め、若しくは原状に回復して返還し、又は返還に変えてその損害を賠償しなければならない。
- 7 乙は、本件業務の終了に際し、第51条に規定する秘密情報を基に作成した書類がある場合には、第37条に定める引継資料を除き、当該書類を廃棄しなければならない。
- 8 第4項の定めにかかわらず、甲は、本件業務の終了に際し、本件施設に設置されている乙が所有する備品、情報システム、什器等を買い取ることができる。この場合の買取価格、条件については、甲と乙の協議により定める。

#### （委託期間終了時の業務の引継ぎ）

第37条 甲及び乙は、本契約終了後も本件業務が円滑かつ支障なく承継されるよう、合理的な引継期間を設けることとし、乙は、甲又は甲の指定する者に対して、当該引継期間内に、本件業務に関して必要な事項を説明し、かつ、引継資料（内容は甲乙協議により別途定める。）を提供するほか、必要な引継ぎを行わなければならない。

## 第7章 損害賠償等

### (遅延利息)

第38条 甲又は乙が本契約に基づいて履行すべき委託費その他の金銭の支払を遅延した場合、当該遅延した金額につき、履行すべき日（以下、本条において「履行期日」という。）の翌日（同日を含む。）から当該金銭債務の支払が完了した日（同日を含む。）までの期間の日数に応じ、甲については、政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率（昭和24年大蔵省告示第991号）に定める履行期日時点における率を乗じて計算した額の遅延利息を、乙については、[国の債権に関する遅延利息の率（昭和32年大蔵省告示第8号）に定める履行期日時点における率/年●%の率]を乗じて計算した額の遅延利息をそれぞれ相手方に支払わなければならない。これらの場合の遅延利息の計算方法は、年365日の日割計算とする。

2 前項の規定により計算した遅延利息の額が、100円未満であるときは、甲及び乙は、遅延利息を支払うことを要せず、その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

### (損害賠償)

第39条 本契約に別段の定めがある場合を除き、甲が本契約上の義務に違反した場合、乙は、甲に対し、当該違反により被った損害の賠償を請求することができる。

2 本契約に別段の定めがある場合を除き、乙が本契約上の義務に違反した場合は、甲は、乙に対し当該違反により被った損害の賠償を請求することができる。

## 第8章 法令変更

### (通知等)

第40条 甲又は乙は、法令変更により本契約上の義務の履行が不能となった場合には、速やかにその内容の詳細を本契約の相手方当事者に対して通知する。この場合、当該通知を行った者は、当該法令変更が発生した日以降、当該法令変更により履行不能となった義務について、本契約に基づく履行義務を免れる。ただし、当該通知を行った本契約の当事者は、当該法令変更により本契約の相手方当事者に発生する損失を最小限にするよう努めなければならない。

### (法令変更による増加費用の負担等)

第41条 甲及び乙は、本契約に別段の定めがある場合を除き、法令変更に対応するため速やかに本契約又は[仕様書/要求水準書]の変更等について協議しなければならない。

2 前項の協議にかかわらず、当該法令変更の公布日から●日以内に甲及び乙が合意に至らない場合、甲は当該法令変更に対する合理的な範囲の対応方法を乙に対して通知し、乙は、これに従い本件業務を継続するものとする。この場合において、本件業務につき乙に合理的な増加費用及び損害が発生した場合には、当該増加費用及び損害の負担は別紙7に従う。

3 法令変更により乙が本件業務の一部を履行できなかった場合、甲は、乙が当該業務を実施しなかったことにより免れた費用に相当する金額を委託費から減額することができるものとする。

## 第9章 不可抗力

### (通知等)

第42条 甲又は乙は、不可抗力により本契約上の義務の履行が不能となった場合には、速やかにその内容の詳細を本契約の相手方当事者に対して通知する。この場合、当該通知を行った者は、当該不可抗力が発生した日以降、当該不可抗力により履行不能となった義務について、本契約に基づく履行義務を免れる。ただし、当該通知を行った本契約の当事者は、当該不可抗力により本契約の相手方当事者に発生する損失を最小限にするよう努めなければならない。

### (不可抗力による損害額の負担等)

第43条 甲及び乙は、本契約に別段の定めがある場合を除き、不可抗力に対応するため速やかに本契約又は[仕様書/要求水準書]の変更等について協議しなければならない。

2 前項の協議にかかわらず、当該不可抗力が生じた日から●日以内に甲及び乙が合意に至らない場合、甲は当該不可抗力に対する合理的な範囲の対応方法を乙に対して通知し、乙は、これに従い本件業務を継続するものとする。この場合において、本件業務につき乙に合理的な増加費用及び損害が発生した場合には、当該増加費用及び損害の負担は別紙8に従う。

3 不可抗力により乙が本件業務の一部を履行できなかった場合、甲は、乙が当該業務を実施しなかったことにより免れた費用に相当する金額を委託費から減額することができるものとする。

### (不可抗力への対応)

\*44-1 Aの場合

第44条 不可抗力により本契約の一部若しくは全部が履行不能となった場合又は不可抗力により本件施設への重大な損害が発生した場合、乙は、当該不可抗力の影響を早期に除去すべく、業務計画書において規定されている対応手順に則り、早急に対応措置をとるものとする。

\*44-2 Bの場合

第44条 不可抗力により本契約の一部若しくは全部が履行不能となった場合、乙は、当該不可抗力の影響を早期に除去すべく、業務計画書において規定されている対応手順に則り、早急に対応措置をとるものとする。

## 第10章 著作権等

### (著作権の帰属)

第45条 甲が、本事業の入札手続において又は本契約に基づき、乙又は落札者に対して提供した情報、書類、図面等（甲が著作権を有しないものを除く。）の著作権は、甲に帰属する。

### (著作権の利用等)

第46条 甲は、本契約に基づき本件業務に関連して作成された書類（以下本条において「関連書類」という。）について、甲の裁量により利用する権利及び権限を有するものとし、その利用の権利及び権限は、本契約の終了後も存続するものとする。

2 関連書類のうち著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に定める著作物に該当するものに係る同法第2章及び第3章に規定する著作権者の権利（次条において「著作権者の権利」という。）の帰属は、同法の定めるところによる。

3 乙は、甲が関連書類を次の各号に掲げるところにより利用することができるようにしなければならない。自ら又は著作者（甲を除く。）をして、著作権法第19条第1項又は第20条第1項に定める権利を行使し、又はさせてはならない。

一 著作者名を表示することなく関連書類の全部若しくは一部を自ら公表し、若しくは広報に使用し、又は甲が認めた公的機関をして公表させ、若しくは広報に使用させること。

二 関連書類を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡すること。

三 本件業務の遂行のために必要な範囲で甲又は甲が委託する第三者をして関連書類について複製、頒布、展示、改変、翻案その他の修正し又は修正させること。

4 乙は、自ら又は著作者若しくは著作権者をして、次の各号に掲げる行為をし、又はさせてはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得た場合は、この限りではない。

一 関連書類の内容を公表すること。

二 本件施設等に乙の実名又は変名を表示すること。

三 関連書類を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡すること。

\*情報システムを作成納入する場合においては、甲がプログラム及びデータベースを無償で利用する権利（複製、翻案、第三者に対するプログラムの複製物の利用等）は、本件業務のために利用する限りにおいて定めることとする。契約終了後において、甲又は甲の指定する者が本

件業務を遂行するために必要となる電子データは、引継資料として別途明記する。

\*統計調査関連業務においては、調査結果としての成果物が著作物に該当するか否かの観点から、甲への著作権の譲渡を検討する必要がある。

#### (著作権の譲渡禁止)

第47条 乙は、自ら又は著作者をして、関連書類に係る著作者の権利を第三者に譲渡し、若しくは継承し、又は譲渡させ、若しくは継承させてはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

#### (第三者の知的財産権等の侵害)

第48条 乙は、本契約の履行に当たり、第三者の有する特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権及びその他の知的財産権（以下「知的財産権等」という。）を侵害しないこと並びに乙が甲に対して提供する関連書類の利用が第三者の有する知的財産権等を侵害していないことを甲に対して保証する。

2 乙が本契約の履行に当たり第三者の有する知的財産権等を侵害し、又は乙が甲に対して提供するいずれかの関連書類の利用が第三者の有する知的財産権等を侵害する場合には、乙は、当該侵害に起因して甲に直接又は間接に生じたすべての損失、損害及び費用につき、甲に対して補償及び賠償し、又は甲が指示する必要な措置を行う。ただし、乙の当該侵害が、甲の指定する業務方法等を使用したことに起因する場合には、この限りではない。

### 第11章 その他

#### (公租公課の負担)

第49条 本契約に基づく業務の遂行に関する租税は、すべて乙の負担とする。

#### (契約上の地位の譲渡)

第50条 乙は、甲の承諾を得ない限り、本契約又は本事業に関して甲との間で締結したその他の契約に基づく契約上の地位又は債権を第三者に譲渡し、又は継承させ、若しくは担保の目的に供する等の一切の処分を行ってはならない。

#### (秘密保持・個人情報保護)

第51条 甲及び乙は、相手方当事者の承諾を得た場合を除き、互いに本件業務に関して知り得た秘密の情報（以下「秘密情報」という。）の内容を自己の役員、従業員又は代理人及びコンサルタント（以下、本条において「役員等」という。）以外の第三者に漏らし、及び本契約の履行以外の目的以外に使用してはならず、並びに役員等に守秘義務を遵守させるものとする。ただし、以下の各号に該当する情報は、秘密情報に含まれないものとする。

- 一 本件業務に関して知る前に既に自ら保有していたもの
- 二 本件業務に関して知る前に公知であったもの
- 三 本件業務に関して知った後自らの責めによらないで公知となったもの
- 四 本件業務に関して知った後第三者から正当に入手したもの

2 乙は、乙の役員等が、前項の秘密を漏洩しないよう、適切な措置を講じるものとする。

3 乙は、本件業務を実施するための個人情報の取り扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）〔、条例名〕及び別紙9に規定された事項を遵守しなければならない。

#### (保険の付保)

第52条 乙は、委託期間開始日から委託期間終了日まで、自己の責任及び費用において、別紙10に定める保険に加入するものとする。

2 乙は、前項の規定により保険契約を締結したときは、保険契約締結後速やかにその保険証券の写しを甲に提出しなければならない。

### (みなし公務員)

第53条 本件業務に従事する者は、法第25条第2項に基づき、刑法（明治40年法律第45号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなされる。

\*本条は、地方公共団体の事業の場合は特定公共サービスに該当する事業が対象となる。

### (見学者対応等) A

第54条 乙は、委託期間中に見学者が訪れたときは、甲の合理的な要請に従い、見学者の見学に協力するものとする。

### (通知・請求等の様式その他)

第55条 本契約に定める請求、勧告、報告、通知、承諾及び解除（以下「通知等」という。）は、相手方に対する書面をもって行われなければならない。[\*グループ（共同企業体）を組成する場合][甲は、本契約に基づく又は本契約に関連したすべての通知等を乙の代表者たる●●●●[\*グループ（共同企業体）の代表企業]に対して行うものとし、甲が当該代表者に対して行ったすべての通知等は、乙のすべての構成員に対して行ったものとみなすものとする。また、乙は、甲に対して行う本契約に基づくすべての通知等を当該代表者を通じて行わなければならない。甲の乙に対する全ての支払は、乙の指定する乙名義の銀行口座を通じて行うものとする。ただし、いずれの場合も、甲乙間で別途合意した場合はこの限りではない。]なお、甲及び乙は、当該通知等のあて先をそれぞれ相手方に対して別途通知するものとする。

2 本契約の履行に関して甲と乙の間で用いる言語は、日本語とする。

3 本契約に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。

4 本契約の履行に関して甲と乙の間で用いる計算単位は、本契約、[仕様書/要求水準書]、入札説明書等、提案書類、業務計画書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるところによるものとする。

5 本契約の履行に関する期間の定めについては、本契約、[仕様書/要求水準書]、入札説明書等又は提案書類又は業務計画書に特別の定めがある場合を除き、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。

6 本契約は、日本国の法令に準拠し、日本国の法令に従って解釈するものとする。

### (裁判管轄)

第56条 本契約に関する紛争又は訴訟については、●●地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

### (疑義に関する協議)

第57条 本契約は、実施要項及び乙が提出し甲が了承した提案書類に基づくものであり、この範囲内において、本契約に定めのない事項について定める必要が生じた場合又は本契約の解釈に関して疑義が生じた場合には、その都度、甲及び乙が誠実に協議の上、これを定める。

2 本件業務遂行上、本契約の範囲外の事項について定める必要が生じた場合には、甲及び乙との間で、これらに関する契約を取り交わすことを妨げない。

## 別紙1 用語の定義

- 1 「業務計画書等」とは、業務計画書、年度業務計画書及び乙の業務遂行の方法に関する業務マニュアルその他乙が本件業務の遂行のために作成し甲に提出する資料をいう。
- 2 「業務要求水準」とは、甲が本事業の実施に当たり、要求水準書に基づき乙に履行を求めるサービスの水準をいう。
- 3 「要求水準書」とは、入札説明書に添付された「●●業務 業務要求水準書」（その後の追加及び変更を含む。）及びそれに係る質問回答書をいう。
- 4 「不可抗力」とは、甲及び乙のいずれの責めにも帰すことのできない事由を意味し、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地滑り、落盤、騒乱、暴動、第三者の行為その他自然的又は人為的な現象のうち通常予見不可能なものをいう。ただし、法令変更は「不可抗力」に含まれないものとする。
- 5 「暴力団員等」とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号、その後の改正を含む。）第2条で定義される暴力団、指定暴力団、指定暴力団連合、暴力団員又は暴力団員でなくなってから5年を経過しない者をいう。
- 6 「法令」とは、法律・命令・条例・政令・省令・規則、若しくは行政処分・通達・行政指導・ガイドライン、又は裁判所の判決・決定・命令・仲裁判断、若しくはその他公的機関の定める一切の規定・判断・措置を指すものとする。
- 7 「法令変更」とは、法令の制定及び改廃をいう。
- 8 「本契約」とは、平成●年●月●日付「●●●●業務委託契約書」をいう。
- 9 「本件業務対象資産」とは、要求水準書に従って、乙が本件施設に整備する設備、什器・備品等であって、委託期間中、乙が所有し使用权を有する資産をいう。
- 10 . . . .



別紙2 業務概要書

1 [業務種別]

(1) ●●●●業務

(2) ●●●●業務

(3) ●●●●業務

2 [業務種別]

(1) ●●●●業務

(2) ●●●●業務

(3) ●●●●業務

### 別紙3 モニタリングの実施と委託費の減額

\*モニタリングの実施方法と、その結果に基づく、委託費の減額の仕組みについて記載する。

- ・甲が行うモニタリング
- ・乙が行うモニタリング（以下「自己モニタリング」という。）
- ・ペナルティーポイントによる減額、要求水準未達の事案発生時での減額

\*モニタリングと委託費の減額の仕組みは、個別案件の性質に合わせて、採用の是非を検討する。採用する場合は、民間事業者への過大なリスク負担とならないよう、ペナルティーポイント等の減額割合の設定においては慎重な検討が必要である。

\*以下、記載例

#### 1. モニタリングの実施

甲は、本事業の各段階における乙の業務実施状況についてモニタリングを行い、乙が本契約書、業務要求水準書、提案書及び各種計画書等に定められた業務を確実に遂行しているか確認を行う。乙は、甲が行うモニタリングに協力を行うこと。

また、乙は、自らの提案に基づき、自己モニタリングを行う。

##### (1) 甲が行うモニタリング

###### ア 定期モニタリング

甲は、乙から提出される業務月報及び業務年報により、業務計画書の内容に基づいて業務が実施されていることを定期的に確認する。

###### イ 随時モニタリング

甲は、随時、立ち入り検査を行い、乙から提出された業務月報及び業務年報の記載内容、契約の履行状況について確認する。

###### ウ 利用者アンケート等

甲は、自らの費用負担において、利用者等に対してアンケート、ヒアリングを必要に応じて行うことができる。その結果、業務報告書等の記載内容に疑義が生じた場合には、乙と協議する。

##### (2) 乙が行う自己モニタリング

【提案に基づき、実施時期、実施内容等を記載する。】

##### (3) モニタリング実施計画書の作成

甲及び乙は、本契約締結後、(1)(2)に定めるモニタリングの時期、内容、手続き、様式を含むモニタリング実施計画書（乙が作成するものは「自己モニタリング実施計画書」と称する。以下同じ。）を作成する。

乙は、自己モニタリング実施計画書を作成し、甲の確認を得ること。提出・確認の期限は、原則、次のとおりとする。

種類	提出・確認の期限
自己モニタリング実施計画書	契約締結後●ヶ月以内

##### (4) モニタリングの費用負担

甲及び乙は、それぞれ、上記で定めた自己が行うモニタリングに関する費用については、原則

として自己にて負担するものとする。

## 2 注意又は是正勧告

甲が乙に委託費を支払うに当たっては、乙が行う業務に対する要求水準の達成レベルについて、前述した方法でモニタリングを行う。

甲は、乙が行う業務が要求水準に達していない（要求水準未達）と判断した場合には、乙に対して注意又は是正勧告を行う。

### （1） 要求水準未達の定義

乙が行う業務において、要求水準未達の場合とは、次に示す①重大な事象又は②重大な事象以外の事象が生じている場合をいう。

#### ア 重大な事象

重大な事象とは、乙が行う業務の不備に起因して、甲が実施する行為に重大な影響を及ぼすなど、●●施設の重要な機能を損なう事態が発生しているか否かにより判断する。重大な事象の例は次のとおり。

- ・ 安全措置の不備による人身への危害のおそれがある事態の発生
- ・ 整備不良による漏水

（それぞれの事象の回復時間は甲乙協議のうえ、決定する。）

#### イ 重大な事象以外の事象

重大な事象以外の事象とは、甲が実施する行為に支障があるか否か、要求水準書どおりの性能が発揮されているか否か等により判断する。重大な事象以外の事象の例は次のとおり。

- ・ 業務報告の不備
- ・ 業務の怠慢
- ・ 利用者等への対応の不備
- ・ 職員等への連絡の不備 等

### （2） 要求水準未達の場合の措置

乙が行う業務において要求水準未達の場合の措置は、次のとおりとする。

#### ア 注意

甲は、モニタリングの結果、重大な事象以外の事象が発生していると判断した場合には、乙に対して書面により注意を行うことができるものとする。

#### イ 是正勧告

甲は、モニタリングの結果、重大な事象が発生していると判断した場合には、乙に対して書面により是正勧告を行うことができるものとする。

## 3. 委託費の減額等について

\*モニタリングの結果に基づき、委託費を減額する仕組みについて記載する。

\*下記事例は、施設管理の事業において、ペナルティーポイントに基づき、減額を行う仕組みである。

### (1) 基本的な考え方

甲が乙に対して注意又は是正勧告を行った場合は、必要に応じて委託費の減額を行うものとする。

### (2) モニタリングにより減額の対象となる委託費

\*帰責事由となった委託費だけを減額する方法

モニタリングにより減額の対象となる委託費は、次のとおりとする。

- ・ 委託費 1 (●●業務費関連)
- ・ 委託費 2 (●●業務費関連)

なお、以下の委託費については、モニタリングによる減額を行わない。

- ・ 委託費 3 (●●業務費関連)

\*全ての委託費を一体的に減額する方法

モニタリングにより減額の対象となる委託費は、すべての委託費とする。

### (3) 委託費の減額等の手続き

#### ア 減額ポイントの発生

甲が乙に対して注意又は是正勧告を行った場合、次の基準により減額ポイントが発生させ、乙に対して書面により通知する。

なお、減額ポイントが発生させる原因となる事象が数日間続いた場合、1日ごとに次の基準による減額ポイントが発生させる。

減額ポイントは、甲乙※での協議を経て、毎月の●日頃までに乙に通知されるものとし、原則、当該四半期の減額ポイントの累積によって、支払われる委託費に反映される。

なお、減額ポイントは翌四半期には持ち越さない。

(※甲乙が参加するモニタリング委員会とすることも考えられる。)

表 減額ポイント

減額ポイントが発生する場合	減額ポイント
重大な事象以外の事象により注意を行った場合	対象となる委託費ごとに1ポイント
重大な事象により是正勧告を行い、回復時間内に当該事象が解消されたことを乙が報告して甲が承諾した場合	対象となる委託費ごとに5ポイント
重大な事象により是正勧告を行い、回復時間内に当該事象が解消されなかった場合	対象となる委託費ごとに10ポイント
同一の事象により繰り返し注意を行った場合	対象となる委託費ごとに10ポイント
利用者の身体生命に影響する重大な事象が発生した場合	対象となる委託費ごとに20ポイント

#### イ 委託費の減額

委託費の支払いに際しては、注意又は是正勧告を行った日の属する四半期に発生した減額ポイントの合計を計算し、次の表に従って委託費の減額割合を定める。甲は、当期において減額の必要がある場合はその旨を乙に通知し、当期の最終月の委託費から減額を行うものとする。減額が当期の最終月の委託費を超える場合は、次回の委託費からも減額を行うものとする。

当期において、減額ポイントの算定が諸般の事情により算定が困難の場合は、次回の委託費の支払いで調整することが可能とする。

表 委託費 1、2 の減額

委託費ごとの 当期の減額ポイントの合計	委託費の減額割合
10未満	0.0%(減額なし)
10以上15未満	1ポイントにつき●%減額(●%～●%の減額)
15以上20未満	1ポイントにつき●%減額(●%～●%の減額)
20以上25未満	1ポイントにつき●%減額(●%～●%の減額)
25以上	1ポイントにつき●%減額(●%～の減額) ただし、最大●%までの減額とする。

#### ウ 業務受託者（再委託先）の変更

同一業務の受託者に関係する事象により2期連続して減額措置を経た後、さらに減額ポイントの発生があった場合には、甲は、乙と協議のうえ、当該業務受託者を変更させることができるものとする。なお、変更に伴い増加費用が生じても、甲は負担しないものとする。また、乙が委託費の支払対象期間の途中で業務を行う者を変更しても、当期の減額ポイントは消滅しない。

#### エ 契約の解除又は一部の解除

同一の委託費において3期連続して減額措置が行われた場合には、甲は、6箇月以内（休日を含む。）に本契約を解除又は本契約の一部を解除することができるものとする。その場合には、当該年度に支払うことを予定している委託費について、履行状況に関して乙と協議のうえ、甲は減額若しくは支払わないことができる。

#### (4) 免責等

2（1）に規定する重大な事象以外の事象が生じている状態又は重大な事象が生じている状態と認められたとしても、次に該当する場合には、甲は（3）の措置を講じない。

- ①不可抗力の場合
- ②明らかに乙の責めに帰さない事由によってそれらの状態が生じた場合
- ③事前に甲に連絡があり、甲が認めた場合（例：修繕のため部屋が使えない状態等）

#### (5) ボーナスポイント

甲が行うモニタリングの結果、乙の業務が要求水準を大きく上回ると評価された場合には、減額ポイントと相殺できるボーナスポイントを付与する。甲がボーナスポイントを付与する基準は以下のとおりとする。

基準	ボーナスポイント
要求水準で示した指標〇〇が●%以上上回った場合	●ポイント
.....	●ポイント
.....	.....

ボーナスポイントは、四半期単位で算定し、その有効期間は算定当該期から契約終了日までとする。

\* 下記は、要求水準未達の事案発生の度に減額を行う仕組みである。前述したペナルティーポイントに基づく減額の仕組みの「(3) 委託費の減額等の手続き」が下記のような記載内容に変更となる。

\* 重大な事象、重大な事象以外の事象の具体的な事例は、前述したペナルティーポイントに基づく減額の仕組みで例示されたもののうち、より重要視すべき事案が想定される。

### (3) 委託費の減額等の手続き

#### ア 委託費の減額

乙の責めに帰すべき事由により、要求水準未達と判断される場合において、次の事象が発生した時は、必要に応じて委託費の減額を行うものとする。原則として、対象事案が発生した支払対象期間の委託費から減額する。

事象のレベル	具体的な事象	減額の算定方法
重大な事象	火災の発生	●%×対象となる委託費
	個人情報の漏洩（悪意又は重大な過失によるものに限る）	●%×対象となる委託費
	.....	●%×対象となる委託費
重大な事象以外の事業	甲への報告義務違反（悪意又は重大な過失により、減額の対象となる事実を報告しなかったものに限る）	●%×対象となる委託費
	.....	●%×対象となる委託費

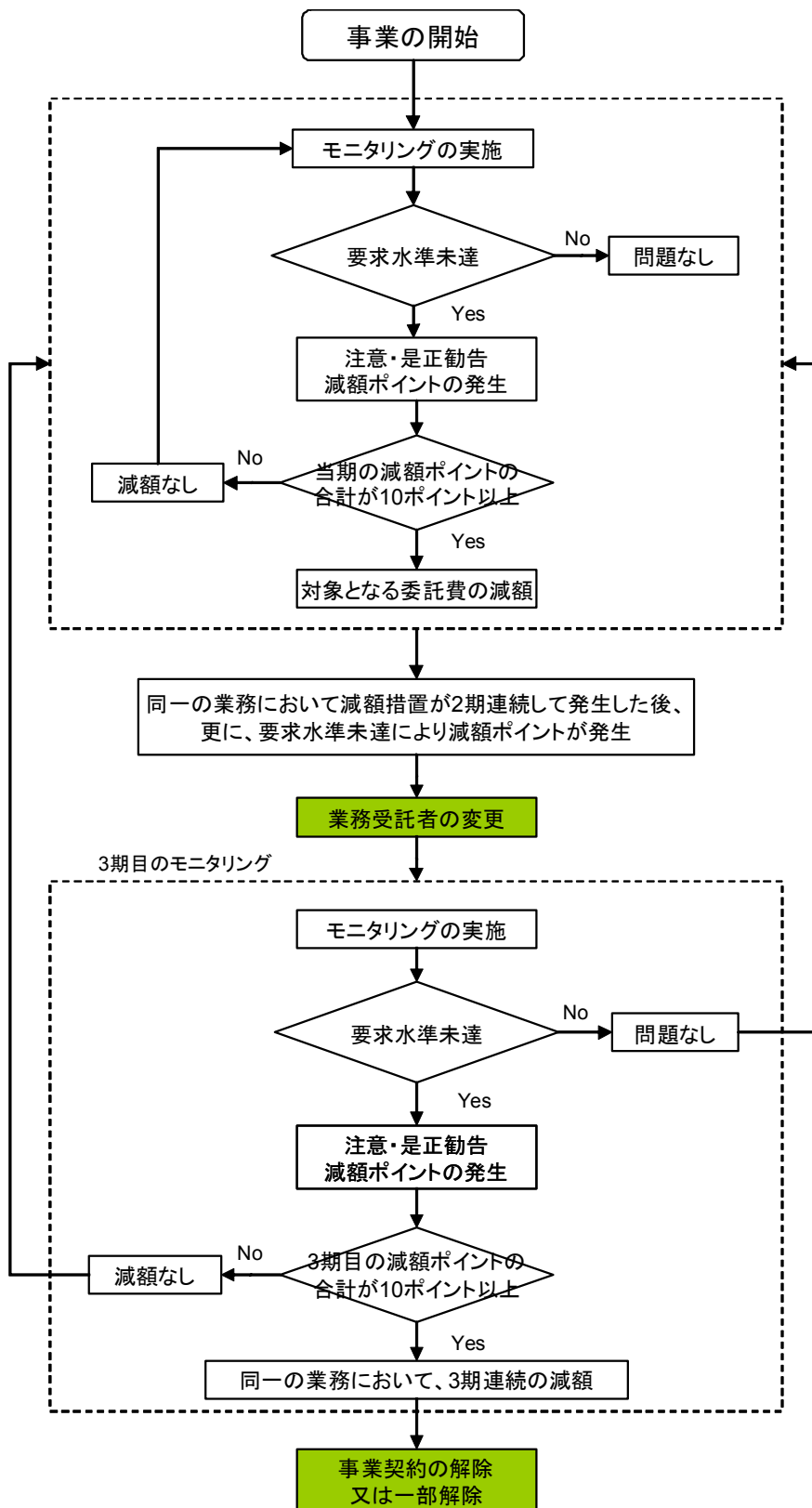
#### イ 業務受託者（再委託先）の変更

同一業務の受託者に係る事象により2期連続して減額措置を経た場合には、甲は、乙と協議のうえ、当該業務受託者（協力企業）を変更させることができるものとする。なお、変更に伴い増加費用が生じても、甲は負担しないものとする。

#### ウ 契約の解除又は一部の解除

同一の委託費において3期連続して減額措置が行われた場合には、甲は、6箇月以内（休日を含む。）に本契約を解除又は本契約の一部を解除することができるものとする。その場合には、当該年度に支払うことを予定している委託費について、履行状況に関して乙と協議のうえ、甲は減額若しくは支払わないことができる。

(参考) モニタリング及び委託費の減額等の流れ (ペナルティーポイントによる減額)



## 別紙4 委託費の支払方法

\* 委託費の支払の仕組みについて記載する。

- ・ 支払方法（変動費の場合は、計算式）
- ・ 支払スケジュール
- ・ 具体的な金額
- ・ 支払手続き（請求書やモニタリングの関係）
- ・ インセンティブに関する支払いの仕組み

\* 以下、記載事例（委託費1、2は毎月支払い、委託費3は年度支払い）

### (1) 委託費1（固定的な業務費関連）

支払方法

甲は、毎月末に、契約期間中の当該業務に係る対価として乙が提案した金額の次に相当する金額を乙に支払う。

- ・ ●●●業務：提案した金額の●分の1

支払スケジュール

甲は、委託期間中の各年度につき12回（毎月）、全●回に分けて乙に支払う。

支払手続

① 甲は、乙の報告に基づき、毎月末締めで当該請求対象月の委託費の金額を算定し、その結果を乙が業務月報を提出した日から7日以内に乙へ通知する。

なお、乙に通知する金額は、別紙●に示す「モニタリングの実施と委託費の減額」又は別紙●に示す「委託費の改定」がある場合、これらの減額措置又は変更を反映した金額とする。

② 乙は、甲による委託費の金額の通知後、速やかに甲に対して請求書を提出する。

③ 甲は、乙からの請求書を受領してから30日以内に、乙が指定する金融機関の口座に委託費の請求金額を入金する。

### (2) 委託費2（実需要数によって変動する業務費関連）

支払方法

委託費2の算定式は、次のとおりとする。

- ・ 委託費2 =  $\Sigma$ （設定単価 × 実需要数）

ただし、実需要数は、基準数量の70%を下限とする。

（\* 予算上の制約がある場合等は、上限値を設定する。）

設定単価、実需要数及び基準数量は、次のとおりとする。

	設定単価※	実需要	基準数量
●●業務	●●	利用者数	●●

※1：乙の提案をもとに設定する。

※2：入札価格は「 $\Sigma$ （設定単価 × 基準数量）」とする。

支払スケジュール

甲は、委託期間中の各年度につき12回（毎月）、全●回に分けて乙に支払う。

支払手続

① 甲は、乙の報告に基づき、毎月末締めで当該請求対象月の実需要数を確認して委託費の金額を算定し、その結果を乙が業務月報を提出した日から7日以内に乙へ通知する。



なお、乙に通知する金額は、別紙●に示す「モニタリングの実施と委託費の減額」又は別紙●に示す「委託費の改定」がある場合、これらの減額措置又は変更を反映した金額とする。

- ② 乙は、甲による委託費の金額の通知後、速やかに甲に対して請求書を提出する。
- ③ 甲は、乙からの請求書を受領してから 30 日以内に、乙が指定する金融機関の口座に委託費の請求金額を入金する。

(3) 委託費 3 (インセンティブを踏まえた業務費関連)

支払い方法

○○の実績数が基準数量を上回る場合は、次のとおり委託費を年度単位で支払う。

条件	委託費
① 5%～10%アップした場合	$A \times \bullet\%$
② 11%～20%アップした場合	$A \times \bullet\%$
③ 21%～30%アップした場合	$A \times \bullet\%$
④ 31%～40%アップした場合	$A \times \bullet\%$
⑤ 41%以上	$A \times \bullet\%$

$A = (\text{入札予定価格} - \text{契約金額}) \div \text{委託期間の年数}$

基準数量：●●●

支払スケジュール

甲は、委託期間中の各年度につき 1 回、全●回に分けて乙に支払う。

支払手続

- ① 甲は、乙の報告に基づき、毎年度末締めで当該請求年度の委託費の金額を算定し、乙へ通知する。
- ② 乙は、甲による委託費の金額の通知後、速やかに甲に対して請求書を提出する。
- ③ 甲は、乙からの請求書を受領してから 30 日以内に、乙が指定する金融機関の口座に委託費の請求金額を入金する。

別紙5 委託費の改定

\*物価変動による委託費の改定について記載する。

\*以下、記載例

(1) 改定に使用する指標

委託期間中の物価変動に伴い、次の委託費について、年1回改定する。委託費の改定に当たっては、改定対象となる委託費ごとに次の指標を使用することとする。

分類	支払対象となる業務	改定に使用する指標
委託費 1	●●●業務	「毎月勤労統計調査」 ・賃金指数（事業所規模 5 人以上/調査産業計/き まって支給する給与） （厚生労働省）
委託費 2	●●●業務	「消費者物価指数」 ・中分類指数/全国、●●● （総務省統計局）
.....	.....	.....

(2) 基準となる指標

入札時の費用の積算となる指標は入札日以前の直近の指標とする。

(3) 平成N年度の委託費の改定方法

平成N年度の委託費は、平成X年6月(前回改定時)の指標と平成(N-1)年6月の指標とを比較して3.0%以上の変動があった場合、平成(N-1)年度のサービス対価に、平成X年6月の指標と平成(N-1)年6月の指標に基づいて設定した改定率(小数点以下第四位未満は切り捨てる。)を乗じて改定する。

平成 N 年度の委託費の改定方法	
$P_n = P_{(n-1)} \times \text{改定率}_n$	
$P_n$	: 平成 N 年度の委託費
$P_{(n-1)}$	: 平成(N-1)年度の委託費
改定率 <sub>n</sub>	: 平成 N 年度の改定率 = 平成(N-1)年 6 月の指標 / 平成 X 年 6 月(前回改定時)の指標
ただし、「 $0.97 < \text{改定率}_n < 1.03$ 」の場合、平成N年度の委託費は改定しない。	
なお、Xは初めての改定の場合は、平成●年とする。	

## 別紙6 要求水準書等の変更

\* 要求水準書等の変更の手続きの一事例を示す。

\* 下記の規定は、内閣府「PFI標準契約1(案)」第13条、第14条をもとに、本契約の他の条文を考慮して作成した。

### I 甲からの要望による要求水準等の変更

1 甲は、必要があると認めるときは、[仕様書／要求水準書] その他甲の作成した資料（以下、「要求水準書等」という。）の変更案の内容及び変更の理由を乙に通知して、要求水準書等の変更の協議を請求することができる。

2 乙は、前項の通知を受けたときは、●日以内に、甲に対して次に掲げる事項を通知し、甲と協議を行わなければならない。

- 一 要求水準書等の変更に対する意見
- 二 要求水準書等の変更に伴う事業日程の変更の有無
- 三 要求水準書等の変更に伴う委託費の変更の有無

3 第一項の通知の日から●日を経過しても前項の協議が整わない場合において、甲は、必要があると認めるときは、要求水準書等、事業日程又は委託費を変更し、乙に通知することができる。この場合において、乙に増加費用又は損害が発生したときは、甲は必要な費用を負担しなければならない。ただし、乙が増加費用又は損害の発生を防止する努力を怠った場合においては、この限りでない。

4 要求水準書等の変更が行われた場合において、甲は、必要があると認めるときは、理由を示して業務計画書（年度業務計画書を含む）の変更を求める旨を乙に通知することができる。

### II 乙からの要望による要求水準等の変更

1 乙は、必要があると認めるときは、次に掲げる事項を甲に通知して、要求水準書等の変更の協議を請求することができる。

- 一 要求水準書等の変更の内容
- 二 要求水準書等の変更の理由
- 三 乙が求める要求水準書等の変更に伴う事業日程の変更の有無
- 四 乙が求める要求水準書等の変更に伴う委託費の変更の有無
- 五 乙が求める要求水準書等の変更に伴い業務計画書（年度業務計画書を含む）の変更が必要となる場合にあつては、当該変更内容の概要

2 甲は、前項の通知を受けたときは、●日以内に、乙に対して要求水準書等の変更に対する意見を通知し、乙と協議を行わなければならない。

3 第一項の通知の日から●日を経過しても前項の協議が整わない場合には、甲は、要求水準書等、事業日程又は委託費の変更について定め、乙に通知する。

4 要求水準書等の変更が行われた場合において、甲は、必要があると認めるときは、理由を示して業務計画書（年度業務計画書を含む）の変更を求める旨を乙に通知することができる。

## 別紙7 法令変更による増加費用及び損害の負担

### 1 法令変更

法令変更による追加的費用の負担割合は、下表のとおりとする。

法令変更の種類	甲負担割合	乙負担割合
本事業に直接関わる法令変更の場合	100%	0%
上記以外の法令変更の場合	0%	100%

「本事業に直接関係する法令」とは、●●法、●●●法等、特に本事業及び本事業と類似のサービスを提供する施設の維持管理及び運営その他に関する事項を、直接的に規定することを目的とした法令を意味するものとする。

### 2 税制に関する法令変更

上記1の規定に関わらず、税制に関する法令変更に伴う、税率・税額の変更による追加的費用の負担割合は、下表のとおりとする。

法令変更の種類	甲負担割合	乙負担割合
乙の利益に関して課せられる税に関する税制度の新設、変更、廃止等	0%	100%
上記以外の税制度（消費税及び地方消費税を含む。）の新設、変更、廃止等	100%	0%

## 別紙8 不可抗力による増加費用及び損害の負担

### \* 不可抗力発生時には甲の負担とする場合

委託期間中、不可抗力事由の発生に起因して乙に生じた追加的費用は甲が負担する。

### \* 不可抗力発生時に一部乙に費用負担させる場合

委託期間中、不可抗力事由の発生に起因して乙に追加的費用が生じた場合は、一事業年度中の累計で当該年間の委託費（第●条による物価変動に伴う改定を考慮し、かつ、第●条による減額を考慮した金額とする。）の1%に至るまでは乙が負担するものとし、これを超える額については甲が負担する。ただし、不可抗力事由の発生により生じた追加的費用に対して保険金が支払われる場合は、当該保険金額相当分額は追加的費用の金額から控除するものとする。

なお、同期間中、不可抗力事由の発生に起因して甲に追加的費用が生じた場合は、甲は乙に対して一切の費用負担を請求できないものとする。

乙は、不可抗力の事由の発生に伴い追加的費用が生じるときでも、善良なる管理者の注意義務をもって、追加的費用が最小となるよう努めなければならない。

## 別紙9 個人情報取扱規則（案）

\*発注者がすでに定めている規則があればそれに基づいた記載とする。

### （基本事項）

第1 乙は、本件業務を遂行するに当たって個人情報を取り扱う際には、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することがないようにしなければならない。

### （秘密の保持）

第2 乙は、本件業務を遂行するに当たって知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

2 乙は、その使用する者が在職中及び退職後においても、本件業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しないように必要な措置を講じなければならない。

3 前2項の規定は、本契約が終了した後においても同様とする。

### （取得の制限）

第3 乙は、本件業務を遂行するために、個人情報を取得するときは、本件業務の遂行のために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

### （適正な管理）

第4 乙は、本件業務の遂行のために必要な範囲内において、個人情報を正確かつ最新の内容に保つよう努めなければならない。

2 乙は、個人情報の漏えい、滅失又は改ざんの防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

3 乙は、保有する必要がなくなった個人情報を確実かつ速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。

### （個人情報取扱事務の委託）

第5 乙は、甲の承諾がある場合を除き、個人情報の取扱いを伴う事務の全部又は一部の処理を委託してはならない。

2 乙は、甲の承諾があり個人情報の取扱いを伴う事務の全部又は一部の処理を委託する場合は、委託先において個人情報が保護されるために必要な措置を講ずるものとする。

### （個人情報の開示等）

第6 乙は、本人から個人情報の開示、訂正及び利用停止等を求めることができる制度を設けるものとする。

2 乙は、前項の規定に基づき本人から個人情報の開示、訂正及び利用停止等を求めることができる制度を設けたときは、その運営について甲と協議するものとする。

### （苦情の処理）

第7 乙は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

2 乙は、前項の目的を達成するために必要な体制の整備に努めなければならない。

### （事故発生時における報告）

第8 乙は、本注意事項に違反する事故が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告しなければならない。

### （実地調査等）

第9 乙は、甲が個人情報の保護のために実地調査をする必要があると認めたときは、これを拒

否してはならない。また、甲が個人情報の保護について報告を求めるときは、これに応じなければならない。

(個人情報の引渡し)

第10 乙は、本契約が終了したときは、速やかに個人情報を、甲又は甲が指定する者に引き渡さなければならない。

(個人情報保護に関する規程の公表) A、B-1

第11 乙は、本規則に則り個人情報の保護に関する規程を設けたときは、本件施設において一般に供覧しなければならない。

## 別紙 10 保険

### 1 第三者賠償責任保険

保険内容：

担保範囲：

保険期間：

保険契約者：

被保険者：

保険金額：

### 2 ○○○保険：

【事業者提案を記載する。】



## 別添資料2 市場化テスト参考契約書(案)の主要条項の解説

---



# ■市場化テスト参考契約書（案）の主要条項の解説

## 1. 第1章 総則

本章では、契約目的、契約書に用いる用語の定義、事業の概要、事業全体にかかる事項について規定する。これらは、事業の実施において常に念頭に置くようにし、また、何か問題等が発生した場合にはまずここに立ち返るものとする。

### （1）第4条 関係者協議会等

事業を円滑に進め、官民の紛争を予防し、また解決することを目的として、甲乙が正式に協議することのできる会議体を設置する規定である。問題発生時の協議において、協議が長引いたり、官が要望を一方的に民に押しつけることのないよう、会議体の運営に関する設置要項を、別途、甲乙で合意しておくことが必要である。

### （2）第7条 優先関係

入札公告は、実施要項の他、複数の書類により構成される可能性があるため、仮に関係書類に矛盾があった場合を想定し、優先関係を定めるものである。また、提案書において、発注者が示した要求水準を上回る提案が合った場合、総合評価一般競争入札で選定した場合には加点対象になっており、その提案事項の確実な履行を求めるために、要求水準を上回る部分は、提案書が優先されることを規定している。

### （3）第9条 構成員の責任

乙がグループ（共同企業体）を組成して、甲と連名での契約者となる場合に設ける規定である。乙としての責任が曖昧にならないように、連帯して、契約上の義務を履行することを求めるものである。

### （4）第10条 契約保証金

法令等に基づき、契約保証金が必要となるが、免除できる条件を規定するものである。契約保証金を設定することにより、当該コストが入札価格に反映されることにもなるため、契約保証金を免除する事例も多いと考えられる。

## 2. 第2章 業務の実施

本章では、実際に業務を実施する段階として、委託期間、業務計画書等の提出、業務の実施、設備等の使用、損害発生時の対応について規定する。

#### (1) 第 11 条 委託期間

業務を実施する期間を示すものであり、原則的には、契約期間となる。ただし、後述する準備期間を別途設ける場合は、契約期間が委託期間よりも長くなる。

#### (2) 第 12 条 準備行為等

事業者が業務を行うにあたっては、特に施設管理に関する事業では、運営維持管理開始日以前から、施設の事前視察や甲との情報交換などの協議が発生している。この間の協議でも、守秘性の高い情報をやりとりすることもあり、原則的には、契約締結後に行うべきものと考えられる。

契約締結前に準備行為を行う場合は、落札者決定後に、甲乙で秘密保持契約等を別途取り交わすなどの運用が望ましい。この場合においては、本条は不要となる。

#### (3) 第 13 条 業務計画書等の作成・提出

乙が業務を実施するにあたって、具体的な方法や人員体制、スケジュール等を記した計画書を作成し、提出させる。提案書だけでは、業務遂行の内容把握に限界があるためである。

#### (4) 第 16 条 業務責任者等の通知

業務実施計画書に記載する人員体制での統括責任者を甲に通知する規定である。変更する場合も同様である。

甲との直接のやりとりをする統括責任者は重要な人物であり、指示系統を明確化することで、偽装請負等の問題でしばしば指摘される、現場での個々の指示が発生しない運用を担保することにもなる。

#### (5) 第 17 条 業務に係る第三者の使用

主要な業務に関しては提案書提出時に委託先を明示するのが原則であるが、必ずしもその時点で全ての業務の委託先を記述することができない場合も想定される。従って、主要な業務以外の委託先については、その都度乙が申請するという形を取ることが便宜上好ましい。規定では、甲の承認を得ることが前提となっているが、乙の申請に合理性が認められれば特に承諾を拒否する理由はないと考えられる。

再委託先を利用する場合は、再委託先での過失は乙の過失となる。なお、事業においては、個人情報等を再委託先が扱うことも想定されるため、再委託先からも誓約書を提出させるなど、乙の責任で再委託先にも乙と同様の義務を負うことを明記している。

#### (6) 第 18 条 設備等の使用

乙が使用できる設備や備品を明確にする。このため、甲は、予め乙に貸与する設備や備品等の在庫や管理状況を確認し、それらを資料の形に整理しておく必要がある。実施要項（別添の要求水準書、仕様書等含む）の別途の書類により定めることも想定される。

#### (7) 第 19 条 緊急時の対応

災害時等の緊急事態が発生した場合の基本的な対応を規定したものである。実施要項（別添の要求水準書、仕様書等含む）に詳細が規定されている場合は、必ずしも契約書の条文としては必要ではない。

#### (8) 第 21 条 第三者に発生した損害等

業務の実施に伴い、第三者に損害を与えた場合、乙が損害を当該第三者に対して賠償する旨が規定される。ただし、すべての責任を事業者に負わせることは適切ではないので、乙の免責事項を規定しておく必要があるというのが第 1 項の趣旨である。

一方、乙の帰責事由によって第三者に損害が発生した場合でも、直接的には国家賠償法に基づいて甲が訴訟を受けることが想定される。その結果として甲が賠償義務を負った場合は、甲が乙に対して当該賠償額を求償することとなる。そのことを定めたのが第 2 項である。

性能発注方式の場合では、業務の実施方法が乙の裁量に任せられる。そのため、業務の実施方法に起因するような、善管注意義務を怠ることがなければ通常避けることのできない理由による損害も乙負担とする考え方があるが、案件の特性により適切に検討する（PFI の事例では、維持管理・運營業務の実施に伴い通常避けることのできない騒音等の理由による損害を民間事業者の負担とする事例がある。）。

### 3. 第 3 章 業務の確認

本章では、乙に委託費を支払うために、業務の実施状況を確認する条項を規定する。

#### (1) 第 22 条 自己モニタリング実施計画書の作成・提出

乙が行うモニタリングを自己モニタリングとし、その実施方法を甲に提出させる規定である。これは、甲は、乙が行う自己モニタリングの内容を把握することで、甲のモニタリングとすることができるようにする趣旨である。また、甲が行う具体的なモニタリング方法については、別紙に記載できるようにしている。

## (2) 第 23 条 業務報告書等の提出

業務の実施状況等について、書面による報告を受ける。甲が行うモニタリングでも利用するためである。

## (3) 第 24 条 モニタリングの実施

甲は、乙から提出された報告書（自己モニタリング結果を含む）に基づき、業務の履行状況等の確認を行う。確認方法は、業務報告書による確認のほか、施設管理の案件では管理物件に立ち入り、実際の業務の実施状況を確認することが想定される。これらを一般的に「モニタリング」と呼ぶ。

具体的なモニタリングの方法は、別紙で記載できるようにしている。

## (4) 第 25 条 甲による調査への協力

法に定められた甲による調査等を規定している。概念的には、モニタリングの一種ではあるが、特殊な調査であることから、単独の条文として扱うことにした。

# 4. 第 4 章 委託費の支払い

本章では、乙に委託費を支払う手続き等について規定する。個々の事業によって大きく異なるため、本契約書では詳細な記述を避け、必要最小限の記述にとどめた。

## (1) 第 26 条 委託費の支払い

委託費の支払いの方式について記載している。個々の案件で異なること想定し、詳しくは別紙で記載できるようにしている。

## (2) 別紙 4 委託費の支払方法

委託費の支払いの方式について記載している。記載事例として、①委託期間中に支払いを平準化した固定費支払い、②実需要数に従って変動する変動費支払い、③インセンティブを踏まえた支払いの事例を記載した。②は、支払い額が増額する意味において、原単位の金額設定を提案させることで、インセンティブの範疇にすることも可能である。

## (3) 第 27 条 委託費の改定

委託費を改定する場合を想定して規定している。具体的な改定方法が別紙で詳細に記載できるようにした。なお、別紙では、物価変動の事例について記載している。

#### (4) 第 28 条 委託費の減額

甲のモニタリングによる業務確認の結果、乙が必要な水準の業務を実施していないと認められた場合における措置として、委託料を減額できる規定としている。また、その詳細は別紙に記載できるようにしている。

このような規定により乙に対する要求水準遵守の経済的動機付けになる一方で、事業リスクが過大として応募を回避する一因にもなるため、その取扱いは慎重に検討すべきである。実際に、減額規定を設けない事例も多い。

減額規定を設ける場合には、モニタリングの項目、業務の評価基準、減額メカニズム、減額の程度等を客観的かつ明確に規定する必要がある。

#### (5) 別紙 3 モニタリングの実施と減額等

甲が行うモニタリングと、モニタリングの結果にもとづく委託費の減額の事例について記載している。

委託費の減額の事例は、ペナルティーポイントによる減額の方法の事例である。是正措置事のペナルティーポイントの値や、それにもなう減額割合の設定については、慎重な検討が必要である。

また、インセンティブの方法の一つとして、ペナルティーポイントを相殺できるボーナスポイントの仕組みも記載した。

### 5. 第 5 章 業務等に関する変更

本章では、契約変更の手続きについて、その方法を規定した条項を規定する。

#### (1) 第 30 条 要求水準書等の変更

複数年におよぶ事業の場合、当初定めた要求水準や仕様、及びそれに伴う委託費の変更が必要になる場合がある。その手続きについて、規定したものである。具体的な手順について別紙に記載している。甲乙協議で対応することが原則であるが、詳細な手順を明記することで、契約変更の実効性を高めることにもなる。

#### (2) 第 31 条 業務計画書等の変更

乙が提出した業務計画書の変更に関する規定である。原則的には、乙には、業務方法の変更の裁量があるが、甲が行うモニタリングにも影響があるため、甲が事前に確認する運用としている。

## 6. 第6章 契約の終了

本章では、契約の途中解除や、契約終了時の施設明け渡しの条件、業務の引き継ぎ等について規定する。

### (1) 第32条 乙の債務不履行による契約解除

甲が契約期間満了以前に契約を解除する場合の規定をおいている。事由にもよるが、基本的には乙へ事前通知を行うこと、及び契約の解除までには一定の猶予期間をおくことが重要である。

解除事由は、法に定められた事項や、モニタリングの結果として要求水準未達の状況が改善する見込みのない場合も想定している。

### (2) 第33条 甲の債務不履行による契約解除

双務契約として、「対等な関係」という観点からは、甲だけでなく、乙からも契約解除を申し出ることができるようにすることが望ましい。

### (3) 第34～35条 法令変更、不可抗力による契約解除

法令変更、不可抗力の発生により業務の中断が余儀なくされ、やむをえず契約解除を行うことも想定される。この場合の費用等の負担について、別途定める。本契約書では、別紙対応としている。

### (4) 第36条 契約終了に際しての措置

主に施設の管理運営が含まれる業務が対象の条文である。

契約終了時の施設の明け渡しにおいて、乙の責めによる施設の損傷があった場合の補修や、原状回復を行う旨を規定している。

また、乙の業務の一環として、設備やシステム、什器等を購入又は調達させたものについては、本事業の実施のための必需品と考えられるため、甲に引き渡す旨を規定している。なお、乙の任意で購入・調達した設備やシステム、什器等については、原則として、乙が自己の所有物として、撤去・撤収することになるが、両者の協議により、甲が引き継ぎ、次の事業者を提供することが合理的と判断されることも想定されるため、その場合の甲の買い取り規定も設けている。

### (5) 第37条 委託期間終了時の業務の引継ぎ

業務等の引継ぎについて定める。トラブルなく次の事業者を引き継ぐために、引継ぎ



業務を乙の義務とする重要な規定である。本来は、必要十分な引継ぎ期間と、具体的な関係資料を定めるべきであるが、案件事に異なるものでもあることから、本書では、別途、甲乙協議で定めることとしている。

## **7. 第7章 損害賠償等**

本章では、甲乙にそれぞれ損害が発生した場合を規定している。

### **(1) 第38条 遅延利息**

甲乙それぞれが金銭の支払いを遅延した場合には、遅延期間に基づき利息が発生する。この利率を明記する規定である。

### **(2) 第39条 損害賠償**

甲及び乙の故意又は過失により損害が発生した場合には、それぞれがそれぞれが損害を負担する。双務契約の原則にのっとり、甲乙それぞれが損害賠償請求できる規定としている。

## **8. 第8章 法令変更**

本章では、法令変更が発生した場合の具体的な対応方法を規定する。

### **(1) 第40条 通知等**

長期の契約期間となると、法令が変更され、事業の遂行上問題が発生する可能性がある。法令変更により業務が遂行できなくなった場合に、相互に対応方針を検討するため通知を行う。また、それぞれ、法令変更により発生する損失を最小限にするよう努力しなければならない。

### **(2) 第41条 協議及び増加費用の負担等**

法令変更に対応するため、契約内容の変更（委託費の変更も含む）について、甲乙協議を行う。協議が整わない場合を想定し、甲が合理的な範囲の対応方法を決め、それにより乙に発生する増加費用や損害の負担の割合について、別紙で定めている。

### **(3) 別紙7 法令変更による増加費用及び損害の負担**

法令変更は、一般法令と税制に関する法令にに分けて記載している。一般の法令変更

では、事業に直接関わる法令として、可能であれば具体的に明示し、その変更に関しては甲の負担としている。

税制に関する法令では、乙の利益に課税される税制は乙負担としており、消費税を含めたそれ以外の税制については、甲負担としている。

## 9. 第9章 不可抗力

本章では、不可抗力が発生した場合の具体的な対応方法を規定する。

### (1) 第42条 通知等

不可抗力により、事業の遂行上問題が起こる可能性はゼロではない。そのために、不可抗力により業務が遂行できなくなった場合に、相互に対処方針を検討するため、通知を行う。また、それぞれ、不可抗力により発生する損失を最小限にするよう努力しなければならない。

### (2) 第43条 不可抗力による損害額の負担等

不可抗力に対処するため、契約内容の変更（委託費の変更も含む）について、甲乙協議を行う。協議が整わない場合を想定し、甲が合理的な範囲の対応方法を決め、それにより乙に発生する増加費用や損害の負担の割合について、別紙で定めている。

### (3) 別紙8 不可抗力による増加費用及び損害の負担

民間企業や団体は、基本的に不可抗力を管理する能力や技術を有してはいない。従ってこれらの者に不可抗力リスクを負担させるのは適切とは言えない。過大なリスク負担は事業の安定性や継続性に支障をきたしかねない。従って、不可抗力により乙に発生した損害や損失については、合理的な範囲内で甲が負担するのが適切なリスク分担といえる。

この考え方にもとづき、甲がすべて負担する場合を記載している。

また、一部の長期の事業においては、不可抗力の発生による損失を最小限に食い止めるために、乙にもその動機付けとなるよう、一部の増加費用を負担させることも考えられる。本記載例では、委託費の1%までを負担する事例を記載している。ただし、このリスク負担により、事業者の事業への応募意欲の減退につながる可能性もあるため、設定には慎重な検討が必要である。

### (4) 第44条 不可抗力への対応等

地震災害等の不可抗力は、法令変更と異なり、緊急の対応が求められる。そのために、

不可抗力が発生した場合に備え、事前に業務計画書にその対応手順を記載していくことが求められる。その手順に基づき、早期に対応措置を行うことを規定している。

## 10. 第 10 章 著作権等

本章では、著作権に関して規定する。

### (1) 第 46 条 著作権の利用等

乙が甲に関係書類を納入する場合は、原則的には、乙の著作権を保護しながらも、甲が問題なく利用できるようにした規定となっている。

### (2) 第 47 条 著作権の譲渡禁止

納入された関連書類について、甲の利用に影響がないよう、乙が第三者に著作権を譲渡することを禁じた規定である。

## 11. 第 11 章 その他

本章では、契約上の地位の譲渡、秘密保持・個人情報保護、保険の付保、みなし公務員、見学者対応、通知・請求等の様式その他に関して規定する。

### (1) 第 50 条 契約上の地位の譲渡

乙が、甲に無断で本契約によって生ずる権利や義務を第三者に譲渡・継承させること、また担保設定をすることを禁じている。

### (2) 第 51 条 秘密保持・個人情報保護

甲乙それぞれ、秘密情報を守秘する旨が規定される。ただし、秘密情報の範囲を無制限に拡大することは現実的でないため、業務開始前に自ら保有していたもの、公知となったもの等は対象外とすることが規定される。

同様に、法令に従い個人情報を保護する規定と、甲が独自に定めている個人情報保護の規定がある場合は、別紙に記載できるようにしている。

### (3) 第 53 条 みなし公務員

法に定められた秘密保持及び罰則について、法令を確認する趣旨で規定している。

**(4) 第 54 条 見学者対応等**

施設管理の業務の場合、甲が要請する見学について、対応する旨を記載している。

**(5) 第 55 条 通知・請求等の様式その他**

甲と乙の間の請求、勧告、通知、報告、承諾又は解除は、原則として書面により行うことを定める。乙が共同企業体となる場合は、それらの窓口は、代表企業が対応することを明記している。特に、委託費の支払い口座は、代表企業に振込み、その先の構成員の支払いは、代表企業の裁量で行うことになる。その他、一般的な規定として、言語、計量単位等に関する規定を置く。